

開発事業における  
無電柱化推進のためのガイドライン  
【Ver.1.3】

令和8年6月

国土交通省 都市局 都市計画課

# 目次

## 序章 ガイドラインの背景と目的

序一1	ガイドライン策定・改訂の背景と目的	1
序一2	ガイドラインの使い方	3
序一3	用語解説	4

## 【基本編】

### 第1章 開発事業における無電柱化の基本的な情報

1-1	無電柱化によるまちづくりへの効果	6
1-2	新設電柱の抑制に係る法令及び関係通知	8
1-3	無電柱化の整備手法	15
1-4	無電柱化の事業手法	19
1-5	無電柱化に係る支援制度	23

### 第2章 開発事業における無電柱化の実態と課題

2-1	開発事業における無電柱化の特徴	30
2-2	開発事業における無電柱化の実態	30
2-3	開発事業における無電柱化の課題	31

## 【実践編】

### 第3章 開発事業における無電柱化の企画・検討

3-1	無電柱化を企画・検討する上でのポイント	32
3-2	無電柱化に係る協議期間	33
3-3	無電柱化に係るコスト	35

### 第4章 開発事業における無電柱化の計画・設計・工事

4-1	開発事業における無電柱化の実施フロー	62
4-2	段階別の無電柱化実施に係るポイント・留意点	64

## 【事例編】

### 第5章 開発事業における無電柱化の先進事例

5-1	無電柱化の規制・施策事例（ソフト事例）	83
5-2	無電柱化の施工事例（ハード事例）	97

## 【参考資料】

参 考	開発事業における無電柱化「Q&A」	140
参 考	開発事業における無電柱化に関する「協定書」	146

## 序—1 ガイドライン策定・改訂の背景と目的

### (1) ガイドライン策定・改訂の背景

平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下、「無電柱化法」という。）が施行され、都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う開発行為等（以下、「開発事業」という。）により道路整備が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされました。令和 2 年 3 月には開発事業により新たに設置される道路（以下、「開発道路」という。）における無電柱化の取扱いについて整理した「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）」を発出し、無電柱化をより一層推進しているところです。

また、令和 3 年 5 月には無電柱化法第 7 条に基づき、平成 30 年 4 月策定の無電柱化推進計画に代わる新たな無電柱化推進計画が策定されました。当該計画では、「脱・電柱社会」を目指すため、徹底したコスト縮減や事業の更なるスピードアップに加え、「新設電柱を増やさない」という取組姿勢とともに、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、関係者が連携して無電柱化を進めるべきことが明記されました。これらの経緯を踏まえ、地方公共団体や開発事業を行う事業者（以下、「開発事業者」という。）を対象とした、開発事業における無電柱化の普及活動の一環として、令和 5 年 5 月に本ガイドライン（Ver.1.0）を策定しました。

その後の各種取組の進展状況等を踏まえ、本ガイドラインは毎年更新していますが、この度、令和 8 年 6 月策定された「第 3 次無電柱化推進計画」の内容も踏まえ、低コスト手法等を活用した最新の無電柱化事例や、無電柱化に関する「協定書」等の情報を拡充し、本ガイドラインを Ver.1.3 へ改訂します。

【参考】無電柱化推進計画（国土交通省ウェブサイト）

[https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\\_21.html](https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_21.html)

### (2) ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、開発許可権者である地方公共団体の担当者や開発事業者の実務担当者、電線管理者の関係者が、開発事業における無電柱化に取り組む際の参考としていただくことを目的として、無電柱化に係るノウハウ（留意点やポイント、事例等）を整理したものです。

また、本ガイドラインは、無電柱化の初心者から経験者まで活用できるよう、無電柱化に関する基本的知識を取りまとめた「基本編」と実際の計画・設計を行う上でのポイント等を取りまとめた「実践編」、無電柱化の先進事例を取りまとめた「事例編」で構成しています。

#### 【本ガイドラインの構成と主なポイント】

構成	主なポイント
【基本編】	無電柱化の実態や課題、整備・事業手法等を整理
【実践編】	開発事業における段階別の無電柱化推進ポイント・留意点を整理
【事例編】	規制・施策事例や施工事例（低コスト手法採用等）を整理

## 第3次無電柱化推進計画の概要 (1/2)

### 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

#### 1. 取組姿勢

- 依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、**電柱は増やさず、確実に減らす。**
- 特に、緊急輸送道路については無電柱化を加速化する。
- 地域や現場の実情に応じて、多様な整備手法を活用するなど、徹底したコスト削減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を延ばす。
- 事業の更なるスピードアップを図る。

#### 2. 適切な役割分担

無電柱化の目的に応じ、適切な役割分担のもと、関係機関が連携して無電柱化を推進する。

(防災・強靱化目的)

- 市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、**道路管理者が道路啓開等の観点から優先順位を明確にし**、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者を除き道路管理者が主体的に実施する。
- 長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

(交通安全、景観形成・観光振興目的)

- 安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は、**地域の関係者が協働して面的な対策を計画**するなど、道路管理者、地方公共団体が主体的に実施。
- 道路事業、市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者及び関係する事業者が連携。

### 2. 無電柱化推進計画の期間

2026年度から2030年度までの5年間

### 3. 無電柱化の推進に関する目標

#### ①防災・強靱化の推進

緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間、離島や山間部を含め、電力や通信のレジリエンス強化の観点で効果的な区間。

[指標]

優先整備区間(約4,700km)

計画策定率 68% → 概ね完了、整備完了率 31% → 41%

市街地の第一次緊急輸送道路(約10,000km)

計画策定率 70% → 概ね完了、整備完了率 55% → 61%

#### ②安全・円滑な交通確保

バリアフリー法に基づく特定道路、通学路 等。

[指標]

バリアフリー特定道路(約4,450km) 計画策定率 50% → 57%

ゾーン30プラスの通学路(263地区)

計画策定地区数 5地区 → 55地区

#### ③景観形成・観光振興

世界遺産周辺、重要伝統建造物群保存地区 等。

[指標] 計画策定地区数

世界文化遺産周辺(104地区) 49地区 → 58地区

重要伝統的建造物群保存地区(129地区) 69地区 → 80地区

歴史まちづくり重点区域(141区域) 67区域 → 79区域

以上の目標を達成するため、電線管理者が単独地中化で実施する区間も含め、**約1,000km**の整備を実現する。併せて、**約4,000km**の計画を策定そのほか、市街地開発事業等における無電柱化を進める。

切迫する巨大地震へ備えるため、**今後30年程度**で、優先整備区間及び市街地の第一次緊急輸送道路の**無電柱化の概成**を図る。

本計画で定めた目標値を踏まえて、**レベニューキャップ制度**の第二規制期間の無電柱化の**目標値を策定**。

## 第3次無電柱化推進計画の概要 (2/2)

### 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

#### 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

- 「第1次国土強靱化実施中期計画」により緊急輸送道路の無電柱化を推進。
- 高速道路ICから広域防災拠点間を結ぶ路線など、道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化を推進。
- 道路閉塞のリスクを取り除くため、電線共同溝の**事業中区間においては原則として既設電柱の占用制限**を指定。
- 沿道民地の電柱について、優先整備区間において、電線共同溝や、要請者負担方式、単独地中化など、**多様な手法**を用いて無電柱化を進めるほか、**沿道区域届出勧告制度を積極的に活用**。

#### 2. 新設電柱の抑制

- 道路事業・市街地開発事業等の実施に際し、**電柱新設の原則禁止の徹底**を図るとともに、市街地開発事業等において、**施工事例や優良事例等を整理した各種ガイドライン等の策定・更新**や、**国の財政支援における要件化を検討**し無電柱化の徹底を図る。
- 地方公共団体における無電柱化推進の取組を収集・横展開等により、無電柱化を着実に推進。

#### 3. コスト削減の推進

- 新たな整備手法や施工現場の改善等に関する知見**を踏まえ、「コスト削減の手引き」を更新し、普及促進を図る。
- 効率的に無電柱化を推進するため、屋側配線や迂回配線、地上配線や側溝配線など、**地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法を活用し**、**ピンポイントで電柱を撤去することも含め**、地域の協力を得て推進。
- 宅地開発で整備される道路の規模・性質も踏まえた**宅地開発用の設備設計マニュアル等を作成**。

#### 4. 事業のスピードアップ

- 包括発注等の契約手続き、調整方法等をまとめた手引き**を作成し、地方公共団体への講習等を通じて、普及促進。
- 電柱撤去の迅速化を図るため**、合意形成の進め方、工事ロットの設定の考え方、管路の施工工程の見直し等を行う。

#### 5. 占用制限の拡大

- 交通安全の観点で、**バリアフリー法に基づく特定道路や通学路等での新設電柱の占用制限を拡大**。
- 既設電柱の撤去を加速するため、**事業中区間においては原則として既設電柱の占用制限を指定**。(再掲)

#### 6. 点検及び維持管理

- 埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、電柱などの**占用物件の安全性や維持管理の状況を定期的に確認**。
- 電柱の老朽化の状況も踏まえて無電柱化を検討**するなど効率的に無電柱化に取り組む。

### 5. 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援
3. フォローアップ

## 序—2 ガイドラインの使い方

開発事業における無電柱化を実施する上では、「開発許可権者（地方公共団体）」「開発事業者」「電線管理者」がそれぞれの役割を理解し、必要な検討事項等を相互に把握することが、円滑な事業推進につながります。

そこで、本ガイドラインにおいては、それぞれの主体が無電柱化を推進するために知りたい情報や知識、事業性の判断材料となる情報、協議・調整のポイント等を主体別・段階別に取りまとめ、実際に開発事業における無電柱化を進める際の参考として活用することができるようにしています。

無電柱化に関して知りたいこと	ガイドラインの記載事項	基本編
①無電柱化導入による効果を知りたい	無電柱化によるまちづくりへの効果	6 頁
②無電柱化に係る関係法令を知りたい	新設電柱の抑制に係る法令及び関係通知	8 頁
③無電柱化の現状や課題を知りたい	開発事業における無電柱化の実態と課題	30 頁
④無電柱化の構造や事業手法等を知りたい	無電柱化の基本的な情報	15 頁
<b>実践編</b>		
⑤事業性を判断する上での参考情報を知りたい	無電柱化を企画・検討する上でのポイント	32 頁
⑥協議・調整を円滑に進めるためのポイント等を知りたい	段階別の無電柱化実施に係るポイント・留意点	64 頁
<b>事例編</b>		
⑦無電柱化の規制・施策事例を知りたい	無電柱化の規制・施策事例（ソフト事例）	83 頁
⑧無電柱化の施工事例を知りたい	無電柱化の施工事例（ハード事例）	97 頁

この他、実際の無電柱化事業を進めるにあたって必要となる関係通知や技術マニュアル等については、巻末に収録している参考資料の他、国土交通省や各地方整備局等のウェブサイト等をご参照ください。

【参考】無電柱化の推進（国土交通省ウェブサイト）

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>

### 序—3 用語解説

本ガイドラインで使用する主な用語を以下に示します。

	用語	定義
あ行	一般送配電事業	自らが維持し、運用する送電および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給および電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く）。
	一般送配電事業者	一般送配電事業を営むことについて経済産業大臣の許可を受けた者を指す。
	迂回配線	無電柱化を行うため、無電柱化対象道路に並行する道路等へ電柱、電線等を配置し、家屋への引込みを無電柱化対象道路に並行する道路から行う整備手法。
	屋側配線	建物の軒下や壁面等を活用して、電線類の配線を行う方式。
か行	開発許可制度	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（いわゆる「線引き制度」）を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とした都市計画法上の制度。
	開発行為	主として①建築物の建築、②第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、③第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
	管路直接埋設構造	ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する整備手法。
	管路部	電力や通信用のケーブルを収容する管路部分（本体管路、引込管、引込設備、連系管路、連系設備）をいう。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
	ケーブル直接埋設構造	ケーブルを地中に直接埋設する整備手法。
	小型ボックス構造	管路の代わりに小型化したボックス内に複数のケーブルを収容し埋設する整備手法。
さ行	自治体管路方式	管路部・特殊部を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する事業手法。
	接続部	電線を接続するために設ける特殊部をいう。
	ソフト地中化	地上機器を道路上に設置できない道路において、変圧器等を街路灯の共用柱等に配置する地中化方式。
た行	単独地中化方式	電線管理者が整備する事業手法。
	地上機器部	変圧器や開閉器等の地上機器を設置するために設ける特殊部をいう。
	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者及び同法第16条第1項の規定による届出をした者。
	電線管理者	電線の設置及び管理を行う者をいう。本ガイドラインでは、電力・電話・通信・ケーブルテレビ等を指す。
	電線共同溝	電線の設置および管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。電線共同溝法に基づき設置するもの。
	電線共同溝方式	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）」に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する事業手法。

用 語		定 義
た行	道路管理者	道路法の規定によって道路法の道路を管理する者をいう。
	特殊部	分岐部、接続部ならびに地上機器部を総称していう。
は行	配線計画	電線管理者が行う、対象地区の電力、通信需要を想定したケーブルの種類、径、条数および特殊部の種類、位置等の計画をいう。
	引込管	需要家への電線類の引込みのために敷設する管路の内、当該整備道路内に設けるものをいう。
	引込設備	需要家への電線類の引込みのために敷設する管路の内、当該整備道路外に設けるものをいう。
	分岐部	電線の宅地内への配線等のため、2つ以上に分けるために設ける特殊部をいう。
	変圧器 (トランス)	高圧(6,600V)から低圧(100Vまたは200V)に電圧の変換を行うため地上に設置される電力機器をいう。
ま行	無電柱化	電線を地下に埋設することや表通りから見えないように配線する等の方法により、電柱または電線の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱または電線を撤去することをいう。
や行	要請者負担方式	要請者が整備する事業手法。
ら行	連系管路	地下に收容された電線類と周辺の架空の電線類を結ぶために必要な管路の内、当該整備道路内に設けるものをいう。
	連系設備	地下に收容された電線類と周辺の架空の電線類を結ぶために必要な管路の内、当該整備道路外に設けるものをいう。

## 1-1 無電柱化によるまちづくりへの効果

「無電柱化」とは、道路の地下空間に電線類（電力線、通信線等）を収容する管路等を埋設する「電線類の地中化」や、無電柱化を行う道路から見えないように無電柱化を行う道路に並行する道路等から配線する「迂回配線」等により、電柱または電線の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱または電線を撤去することをいいます。

無電柱化の整備により、「防災」「安全・円滑な交通空間の確保」「良好な景観形成」といったまちづくりへの効果が期待される他、「魅力的なまちづくり」「まちの高付加価値化」といった効果も期待されます。

## 無電柱化の効果①

「災害に強い」まちづくりが可能となります

- ・近年頻発している大規模災害（地震や台風、集中豪雨等）が発生した際、無電柱化を実施している道路においては、電柱が倒壊することによる道路寸断を回避することができます。
- ・また、電線類を地中化することにより、災害時におけるライフラインの信頼性及び安全性の向上が期待できます。



整備前



整備後

## 無電柱化の効果②

「安全で歩きやすい」交通空間の確保が可能となります。

- ・無電柱化を実施することで、歩道上のスペースを従来よりも広く確保することが可能となり、高齢者や車いす、ベビーカーを利用する方々をはじめとして安全で歩きやすい通行空間の確保が可能となります。
- ・また、交差点での見通しが良くなり、交通標識等が視認しやすくなることを期待できるため、交通安全に寄与することができます。



整備前



整備後

## 無電柱化の効果③

「良好な景観」の形成が可能となります

- ・無電柱化の実施により、電柱や電線類を道路上から撤去することで、空が広く良好な景観の形成が可能となります。
- ・また、歴史的な建造物やまち並み、山々などの自然景観を本来の姿で望むことが可能となり、観光振興にも寄与することができます。



整備前



整備後

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ「無電柱化の推進」より

#### 無電柱化の効果④

#### 「魅力的なまち・住みたくなるまち」づくりの実現

- ・無電柱化の実施により、空が広く開放的なまち並み形成を図ることができるとともに、電線類の地中化により鳥害防止も図ることができることから、景観に優れた魅力的なまちの形成に寄与することができます。
- ・また、無電柱化により電柱倒壊や電線類の断線等の不安要素が軽減され、防災性の高いまちづくりが可能となることから、住民にとって「魅力的なまち・住みたくなるまち」の形成に寄与することができます。



■岐阜県各務原市の開発事業



■新潟県見附市の開発事業

#### 無電柱化の効果⑤

#### 無電柱化の実施による「まちの差別化・高付加価値化」

- ・無電柱化を実施した地区は、従来の電柱や電線がある地区と比べ、景観面・防災面において優れることから、「まちの差別化・高付加価値化※」が見込まれます。
- ・無電柱化の実施により、開発事業者においては質の高い資産形成が可能となるとともに、宅地分譲時の販売促進に寄与することができます。



■兵庫県芦屋市の開発事業

※電柱1本当たり0.48%不動産価格が下落するとの研究がある。(出典：Suzuki, M., Mori, J., Maeda, T. N., Ikeda, J. (2023) "The economic value of urban landscapes in a suburban city of Tokyo, Japan: A semantic segmentation approach using Google Street View images," Journal of Asian Architecture and Building Engineering, 22(3), 1110-1125.)

## 1-2 新設電柱の抑制に係る法令及び関係通知

### (1) 無電柱化法第 12 条前段に基づく新設電柱の抑制

○関係事業者は、道路事業や開発事業を含む市街地開発事業等が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることと規定されています。

電線類の地中化や迂回配線、屋側配線等により電柱を立てないようにする「無電柱化」は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から有効とされており、ロンドンやパリ等のヨーロッパの主要都市や香港・シンガポール等のアジアの主要都市では既に概成し、電柱や電線に遮られない空は当たり前前の景色となっています。

日本の各都市の無電柱化率は、数字の上では未だそれらに比肩するような状況

ではありませんが、昭和 60 年代からの累次の無電柱化推進計画に基づく関係主体の取組や、低コスト手法の普及等により、三大都市圏を中心に次第に進んできています。

そうした状況を後押しするため、平成 28 年 12 月に無電柱化法が施行され、第 12 条の前段において、「**関係事業者（道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者）は、道路事業や市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上に新たに設置しないようにする**」旨が規定されました。

ここで、道路事業と並んで規定されている「市街地開発事業」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定される以下の 7 つの事業を指します。

#### 【市街地開発事業（都市計画法第 4 条第 7 項に規定される 7 つの事業）】

- 土地区画整理事業
- 新住宅市街地開発事業
- 工業団地造成事業
- 市街地再開発事業
- 新都市基盤整備事業
- 住宅街区整備事業
- 防災街区整備事業

一方、「その他これらに類する事業」については、無電柱化法上の定義はありませんが、後述する国土交通省道路局の通達「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」において、以下の 3 つの事業が掲げられており、**本ガイドラインの対象である都市計画法第 29 条に基づく開発事業も該当**します。そのため、新たに道路を整備する開発事業の実施時には、当該事業の状況を踏まえつつ、無電柱化の実施について検討する必要があります。

#### 【その他これらに類する事業】

- 公共事業関係費により道路の工事を行う事業（都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）
- 都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為等により道路を整備する事業
- 道路管理者以外の者が法第 24 条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

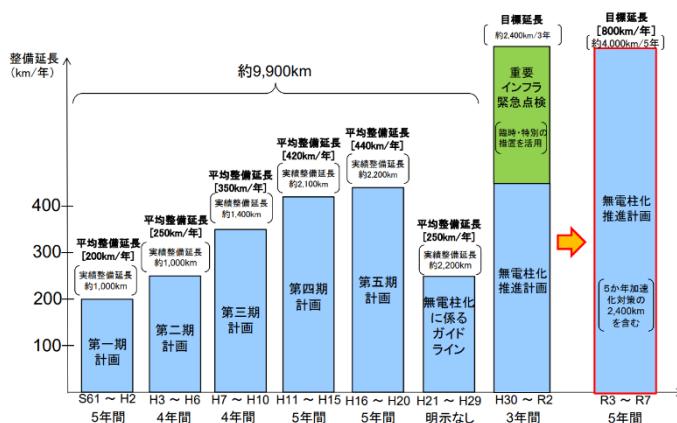


図 年度毎の無電柱化延長（着手ベース）

出典：国土交通省「無電柱化推進検討会議（第1回）」資料

前述を踏まえ、本ガイドラインにおいては、「市街地開発事業その他これらに類する事業」を「市街地開発事業等」と称します。

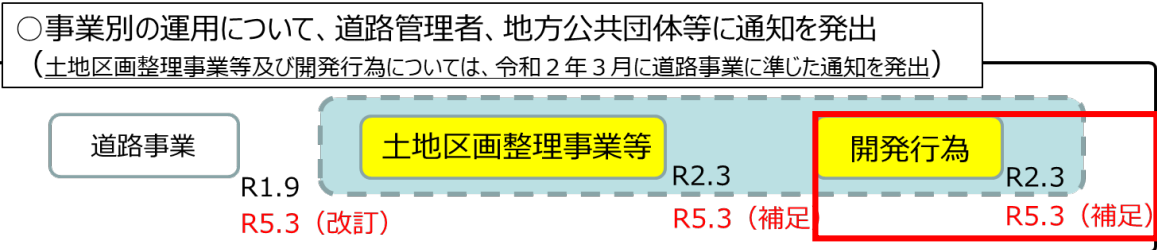
**【無電柱化法第 12 条に基づく電柱の設置抑制】**

○無電柱化の推進に関する法律 第 12 条  
道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする

【技術上困難と認められる場所】

- ・掘削の深さが浅い箇所
- ・延長が無電柱化するには短い箇所
- ・工事着手の2年前までに通知されていない箇所（電線管理者の予算の確保、設計等の準備期間）
- ・構造その他の事情に照らし技術上困難と認められる場所（道路の幅員が著しく狭い、既設埋設占有物件が多数など）

○道路法施行規則（平成 31 年 4 月 1 日改正）  
道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は新たな電柱設置を抑制



直轄国道42kmについて、  
電線管理者へ通知済み

他の道路へも展開

市街地開発事業等による整備予定路線について、都市計画決定時などの早い段階で電線管理者へ通知するよう、施行者・開発事業者への指導を徹底

出典：令和 2 年度第 4 回無電柱化推進のあり方検討委員会「市街地開発事業等の取組について」  
(一部加筆) 国土交通省

## (2) 道路法施行規則改正と道路局発出の関係通知

○道路局発出の手引きにおいて、掘削等の深さや施工区間延長の具体的な考え方、2年前通知の工事着手日の考え方をはじめとした詳細な運用方法が示されている他、費用負担の考え方も含めた道路管理者と関係事業者の役割分担が示されています。

無電柱化法第12条前段の規定の実効性を確保するため、平成31年4月1日の道路法施行規則の一部改正により、規則第4条の4の2に「電線の占用の場所に関する技術的細目」が追加され、道路事業や市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合、電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限り、公益上やむを得ないと認め、道路占用許可を行うことが規定されました。

なお、上記の規則改正に関しては、同日付けで発出された道路局の通達「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」及び同取扱いの運用上の留意事項に関する事務連絡において、対象事業や地下埋設が技術上困難であると認められる場所の解釈等が示されています。

また、令和6年3月26日付け道路局発出の「無電柱化のコスト縮減の手引き」において、掘削等の深さや施工区間延長の具体的な考え方、2年前通知（13頁参照）の対象事業や工事着手の基準日の考え方等、上記通達の内容について詳細な運用方法が示された他、通知後の具体的な調整内容・調整時期、道路管理者と関係事業者の役割分担について、費用負担等の考え方も含めて示されています。なお、2年前通知を行う際には、通知日から3ヶ月以内に回答するよう期限を定めて確実に調整が行われるようにすることが示されています。

### 【参考】国土交通省道路局発出の関係通知等（巻末に収録）

- ・道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて（平成31年4月1日）
- ・「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について（平成31年4月1日）

**【無電柱化法第 12 条に基づく電柱の設置抑制】**

**H28.12 「無電柱化の推進に関する法律」公布・施行**

- 国、地方公共団体、関係事業者※1の責務（第3条、第4条、第5条）
  - 電柱又は電線の設置の抑制及び撤去（第12条）  
 関係事業者は、「市街地開発事業その他これらに類する事業」※2が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、既存の電柱又は電線の撤去を併せて行うことができるときは、撤去するものとする。
- ※1：道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者  
 ※2：土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業、住宅市街地総合整備事業、開発事業（都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業）等

**H31.4 「道路法施行規則の一部を改正する省令」公布・施行**

- 「電線の占用の場所」に関する技術的細目を新設（第4条の4の2）  
 電線を地上に設けることができる場所（公益上やむを得ないと認められる場所）は地下に埋設することが技術上困難であると認められる場所に限定 → 上記以外の場所では、道路管理者が電線の道路上の占用許可を与えないこととした

**H31.4 「道路法施行規則改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱い」発出**

- 新たな電柱の設置を抑制すべき事業(2)
- 地下埋設が技術上困難であると認められる場所(3)
  - ・ 道路掘削工事の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場合(3(1))
  - ・ 道路掘削工事の施工区間延長が各地上機器の供給延長と整合しない場合(3(2))
  - ・ 道路掘削工事着手の2年前までに通知がなされていない場所(3(3)) 等
- 2年前通知が可能であるにも関わらず、通知がなされなかった場合は道路管理者は道路を引き継ぐべきではない(4(3)ア)
- 2年前通知がなされていない場所についても、道路管理者は可能な限り無電柱化がなされるよう開発事業者、関係事業者等との調整に努めること(4(3)イ)

**R1.9 「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」を発出**

- 費用負担の考え方について  
 → 道路事業に併せた無電柱化に要する費用は、関係事業者が負担することを基本として調整する

**R5.3 「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引きVer.2」を発出**

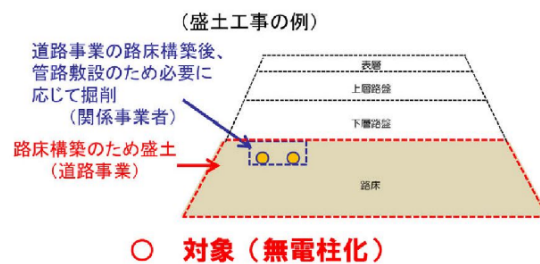
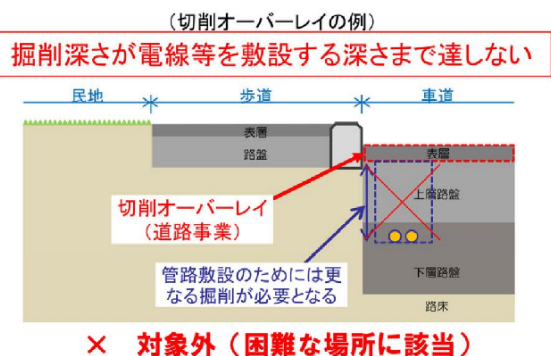
- 通知対象となる事業を明確にし、通知時期を可能な限り前倒しすることを明記

**【地下埋設の困難性への該当性（R1.9.30 道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き）】**

道路を掘削する工事における掘削等の深さ

「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（通達）  
 (1)道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さが基準に照らして十分でない場所

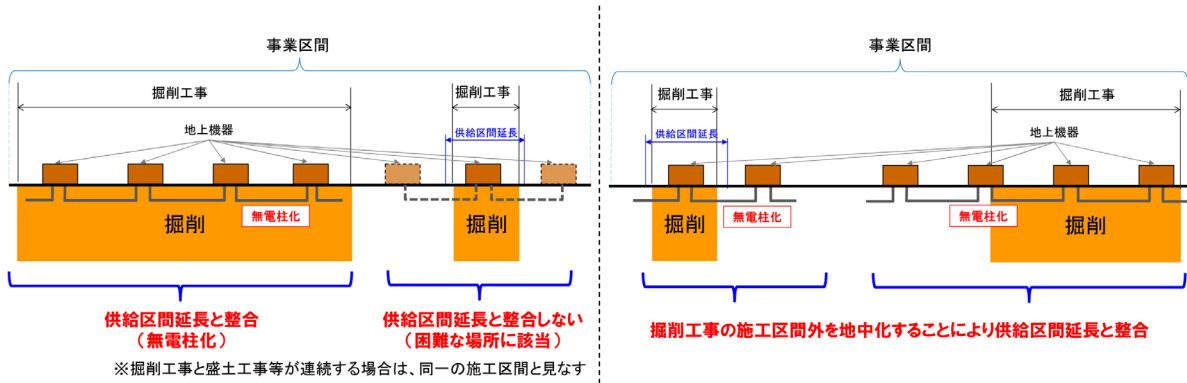
「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」（事務連絡）  
 (1)通達3(1)の「掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さが基準に照らして十分でない場所」とは、切削工等で掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さに比べて極めて小さいと認められる場所とする。



## 施工区間延長の考え方

「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(通達)  
 (2)道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所

「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」(事務連絡)  
 (2)通達3(2)の「各地上機器の供給区間延長と整合しない場所」とは、概ね1器の地上機器の供給区間延長を超えない施工区間延長の工事と認められる場所であり、当該供給区間延長は、地上機器の容量や沿道の電力需要等により異なることから、関係事業者と適切に調整すること。



## 占有が予定される関係事業者への通知

「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(通達)  
 (3)関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所

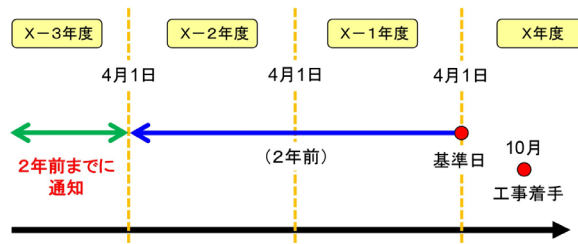
「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について」(事務連絡)

(3)通達3(3)の「工事着手」の基準日は、当該事業区間において、初めて工事費を投入する年度の4月1日とし、道路を掘削する工事着手の基準日の2年前までの通知を行うに当たっては、地方ブロック無電柱化協議会等の場を活用して通知を行うほか、文書により通知すること。

また、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事を実施する旨の通知がなされた以降に用地取得や事業進捗等の遅れにより計画に変更が生じ、関係事業者の予定に影響が生じることが確実となる場合、関係事業者に対して、改めて通知を行うこと。

なお、通達2(1)の「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業」及び2(2)イの「都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業」については、事業実施者が、将来道路管理者と異なるため、事業実施者と関係事業者の事前協議の場等を活用して道路を掘削する工事を実施する旨の通知をすること。

○ X年度に初めて工事費を投入する(10月に工事)する場合



### (3) 都市局発出の関係通知

- 開発事業において整備される開発道路（道路法の適用）においても無電柱化が求められます。
- また、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）についても、技術上困難である場所を除き、無電柱化が求められます。
- 開発事業において無電柱化を実施する場合、開発事業者は関係事業者への通知を、道路を掘削する工事着手の2年前までに行う必要があります。
- なお、工事着手までの期間が2年未満の場合であっても、予備設計に着手する段階で関係事業者へ通知を行うなど、可能な限り無電柱化を実施することが望ましいです。

開発事業における無電柱化について、国土交通省都市局は、先に述べた道路局の通知等の発出の流れを踏まえ、令和2年3月19日に開発許可制度における無電柱化の運用について整理した「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）」を道路局及び関係事業者と調整してとりまとめ、地方公共団体に通知しました。また、令和5年3月27日には技術的助言を補足した事務連絡を発出しました。

基本的な内容は、道路局の通知に準じたものとなっていますが、それらに加えて以下のような留意点についても整理されています。

#### 開発道路における無電柱化に関する留意事項

##### (1) 道路事業に併せた道路管理者と開発許可申請者との役割分担

- ・関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、**開発道路の整備に必要な工事と重複する部分**については**開発許可申請者が整備することを基本**とする。（具体的な工事内容の例として、開発行為による道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等）
- ・関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、**開発道路の整備に必要な工事と重複しない部分**については**関係事業者が整備することを基本**とする。（具体的な工事の例として、特殊部の設置、管路の敷設、地上機器の設置、入線工事等）
- ・なお、**工事に係る費用負担**については、当該開発道路が整備後に道路管理者が管理を引き継ぐことが決定している道路である場合にはその点も十分に考慮しつつ、**開発許可申請者と関係事業者の協議により決定**する。

##### (2) 関係事業者への通知

- ・無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の2年前までに**本工事が実施される旨の通知が必要**となるが、**開発道路については開発許可申請者から関係事業者へ通知**を行う。
- ・なお、通知を行う際は、通知日から3ヶ月以内に回答するよう期限を定めて確実に調整が行われるようにする。

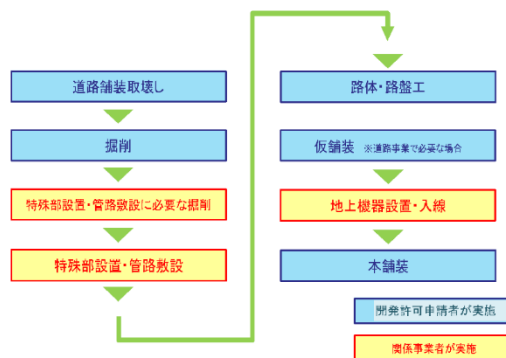


図 役割分担の例（開発道路の整備と重複する部分を開発許可申請者が行う場合）

## 開発許可権者の留意事項

### (1) 道路管理者との密接な連携

- ・開発許可に係る事務処理の円滑化を図る観点から、**道路管理者と密接に連携**をとることが望ましい。(公共施設管理者協議を受けた道路管理者は、道路法の適用を受ける開発道路の無電柱化に関する情報を、地方ブロック無電柱化協議会の場において共有することとなる。)

### (2) 無電柱化の促進に向けた指導・情報提供

- ・開発許可の事前相談の段階から、**開発許可申請者に対して**、無電柱化法に基づく指導及び開発道路の無電柱化に加え、道路管理者との公共施設管理者協議を速やかに行う等、**無電柱化の促進に向けた指導・情報提供を行う**ことが望ましい。(特に、「関係事業者への通知」は、予備設計に着手する段階で開発許可申請者が行う必要があることに留意する。)

### (3) 工事着手までの期間が2年未満の場合の関係事業者への通知

- ・**工事着手までの期間が2年未満**であるため、関係事業者への通知がなされない開発道路や、道路管理者に引き継がれない開発道路(私道)等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、**可能な限り無電柱化の実施**がなされることが望ましい。

なお、本ガイドラインでは詳述しませんが、同日に「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の運用について(技術的助言)」も発出されています。

#### 【参考】国土交通省都市局発出の関係通知等(巻末に収録)

- ・無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(技術的助言)(令和2年3月19日)
- ・無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(補足)(令和5年3月27日)
- ・無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業の運用について(技術的助言)(令和2年3月19日)

### 1-3 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、「地中化構造」と「非地中化構造」に大別されます。

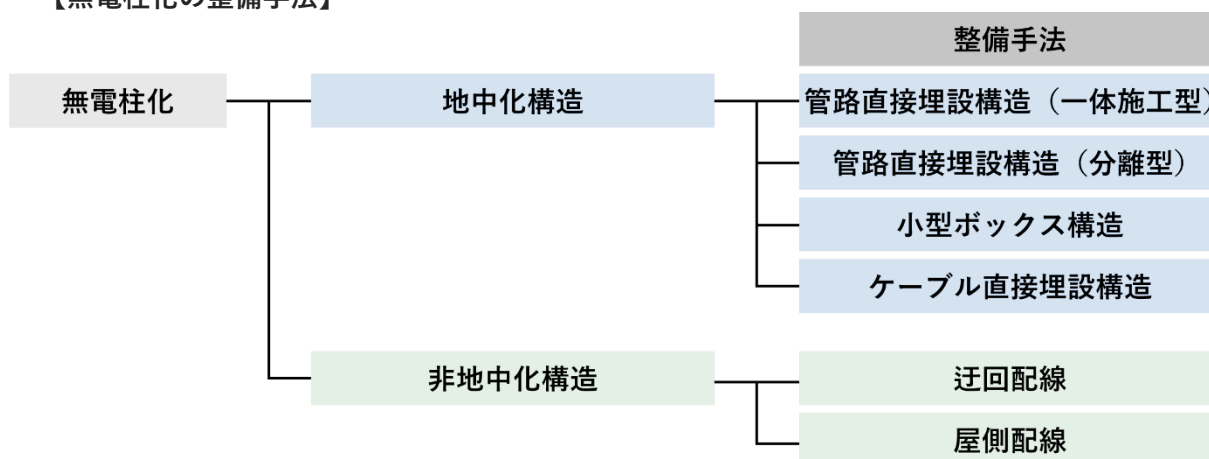
「無電柱化推進計画」では、電線共同溝等をはじめとした「地中化構造」を基本としています。

しかし、実際の整備箇所によっては、十分な歩道幅員が確保できない、または歩道の設置が困難等の理由により、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な場合があります。このような箇所においても柔軟に無電柱化を実施するため、迂回配線や屋側配線等の「非地中化構造」の整備手法もあります。

本ガイドラインでは、各整備手法の概要を紹介します。詳細については、国土技術政策総合研究所が発出している「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所が発出している「地中化工法と整備手法の選定ポイント（案）第1.0版」をご参照ください。

なお、「小型ボックス構造」、「ケーブル直接埋設構造」、「迂回配線」については、整備費用の低減が図りやすい「低コスト手法」として位置づけられていることから、詳細は第4章をご参照ください。

#### 【無電柱化の整備手法】



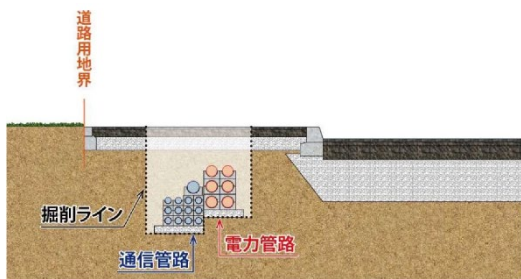
【参考】 無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）  
（国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部ホームページ）  
<http://www.nilim.go.jp/lab/dcg/kadai6-mudenchu-guide.html>

【参考】 地中化工法と整備手法の選定ポイント（案）第1.0版  
（国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チームホームページ）  
<https://scenic.ceri.go.jp/manual.htm>

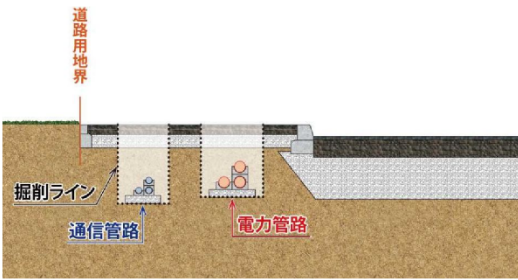
## (1) 地中化構造

- 「地中化構造」は、電線類を管路に収容する「管路直接埋設構造」、小型ボックス内に収容する「小型ボックス構造」、直接地中に埋設する「ケーブル直接埋設構造」があります。
- いずれの工法も施工性・経済性でメリット・デメリットがあることから、開発計画を検討する際に、現場状況や将来需要等を鑑みながら整備手法を検討する必要があります。

「地中化構造」の基本的な構造は、道路及び歩道の地下空間を活用して電力線や通信線をまとめ、もしくは単独で地下に収容する構造となり、電線類を管路に収容する「管路直接埋設構造」、小型ボックスに収容する「小型ボックス構造」、直接地中に埋設する「ケーブル直接埋設構造」があります。

管路直接埋設構造（一体施工型）	
<p><b>【概要】</b></p> <p>○電力線及び通信線を収容する管路と特殊部を整備する工法で、管路を設置するための掘削溝を一体的に施工する工法。</p> <p><b>【メリット】</b></p> <p>○掘削や埋め戻し等の施工を一体的に行えることから、掘削土量が少なく済むため、経済性に優れる。</p> <p><b>【デメリット】</b></p> <p>○施工主体が電線管理者と協議・調整を行うこととなるため、事業スピードが遅くなり、施工主体への負担が大きい。</p>	 <p>掘削ライン</p> <p>道路用地界</p> <p>通信管路</p> <p>電力管路</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>管路設定条件：比較的需要密度が高い市街地を想定</p> <p>電力管路：CCVP管 (φ130) 6条</p> <p>通信管路：RR-VE管 (φ82) 12条</p> <p>FA管 (φ150) 1条</p> </div>

出典：国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所ホームページより

管路直接埋設構造（分離型）	
<p><b>【概要】</b></p> <p>○電力線及び通信線を収容する管路と特殊部を整備する工法で、管路を設置するための掘削溝を別々に施工する工法。現地条件や既存ストックの活用により、一体施工型を適用できない区間での採用が多い。</p> <p><b>【メリット】</b></p> <p>○電線管理者が施工時期の調整を行い、同時期に施工することで、施工期間が短くなる。</p> <p><b>【デメリット】</b></p> <p>○電線管理者が各々で施工を実施するため、管理者間で調整しないと、施工時期が長くなる。</p> <p>○管路の埋設に伴い、繰り返し掘削が必要となり、非効率となる場合がある。</p>	 <p>掘削ライン</p> <p>道路用地界</p> <p>通信管路</p> <p>電力管路</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>管路設定条件：比較的需要密度が低い非市街地を想定</p> <p>電力管路：CCVP管 (φ130) 3条</p> <p>通信管路：RR-VE管 (φ82) 3条</p> </div>

出典：国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所ホームページより

## 小型ボックス構造

### 【概要】

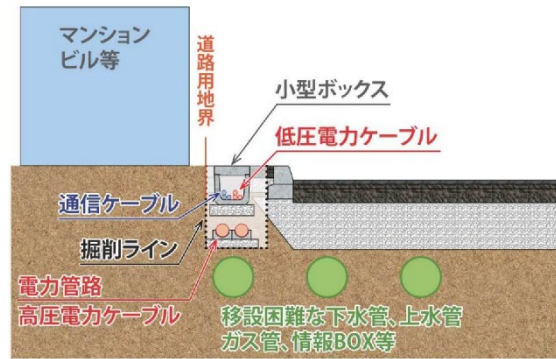
○小型ボックス内に電線類を收容する工法であり、従来の管路直接埋設構造よりも浅い位置で收容が可能となる。

### 【メリット】

○コンパクトな構造のため、道路幅員が狭い区間や占用埋設物が多い区間での整備が可能。他、管路条数や引込箇所数等の現場状況によっては、管路直接埋設構造よりも低コストとなる。

### 【デメリット】

○現場状況によっては、管路直接埋設構造よりも不経済となる場合もある。また、明渠・暗渠構造の検討の他、セキュリティ面での検討が必要となる。



管路設定条件：道路幅員が狭小な市街地を想定  
 電力管路：CCVP管 φ130×2  
 小型ボックス×1  
 ※電力ケーブル(高圧)は小型ボックスには收容不可

出典：国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所ホームページより

## ケーブル直接埋設構造

### 【概要】

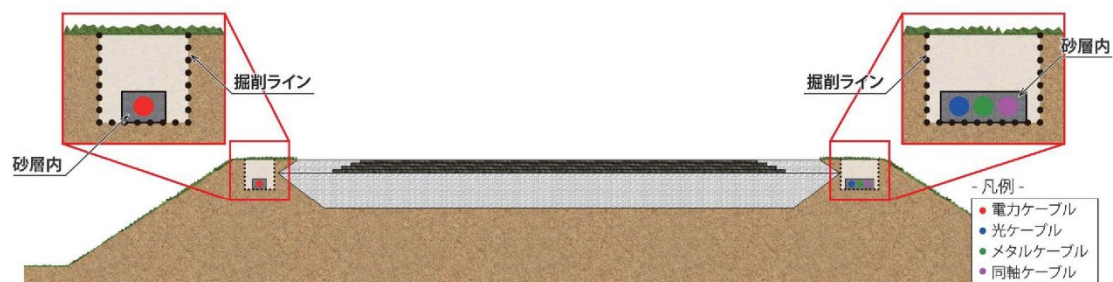
○電線類を管路に收容せず、直接地中に埋設する工法。

### 【メリット】

○管路等を設置しないため、掘削土量や仮設材、資材の削減に繋がり、他の工法と比べ低コスト化が図れる可能性がある。

### 【デメリット】

○電線類を直接地中に埋設するため、再掘削時に電線類の損傷の恐れがある。また、管路埋設に比べ需要変動に対応しにくい。  
 ○ケーブル交換等のメンテナンスの際には再掘削が必要となり、不経済となる。



※埋設ケーブルの図示に関してはモデル化しているため、実際の条数設定に留意する必要があります。

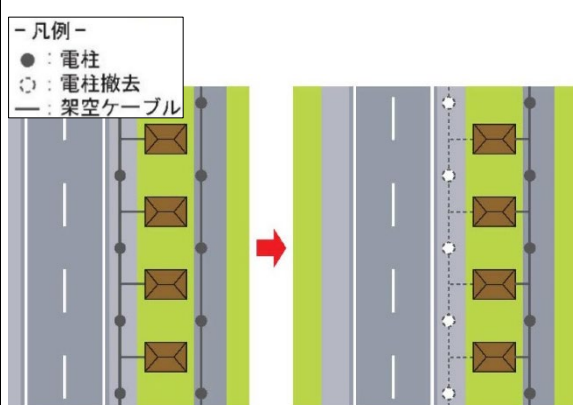
出典：国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所ホームページより

## (2) 非地中化構造

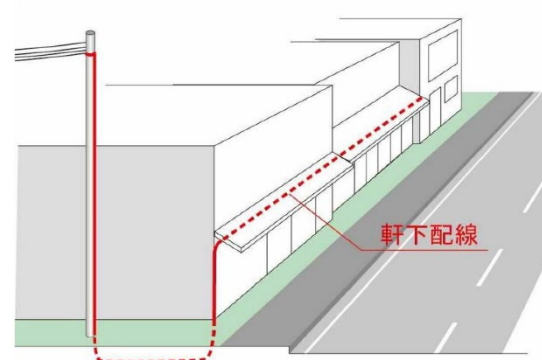
- 「非地中化構造」は、無電柱化を行う道路に並行する道路等に電線類を配置する「迂回配線」と家屋の軒等を活用して配線する「屋側配線」があります。
- いずれの工法も施工性・経済性に優れますが、道路上には電柱及び電線が残るとともに、実施の際には周辺住民等との合意形成が必要となります。

「非地中化構造」の基本的な構造は、無電柱化対象道路から見えない部分に電線類を配置する構造となり、無電柱化対象道路に並行する道路等から各宅地へ配線する「迂回配線」や建物の軒下や壁面等を活用して配線する「屋側配線」があります。

地中化構造の整備手法に比べ、比較的低コストで無電柱化を実現することが可能となりますが、住民をはじめとした土地・建物所有者や道路管理者、電線管理者との早期の合意形成が必要となります。

迂回配線	
<p><b>【概要】</b></p> <p>○無電柱化対象道路に並行する道路等に電線類を配置する工法であり、沿道の需要家へは並行する道路に設置した電柱から引き込みを行う。</p> <p><b>【メリット】</b></p> <p>○地中化に比べて整備費用が安価となることに加え、協議・工事に係る期間が地中化よりも短縮することができる。</p> <p><b>【デメリット】</b></p> <p>○無電柱化を行う道路に並行する道路には電柱・電線類が見えてしまうため、地中化に比べて景観性は劣る。</p>	

出典：国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所ホームページより

屋側配線	
<p><b>【概要】</b></p> <p>○建物の軒下や壁面等を活用して電線類の配線を行うもので、建物の軒等が連続している区間での採用できる工法。</p> <p><b>【メリット】</b></p> <p>○電線類を収容する管路等が不要となるため、地中化と比べて整備費用が安価となる。</p> <p><b>【デメリット】</b></p> <p>○家屋建替え時に軒下の配管、配線が支障となる他、個別に家屋建築が発生する開発事業においては不向き。</p> <p>○家屋軒下に配線するため、配線費用の負担や維持管理の合意形成が難しい。</p>	

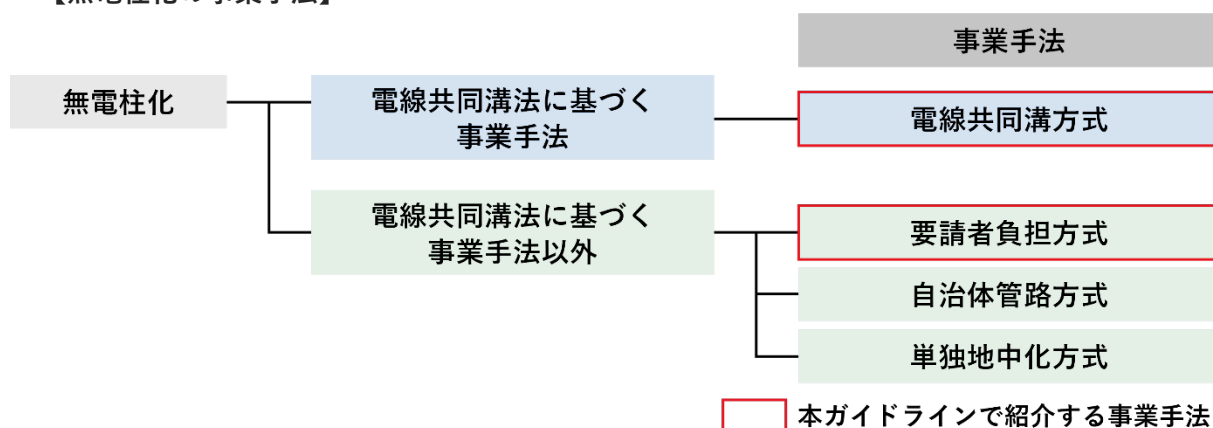
出典：国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所ホームページより

## 1-4 無電柱化の事業手法

無電柱化の事業手法は、同じ設備形式であっても整備費用の負担や維持管理の区分等の違いにより、事業手法が異なり、代表的な事業手法は「電線共同溝法に基づく事業手法（以下、「電線共同溝方式」という。）」、「自治体管路方式」、「要請者負担方式」、「単独地中化方式」の4つに大別されます。

本ガイドラインでは、開発事業で主に採用される「要請者負担方式」と「電線共同溝方式」について概要を紹介します。詳細については、国土技術政策総合研究所が発出している「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所が発出している「地中化工法と整備手法の選定ポイント（案）第1.0版」をご参照ください。

### 【無電柱化の事業手法】



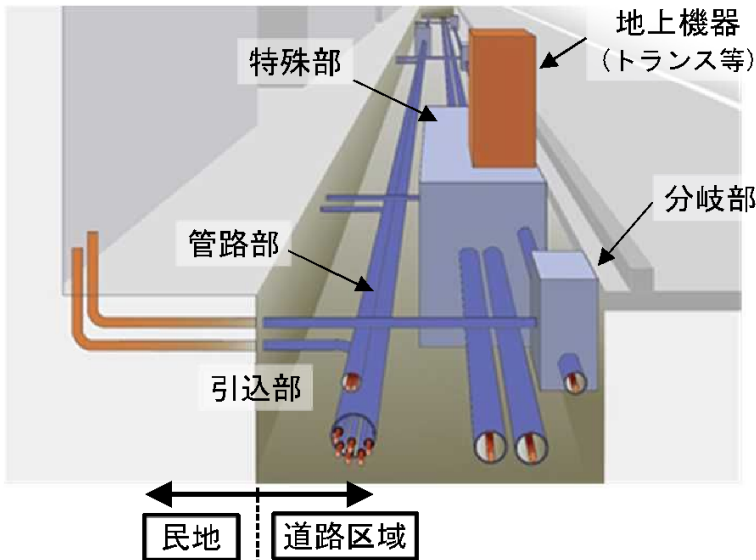
【参考】 無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）  
（国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部ホームページ）  
<http://www.nilim.go.jp/lab/dcg/kadai6-mudenchu-guide.html>

【参考】 地中化工法と整備手法の選定ポイント（案）第1.0版  
（国立開発研究法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チームホームページ）  
<https://scenic.ceri.go.jp/manual.htm>

## (1) 電線共同溝方式

- 電線共同溝法に基づき、道路管理者及び電線管理者によって整備される事業手法です。
- 道路管理者により「電線共同溝を整備すべき道路」として指定されると、電柱や架空による電線の占用に制限が設けられます。
- 一般的には、道路事業で用いられる手法です。

### 【電線共同溝方式のイメージと施工・維持管理・費用区分】



- 道路管理者施工 (⇒電線共同溝本体)
- 電線管理者施工 (⇒トランス・電線等)

【施工区分】		
道路管理者	電線管理者	要請者 (開発事業者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削、埋戻し、舗装</li> <li>・特殊部</li> <li>・管路部<sup>※1</sup></li> <li>・引込管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上機器</li> <li>・引込設備<sup>※2</sup></li> <li>・電線類</li> </ul>	
【維持管理区分】		
道路管理者	電線管理者	要請者 (開発事業者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊部</li> <li>・管路部<sup>※1</sup></li> <li>・引込管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上機器</li> <li>・引込設備<sup>※2</sup></li> <li>・電線類</li> </ul>	
【費用区分】		
道路管理者	電線管理者	要請者 (開発事業者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊部</li> <li>・管路部<sup>※1</sup></li> <li>・引込管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上機器</li> <li>・引込設備<sup>※2</sup></li> <li>・電線類</li> </ul>	

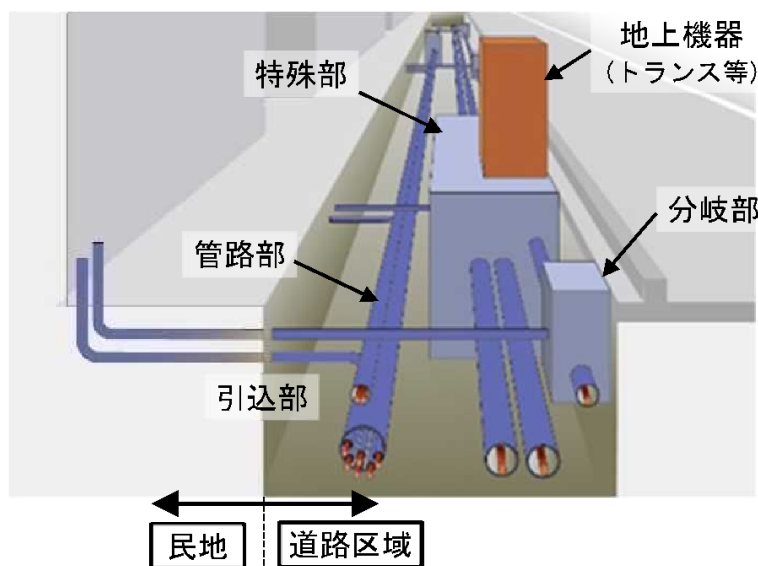
※1：ここである「管路部」には、引込管、引込設備は含まれません。

※2：道路管理者、電線管理者、需要家で協議の上、施工、維持管理、費用区分を決定します。

## (2) 要請者負担方式

- 要請者となる開発事業者が単独で実施する事業手法であり、開発事業における無電柱化で最も用いられる事業手法です。
- 原則、地中化に係る整備は全額開発事業者の負担で行いますが、地中化された管路及び特殊部の維持管理については、要請者（開発事業者）、道路管理者、電線管理者との協議により決定され、管理方式は自治体移管方式、自治会管理方式、電線管理者管理方式に区別されます。

### 【要請者負担方式のイメージと施工・管理区分】



- 要請者（開発事業者）施工  
（⇒管路設備等、トランス・電線等）

【施工区分】		
道路管理者	電線管理者	要請者（開発事業者）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上機器</li> <li>・ 電線類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削、埋戻し、舗装</li> <li>・ 特殊部<sup>※2</sup> ・ 管路部<sup>※1※2</sup></li> <li>・ 引込設備<sup>※2</sup> ・ 引込管<sup>※2</sup></li> </ul>
【維持管理区分】		
道路管理者	電線管理者	要請者（開発事業者）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理区分は、要請者（開発事業者）、道路管理者、電線管理者との協議（都市計画法第 32 条等）による合意で決定される。</li> <li>・ 管理方式は、自治体移管方式、自治会管理方式、電線管理者管理方式に分けられる。</li> </ul>		
【費用区分】		
道路管理者	電線管理者	要請者（開発事業者）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上機器<sup>※3</sup></li> <li>・ 電線類<sup>※3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削、埋戻し、舗装</li> <li>・ 特殊部 ・ 管路部<sup>※1</sup></li> <li>・ 引込設備 ・ 引込管</li> <li>・ 電線類<sup>※3</sup> ・ 地上機器<sup>※3</sup></li> </ul>

※1：ここでいう「管路部」には、引込管、引込設備は含まれません。

※2：施工については、要請者と電線管理者で協議の上決定します。

※3：地上機器及び電線類の費用負担については、電力部分に限り供給地点が行政庁から認可又は認定等を受けている市街地開発事業等に係る区域の場合、一般送配電事業者が電線類、地上機器の費用負担を行います。

## 【管理者別の維持管理方式】

①自治体移管方式	
管理者	地方公共団体
概要	開発事業者が整備した管路設備を地方公共団体に「道路附属物等」として移管する方式。開発事業において新たに整備した道路が「公道」となる場合に用いられる場合がある。
②自治会管理方式	
管理者	地元住民（自治会等）
概要	開発事業者が整備した管路設備を地元住民（自治会等）で維持管理する方式。管路設備が私有地（私道等）に埋設された場合に用いられる場合があり、位置付けは「道路占用物」となる。
③電線管理者管理方式	
管理者	電線管理者
概要	管路設備を各電線管理者が将来に渡って維持管理する方式。位置付けは「道路占用物」となる。

## 1-5 無電柱化に係る支援制度

### (1) 一般送配電事業者の託送供給等約款の変更

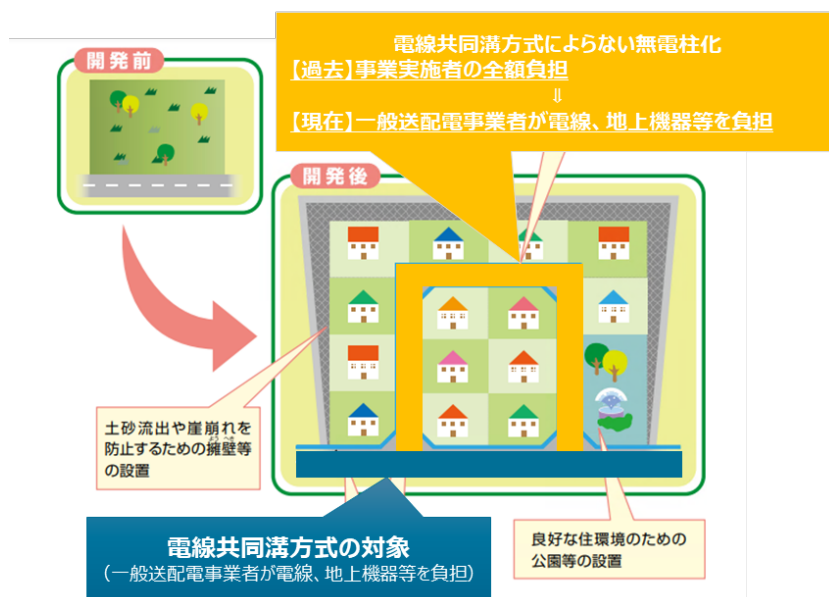
○要請者負担方式をはじめ電線共同溝方式によらない事業手法においても、電線共同溝方式と同様に地上機器や電線等の整備を一般送配電事業者が費用を負担(1/3程度)することとなったため、小規模の開発事業等においても、無電柱化が導入しやすくなります。

これまで、電線共同溝方式以外の無電柱化については、関係約款等により市街地開発事業等の施行者が全額負担しており、施行者の負担が課題となっていました。

そのため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらない無電柱化について、一般送配電事業者が一部費用(地上機器や電線等の整備に係る費用)を負担するよう、託送供給等約款が変更(令和4年1月1日より運用開始)されました。

託送供給等約款の変更により、施行者は電線共同溝方式と同等の費用負担(2/3程度負担)となることから、小規模の開発事業等においても無電柱化が導入しやすくなります。なお、電線共同溝方式によらない無電柱化を実施し、一般送配電事業者の費用負担を求める供給申込者(開発事業者等)は、予め申請手続が必要となるため、詳細は経済産業省資源エネルギー庁ホームページをご参照ください。

#### <制度イメージ>



出典：令和7年度開発事業における無電柱化の推進に向けたオンラインセミナー  
「無電柱化の推進に関する取組状況について」資源エネルギー庁

前述のとおり、「電線共同溝方式によらない無電柱化」の実施にあたっては、地上機器や電線等について、供給申込者から一般送配電事業者へ申請手続が必要となります。

申請手続にあたっての留意点として、以下の点が挙げられますので、開発事業を進める際に十分に確認する必要があります。

### 電線共同溝方式によらない無電柱化の手続き

#### (1) 事前相談から工事着手までの期間が2年を超える開発事業

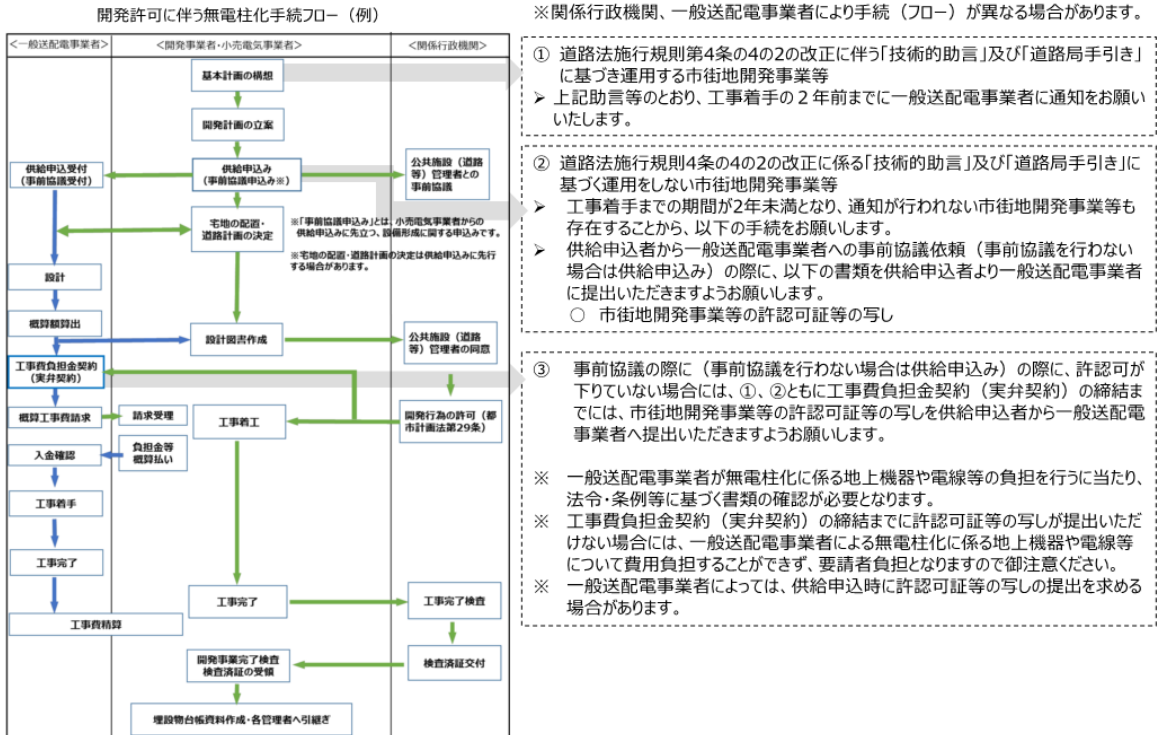
・「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）」に基づき、無電柱化に当たり、道路を掘削する工事着手の2年前までに本工事が実施される旨を一般送配電事業者へ通知することが求められています。

#### (2) 事前相談から工事着手までの期間が2年未満の開発事業

・工事着手までの期間が2年未満となる市街地開発事業等も存在するため、上記「技術的助言」及び「道路局手引き」に基づく通知の実施に関わらず、供給申込者から一般送配電事業者への事前協議依頼（事前協議を行わない場合は供給申込み）を行う必要があります。

・なお、事前協議依頼の際には「開発許可証の写し」の提出が必要となります。事前協議時に許認可が下りていない場合には、工事費負担金契約（実弁契約）締結までに、開発許可証の写しを提出する必要があります。

### 電線共同溝方式によらない無電柱化の手続について



【参考】市街地開発事業等における無電柱化の推進について  
 （経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/pole/cost.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/cost.html)

## (2) 無電柱化まちづくり促進事業の創設

- 要請者負担方式をはじめ電線共同溝方式によらない事業手法においても、地方公共団体が実施する又は助成する事業を対象に国が財政支援を行います。
- 各地方公共団体にて「無電柱化まちづくり促進計画」を策定し、補助金制度を創設することで、無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）に対して支援します。

無電柱化法第12条前段により、市街地開発事業等においても無電柱化が求められている中、電線共同溝を整備すべき道路に指定されない場合には、市街地開発事業等の施行者の負担が課題となっている現状にあります。

そのため、国土交通省都市局では、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進するため、令和4年度予算において、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金を含む。）に新たな基幹事業として、「無電柱化まちづくり促進事業」を創設しました。

本事業は、市街地開発事業等における無電柱化のうち、要請者負担方式等の電線共同溝方式によらない無電柱化について、地方公共団体が実施又は助成するものを対象に、国が財政支援を行うものです。

各地方公共団体においては、本事業の趣旨をご理解いただき、より一層の無電柱化まちづくり促進に向けて、積極的な活用をご検討いただければと思います。

### 無電柱化まちづくり促進事業

#### 事業概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

#### 交付要件

以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式（※）によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

※電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器等を整備する方式

#### 交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

※間接交付の場合、上記の2/3を超えない額とする

（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3を超えない額とする）

#### 国費率

1 / 2

#### 交付対象

地方公共団体



生活道路の無電柱化のイメージ

【参考】無電柱化まちづくり促進事業（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000085.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html)

前述の「託送供給等約款の変更」と「無電柱化まちづくり促進事業」を効果的に組み合わせることで、電線共同溝方式によらない無電柱化を実施する場合の施行者負担を最大で1/3～1/5程度まで軽減することが可能となります。

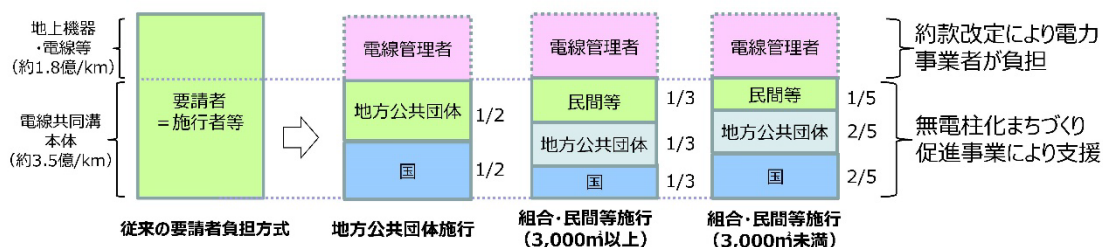
特に、事業採算性の確保が難しい小規模な開発事業(3,000㎡未満)においては、開発事業者、地方公共団体、電線管理者が互いに連携・協力しながら、これらの制度を効果的に組み合わせることで、施行者負担を最大で1/5程度まで軽減させることができます。

無電柱化対応方策記者発表資料  
(令和4年4月20日)より抜粋

## 市街地開発事業等における無電柱化費用負担の見直し

- 市街地開発事業等における地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大。
  - ※ 一般的な住宅地開発では戸当り150～250万円とされ、販売価格転嫁が困難。
  - ※ 区画整理の場合は地権者の減歩によることとなり、事業性に影響。
- この点について、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化について、一般送配電事業者が一部費用を負担するよう託送供給等約款を改定(2022年1月より運用開始)。また、施行者等負担分について、令和4年度に新たな支援制度「無電柱化まちづくり促進事業」を創設。

### 新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減 (イメージ)



### (3) 無電柱化に関する相談窓口の設置

#### ①国土交通省による「無電柱化相談窓口」の設置

国土交通省では、開発事業や土地区画整理事業等で無電柱化を実施する場合のお悩み事を問い合わせるための相談窓口を設置しました。本窓口は、開発事業者の実務担当者だけでなく、地方公共団体職員や住民等、どなたでもご利用いただけます。

無電柱化の具体的な実施方法に関するご質問の他、各関係者との調整にて直面している課題に関するご相談や、個別案件への「無電柱化まちづくり促進事業」等の各種補助の活用に関するご相談等、お気軽に本窓口へお問い合わせください。

【参考】無電柱化相談窓口（無電柱化まちづくりポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/machizora/mudenntyuu/contact/#consultation>

### 相談窓口

無電柱化の実施は、関係者間の合意形成を円滑に進めることがとても重要なポイントとなります。

そこで、開発事業者や地方公共団体、一般送配電事業者、通信事業者などの実務担当者の合意形成を円滑に進めるための相談窓口を、関係省庁がそれぞれ設置しています。無電柱化の実施にあたりわからないことや苦慮していることがあれば、お気軽に下記の窓口よりご相談ください。

#### 無電柱化相談窓口（国土交通省）

国土交通省では、無電柱化まちづくりのお悩み事を解決するための相談窓口を設置しました。本窓口は、開発事業者や自治体職員、電線管理者、住民の皆様等、どなたでもご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

以下のひな形をメールにコピー&貼り付けてご利用ください。

宛先	hqt-msbmudentyuuOgxb.mlit.go.jp ※迷惑メール防止のため「@」を「O」と表示しています。メールを送信される際は、「O」を「@」（半角）に直してください。
件名	無電柱化相談窓口
本文	【お名前】  【ご所属（会社名、部署名等）】  【メールアドレス】※必須  【電話番号】  【該当する内容】※必須 （該当する項目を残し、不要な項目は削除してください） ①無電柱化に関するご質問・ご相談 ②その他ご意見  【内容】※必須 （無電柱化の具体的な実施方法に関するご質問、 電線管理者や自治体との調整にて直面している課題に関するご相談、 個別案件への「無電柱化まちづくり促進事業」等の各種補助の活用に関するご相談 等、ご意見・ご相談内容をご記入ください）

## ②資源エネルギー庁による「無電柱化に関する相談窓口」の設置

無電柱化の実施は、関係者間の合意形成を円滑に進めることが重要です。そこで、**一般送配電事業者**と開発事業者、地方公共団体の担当者といった無電柱化実務担当者間の合意形成を円滑に進める際の相談窓口として、資源エネルギー庁に「無電柱化に関する相談窓口」が設置されました。

無電柱化工法の選定や低コスト手法の導入等に関して、一般送配電事業者等との協議・調整についてご相談等がある場合は、本窓口へお問い合わせください。

これから無電柱化を検討する場合の段取りや確認事項については、資源エネルギー庁ホームページに記載されている各エリアの一般送配電事業者の事前相談にお申込みください。

## 相談受付体制の整備と対応状況

- 無電柱化に関し、現場の関係者間の合意形成の円滑化を求める声を受けて、**2022年4月より、資源エネルギー庁に相談受付体制を整備。**
- 当庁HPを始め、東京ビックサイトでのセミナー、無電柱化を推進する市区町村長の会のメルマガ、NPO法人等を通じ、相談受付体制の周知を実施。
- 現在までに複数の相談に対応しており、**低コスト手法の導入拡大や、新たな低コスト手法の利用と規制緩和の可能性に向けた新たな調査の実施等**につながっている。

### <角型多条電線管利用の拡大>

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の電力会社では、低コスト手法の一つである<b>角型多条電線管（FEP）</b>について、本格導入に向けた、<b>線路を限定しての試験導入を実施し、導入の効果検証</b>を行っていた。</li> </ul>
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>角型多条電線管（FEP）の導入は、無電柱化の低コスト化に貢献するもの。</li> <li><b>他電力会社では幅広く利用されており、試験導入ではなく、エリア内の他路線でも早期に導入出来るようにしてほしい。</b>（九州地整局より）</li> </ul>
対応結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア内について、<b>2023年度より角型多条電線管を本格導入</b>すべく早期に取り組むこととした。</li> </ul>



角型多条電線管

### <地上配線（転がし配線）の実施可能性調査の開始>

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地上配線</b>については、人の出入りが限定された区域内（鉄道の区域内等）や電力供給確保のための仮設置など、<b>安全性の観点から限定的な利用に限られている。</b></li> </ul>
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸島部の無電柱化を実施するに当たり、<b>より低コストの無電柱化の手法を検討したい。</b></li> <li>諸島部は<b>人口も限られており、市街地と環境も異なるため、地上配線を検討出来ないか。</b>（東京都より）</li> </ul>
対応結果	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地上配線の利用と規制緩和の可能性を確認</b>するため、<b>資源エネルギー庁において新たな調査を開始。</b>（物理試験含め2023年度まで実施を予定）</li> </ul>



鉄道の区域内での配線

20

出典：令和4年度第2回無電柱化推進のあり方検討委員会

【参考】無電柱化に関する相談窓口の設置について

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/pole/consultation.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/consultation.html)

### ③総務省による「無電柱化に関する相談窓口」の設置

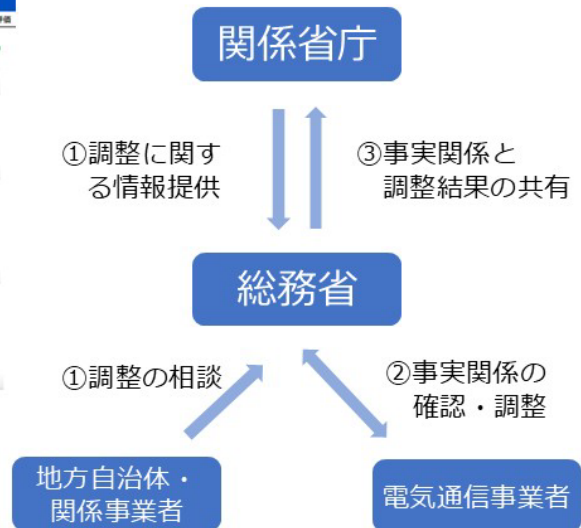
無電柱化に関して電気通信事業者と法人（開発事業者や地方公共団体）の方々が無電柱化に関する合意形成を円滑に進めるための相談窓口が総務省ホームページに設置されました。

通信事業者との協議・調整についてご相談等がある場合は、本窓口へお問い合わせください。

## 相談受付窓口と情報提供体制

総務省提供資料

- 無電柱化に関して、電気通信事業者と地方自治体、関係事業者が合意形成を円滑に進めるための相談窓口を、総務省HP内に設置。（令和4年6月）



21

【参考】総務省 無電柱化に関する相談窓口

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課  
(総務省ホームページ)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\\_suishin/mudenchu\\_ka/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/mudenchu_ka/index.html)

### 2-1 開発事業における無電柱化の特徴

- 開発事業において、より良いまちづくり（良好な景観形成、防災性の向上等）の一環として無電柱化が採用される傾向にあります。
- 無電柱化実務担当者からは、「無電柱化＝地区のブランド力向上に寄与」といった声が挙がっています。

無電柱化の利点は、魅力的な街区形成による地区全体の価値の向上等であり、駅前や中心市街地の幹線道路等、都市の顔となる地区を中心に無電柱化の取組が進められています。

開発事業においては、良好なまちなみ景観の形成、電柱の倒壊及び電線類の断線等による災害の防止、鳥害及び騒音被害の軽減等の観点から、より良いまちづくりの一環として無電柱化が採用される傾向にあります。

無電柱化の実績を有する地方公共団体及び開発事業者（＝無電柱化実務担当者）へのヒアリングでは、「無電柱化により良好な住環境の形成が可能となった」、「無電柱化が地区のブランド力向上に寄与するため、販売戦略上有利に働いた」といった声もありました。

### 2-2 開発事業における無電柱化の実態

- 令和元年度に開発道路を設ける開発事業（住宅用途 5,396 件）のうち、実際に無電柱化を実施した開発事業は 15 件となっています。
- 無電柱化実務担当者からは、「無電柱化のコスト負担が大きい」、「協議・調整に時間を要する」、「開発規模に応じた整備手法を選べない」といった声が挙がっています。

前述のような特徴がありながらも、開発事業における無電柱化の取組は、残念ながら現時点では十分に広がっているとは言い難い状況となっています。

令和元年度の施行地区（事業地区）内の無電柱化の実績において、市街地再開発事業では施行中地区の約 9 割にあたる 40 件で無電柱化の取組が行われていますが、開発事業（住宅用途）においては 5,396 件のうち、15 件となっています。

また、無電柱化実務担当者へのヒアリングでは、「防災面・景観面でのメリットはあるが、コスト負担が大きい」、「無電柱化に係る協議・調整に時間を要する」、「開発規模に応じた整備手法を選べない」、「維持管理手法がわからない」といった声が挙がっていることから、実務担当者からの声を的確に捉えながら、開発事業における無電柱化の推進に向けた一層の取組強化が必要となっています。

## 2—3 開発事業における無電柱化の課題

○開発事業における無電柱化の課題は、以下の3つが挙げられます。

課題1) 関係者（地方公共団体、開発事業者等）の無電柱化に係る知見不足

課題2) 関係者間の事業手法、整備手法等の協議・調整の経験不足

課題3) 無電柱化に係る整備費用や関係者間の費用負担

無電柱化実務担当者へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等を踏まえると、開発事業においては以下の3つの課題が挙げられます。

### 【課題1】 関係者（地方公共団体、開発事業者等）の無電柱化に係る知見不足

- ・近年頻発する自然災害の影響もあり、無電柱化がまちづくりにもたらす効果（防災面、景観面等）は広く認知されつつありますが、依然として無電柱化を実施した開発事業は少ない状況にあります。
- ・無電柱化の経験がない地方公共団体や開発事業者からは「無電柱化を採用したいが何から始めればよいか分からない」、「無電柱化に対してどのように指導すればよいか分からない」といった声が挙げられていることから、一般的な無電柱化の課題（高コスト・長期に渡る協議）に加え、関係者の無電柱化に係る知見不足が考えられます。
- ・そのため、開発事業における無電柱化の一層の推進を図るためには、地方公共団体や開発事業者等の関係者の無電柱化に係る知見の普及・啓発が求められます。

### 【課題2】 関係者間の事業手法、整備手法等の協議・調整の経験不足

- ・開発事業は「事業開始から1～2年以内に完了」となる案件が多数を占めていることから、開発事業者は短い事業期間の中で、地方公共団体や電線管理者等の多様な関係者間の協議・調整を行う必要があります。
- ・この短い事業期間の中で、無電柱化を推進するためには関係者自身が無電柱化に関する知識（整備手法や事業手法等）を身に付けた上で、円滑な協議・調整を行う必要がありますが、無電柱化に関する協議・調整の経験が不足していることから協議期間が長期化し、事業推進上の大きな課題となっています。
- ・そのため、無電柱化を採用した場合でも円滑な事業推進を図るためには、無電柱化の整備手法や事業手法をはじめとした知識・技術の共有を図るとともに、開発事業の特性を踏まえた円滑な協議・調整の実施が求められます。

### 【課題3】 無電柱化に係る整備費用や関係者間の費用負担

- ・開発事業における無電柱化は、要請者負担方式が採用されることが多く、無電柱化に係る整備費用の全額を開発事業者が負担することが基本とされてきました。
- ・このような状況を踏まえ、国土交通省等より開発事業における無電柱化の支援制度等が創設されつつありますが、依然として無電柱化に係る整備費用は高く、開発事業者の負担が大きい実態があり、事業採算性の観点から無電柱化の実施が困難と判断されることから、これまで通り電柱が設置される傾向があります。
- ・また、無電柱化設備の仕様や配線方式は、電線管理者の指定によらざるを得ず、電線管理者や道路管理者との協議によって、低コスト手法の導入が困難となる場合があり、開発事業者側でコスト縮減する余地が少ない状況にあります。
- ・そのため、開発規模等の諸条件によらず、開発事業における無電柱化の推進を図るためには、新たな支援制度を活用しつつ、開発事業者と地方公共団体、電線管理者の関係者が互いに連携・協力することで費用負担の軽減を図る他、整備費用の低減に向けた低コスト手法等の活用促進・普及啓発、技術開発が求められます。

### 3-1 無電柱化を企画・検討する上でのポイント

○開発事業において無電柱化を導入する場合は、事業計画の作成段階から無電柱化に係る「事業期間」、「コスト」に留意して検討する必要があります。

前述の通り、無電柱化がまちづくりにもたらす効果は広く認知されつつあり、特に近年頻発する自然災害への対応策や良好な景観形成の手法の一つとして、非常に高い効果を発揮しています。

そのため、開発事業においても事業計画を作成する段階から、積極的に無電柱化の導入を企画・検討することが望ましいですが、「無電柱化の経験がない」、「事業性を判断する材料が不足している」といった課題が見られることから、本ガイドラインでは、「事業期間」と「コスト」に着目して、無電柱化を企画・検討する上でのポイントを紹介します。

## 3-2 無電柱化に係る協議期間

### (1) 関係者間の協議・調整

- 開発事業者は、事業採算性を考慮しながら、開発許可申請の手続きと無電柱化の検討・協議を同時並行で進めることが重要です。
- 地方公共団体や電線管理者との協議・調整の実施にあたっては、事前に関係者間で協議事項を設定し、事業のスピードアップを図ります。

開発事業は、民間事業者が事業主体となることが多く、事業採算性を考慮しながら短期間で事業推進（土地の仕入れ～販売まで）することが求められるため、無電柱化に係る「協議期間」が重要なポイントとなり、開発許可申請の手続きと無電柱化の協議を同時並行で進める必要があります。

開発許可申請の手順は、当該事業対象地となる地方公共団体によって一部異なりますが、基本的には都市計画法第 29 条に基づき実施されます。開発許可申請においては、電気・通信に関する計画は含まれていませんが、無電柱化を導入するにあたっては電線管理者との協議・調整が必要となることから、開発許可申請の手続きと併せて検討することが効率的です。

地方公共団体や電線管理者の関係者間の協議・調整を実施するにあたっては、整備手法や道路の維持管理区分（公道/私道）によって協議期間が変動する傾向がありますが、事前に関係者間で協議事項を設定することで、事業のスピードアップを図ることが可能です。

なお、地方公共団体においては、開発事業者から開発事業に関する事前相談等があった場合、無電柱化導入に関する最新情報を提供し、建柱抑制の指導に努めるとともに、無電柱化設備があることで道路認定を認めないことがないよう、適正な道路帰属に関する協議に努める必要があります。

#### 【無電柱化に係る協議事項（例）】

協議事項（例）
無電柱化実施に向けた方針
無電柱化の事業手法及び整備手法
無電柱化の整備対象路線及び道路帰属の有無
開発許可手続き（都計法第 32 条協議等）との調整
無電柱化設備に係る費用負担・維持管理負担
管路や地上機器の標準的な構造
移管される無電柱化路線の整備内容 （位置、構造、整備延長、整備費用等）
無電柱化設備の施工方法及び施工スケジュール
埋設物台帳作成に係る事項
無電柱化設備の引継ぎ時期

## (2) 無電柱化の企画・検討フロー

○無電柱化の企画・検討にあたっては、①市場調査、②事前相談、③企画検討、④事業計画立案の手順で進めます。

○特に「事業計画の立案」にあたっては、開発事業の事業採算性に影響することから、地方公共団体や電線管理者と協議を重ねながら、十分な情報収集及び検討が必要です。

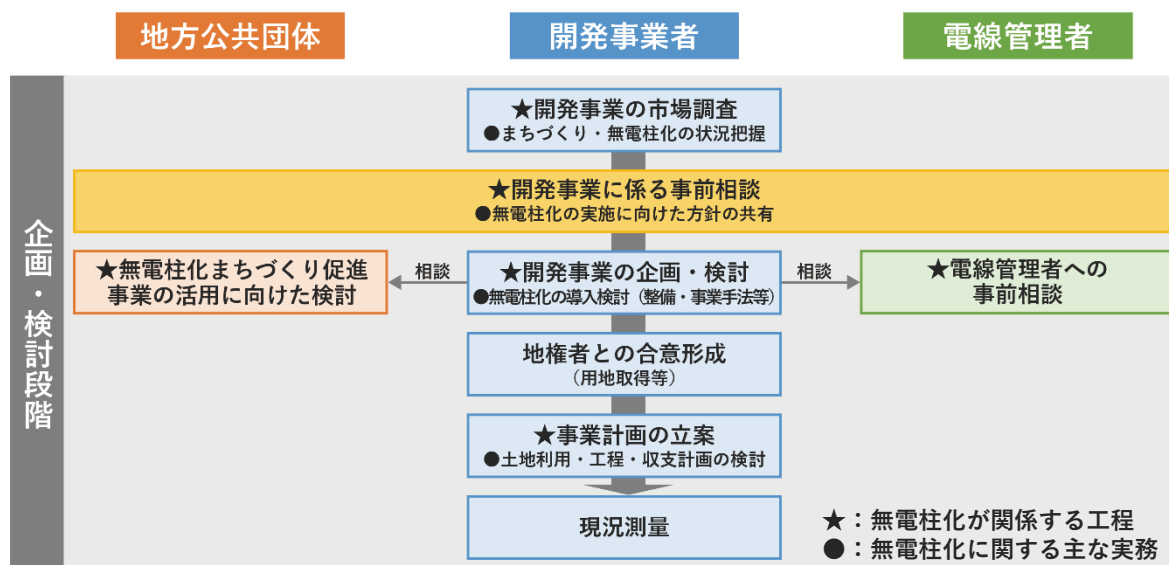
前述の通り、開発事業者は事業採算性の確保が重要な要素となることから、当該開発区域の現況や将来性を踏まえた事業計画の立案が求められます。

そのため、事業計画の立案にあたっては、宅地等の需要や他の開発事業の状況・予定、当該都市の総合計画、都市計画マスタープラン等から開発事業の市場調査を実施します。

また、無電柱化する当該区域でどのようなまちづくりを進めるか等、まちづくりのコンセプトを検討するとともに、無電柱化を含めた総事業費による事業採算性、事業スケジュールを勘案しながら、当該事業に係る事業計画を立案します。

地方公共団体においては、開発事業者から事前相談があった段階で、無電柱化の導入意向を確認します。また、この時点で無電柱化に関する情報が不足している開発事業者に対しては、積極的に情報提供を行うとともに、開発事業により設置される道路（開発道路）は無電柱化の対象となる旨を指導することが重要です。

### 開発事業（都市計画法第29条開発許可）を軸とした無電柱化の実施フロー



### 3-3 無電柱化に係るコスト

#### (1) 無電柱化の一般的な整備費用

○無電柱化に係る一般的な整備費用は、全体で約 5.3 億円/km であり、電線共同溝本体に係る整備費用は約 3.5 億円/km、地上機器・電線等に係る整備費用は約 1.8 億円/km となります。

無電柱化の一般的な費用は、約 5.3 億円/km（うち、電線共同溝本体：約 3.5 億円/km、地上機器・電線等：約 1.8 億円/km）と言われています。

これらの数字は、既成市街地における既設電柱の埋設を想定して、一定の条件設定のもとで積算された仮定の数字であるため、実際の費用は地区の状況等によって大きく変化します。なお、上記は道路の片側に敷設する場合の単価であり、道路の両側に敷設する場合の道路延長あたりの単価は約 2 倍となることに留意が必要です。

区 分	工 種	費 用	備 考
電線共同溝本体	管路部敷設工	約 0.9 億円/km	
	特殊部敷設工	約 1.0 億円/km	
	その他	約 1.6 億円/km	設計、土工、舗装、支障移転、引込管等
	小 計	約 3.5 億円/km	
地上機器・電線等	電力部分	約 1.6 億円/km	
	通信部分	約 0.2 億円/km	
	小 計	約 1.8 億円/km	
	合 計	約 5.3 億円/km	

## (2) 低コスト手法の導入検討

- 電線類の地中化は、コスト縮減や施工性向上を目的として、低コスト手法の導入検討が進められています。
- 開発事業者においては、事業採算性の観点から低コスト・短工期の実現が求められることから、事業完了後の施設管理者となる地方公共団体及び電線管理者との十分な協議・調整が重要となります。
- 地方公共団体及び電線管理者においては、無電柱化の一層の推進を図るとともに、開発事業者の負担軽減を図るため、低コスト手法に関する情報提供を行うとともに、低コスト手法採用に向けて協力する必要があります。

電線類の地中化にあたっては、コスト縮減や施工性向上を目的として、構造のコンパクト化や埋設深さの基準、電力線と通信線の離隔距離に関する基準が緩和されるとともに、低コストの管路材（ECVP 管等）の低コスト手法の導入が進められています。

近年では、低コスト・短工期が期待されるケーブル直接埋設構造による地中化の実証実験及び検証が行われています。

開発事業における無電柱化においては、施工者となる開発事業者の費用負担が大きな課題となっていることから、低コスト手法の実現に向けて、地方公共団体や電線管理者との十分な協議・調整を行うことが重要です。

また、地方公共団体及び電線管理者においては、開発事業における無電柱化の一層の推進を図るとともに、開発事業者の負担軽減を図るため、低コスト手法に関する情報・技術提供を行うことが重要です。

次頁以降に、低コスト手法の概要と開発事業への導入におけるメリット・デメリット等を紹介します。

なお、詳細については、国土交通省道路局が発出している「無電柱化のコスト縮減の手引き」をご参照ください。

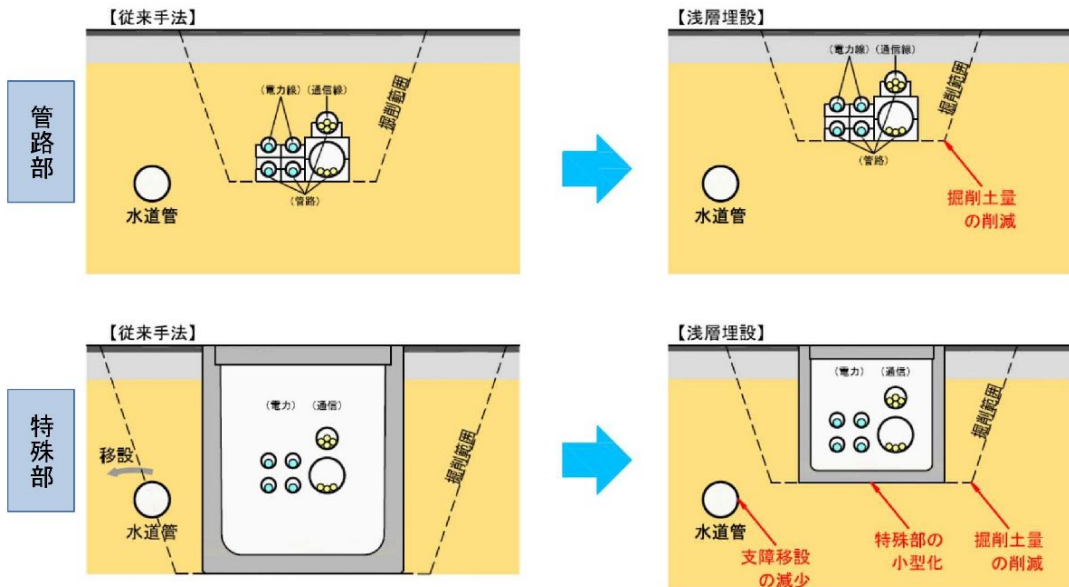
### <低コスト手法>

- ① 管路直接埋設構造（埋設深さの基準緩和）：従来よりも浅い位置に埋設する方式（37 頁）
- ② 小型ボックス構造：管路の代わりとなる小型ボックスにて収容する方式（38 頁）
- ③ ケーブル直接埋設構造：電線類を直接地中に埋設する工法（39 頁）
- ④ 迂回配線：宅地の裏側に電線類を配線する工法（40 頁）
- ⑤ 低コスト管（ECVP・FEP 管）：施工性・互換性に優れた管路（41 頁）
- ⑥ 水道等との同時施工：埋設する水道等と同時に施工する方法（42 頁）
- ⑦ 既存ストックの活用（45 頁）
- ⑧ 特殊部の共有化（46 頁）
- ⑨ 特殊部及び分岐樹のコンパクト化（47 頁）
- ⑩ 土地利用計画時の工夫（宅地内樹の活用、地上機器の配置の工夫）（48,49 頁）
- ⑪ 常設作業帯による施工の効率化（50 頁）
- ⑫ 無電柱化事業におけるトレンチャーの活用（51 頁）
- ⑬ 地中探査技術の活用（52 頁）

【低コスト手法の整理】

①管路直接埋設構造（埋設深さの基準緩和）

<b>特徴</b>	●管路直接埋設構造において、管路の埋設深さを従来よりも浅い位置に設定することが可能となりました。埋設位置が従来よりも浅くなることで、掘削土量の削減や特殊部のコンパクト化、既存埋設物（上下水道管やガスパ管等）の上部空間への埋設が可能になることで支障移設が減少するといった特徴があります。
<b>採用事例</b>	●ウェルネスタウンみつけ（新潟県見附市） 採用延長：約 1,070m



■無電柱化低コスト手法技術検討委員会における試験・検証

【試験の実施】

- ・ 現行の基準よりも埋設深さを緩和できるかどうか、国立研究開発法人 土木研究所の試験場にて、大型車を自動走行させ、舗装や埋設物への影響の有無について試験・検証を実施しました。

【試験の結論】

- ・ 交通量が少ない道路では、小型管（φ150mm 未満）を下層路盤に埋設することが可能。
- ・ φ150mm 以上でも、路床内であれば舗装への影響はなし。

埋設位置	小型管 (径 150mm 未満) ※電力ケーブル、通信ケーブルを収容する管など	大型管 (径 150mm 以上) ※通信ケーブルをまとめて収容する管など
下層路盤	なし	舗装にひび割れあり
路床	なし	なし

出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省 道路局）

## ②小型ボックス構造

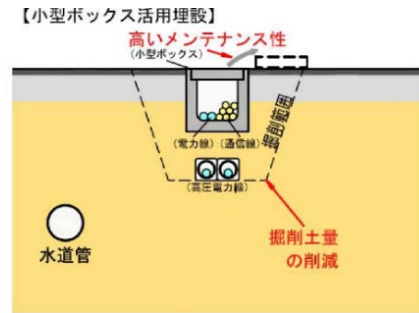
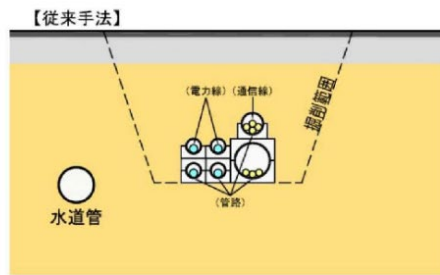
### 特徴

- 小型ボックス構造は、電力線と通信線の離隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりとなる小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線と通信線を同時収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式です。
- 小型ボックスは、車道及び歩道のいずれにも適用することが可能であり、特殊部の小型化によって大型クレーンによる設置が不要となり、道路幅員の狭い生活道路での設置も容易になる可能性がある他、既存埋設物（上下水道管やガス管等）管理者の了解が得られる場合は、上部空間への埋設が可能となることにより、支障移設が減少するといった特徴があります。
- 整備後は、蓋を外すことによるケーブルの敷設や保全等が可能となることから、メンテナンス性に優れるといった特徴がある一方で、容易に蓋を開けることができない構造（一定の重量）とし、セキュリティの担保、雨水等の流入防止対策を行う必要があります。

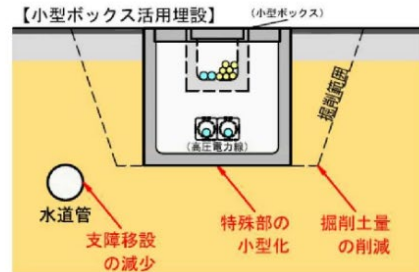
### 採用事例

- ウェルネスタウンみつけ（新潟県見附市）  
採用延長：約 210m

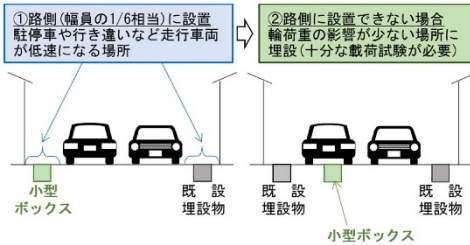
### 管路部



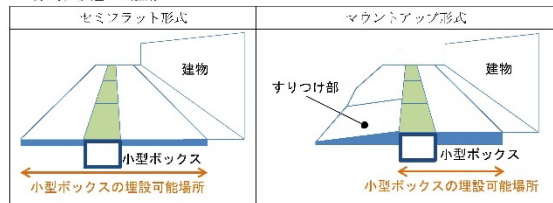
### 特殊部



(参考) 車道への適用



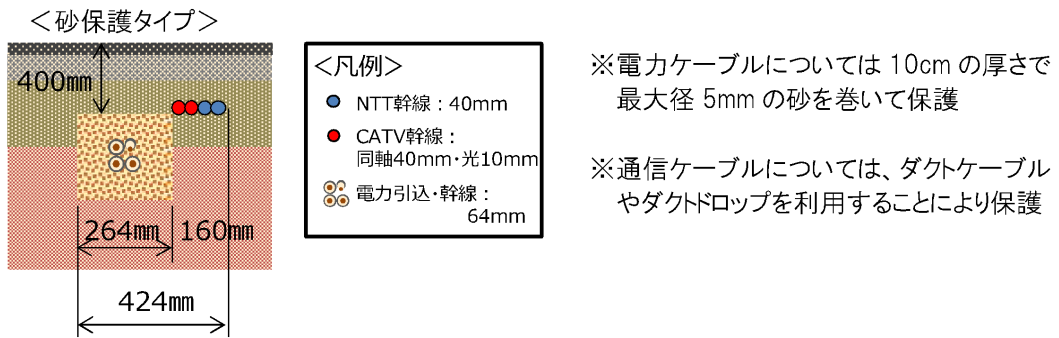
(参考) 歩道への適用



出典：「無電柱化のコスト削減の手引き」(国土交通省 道路局)

### ③ケーブル直接埋設構造

<p><b>特 徴</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケーブル直接埋設構造は、直接電力線や通信線等を埋設する工法であり、管路直接埋設構造による管路や小型ボックス等の電線類を収容する部材が不要となり、常設作業帯が確保できる路線においては適用の可能性があります。</li> <li>●また、既存埋設物（上下水道管やガス管等）との干渉が減少することにより、支障移設が減少する可能性があります。</li> <li>●一方で、ケーブル直接埋設構造を選定する場合には、埋設された電線類が埋戻し材や車両等の上乗荷重によって損傷すること、埋戻し後において舗装に段差や破損等が生じることが懸念されることから、ケーブルの保護と舗装の健全性が課題となっています。</li> <li>●また、道路管理者が正確に管理すること、道路保守を含む事後掘削を行う事業者に対して、ケーブル直接埋設路線であることを確実に事前説明する必要があります。</li> </ul>
<p><b>採用事例</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アーバンスクエア八条さくや町（北海道旭川市） 採用延長：約 200m</li> </ul>



直接埋設の断面イメージ(東京都板橋区の実証実験の例)

■ケーブル直接埋設構造の適用条件

- 電力・通信・放送の需要密度が低い地域
- 電力・通信・放送の需要変動が原則見込まれない地域
- 他企業による埋設物の存在や掘削工事の頻度が低い地域
- 他企業による掘削工事が生じる頻度が低い道路構造（保護路肩等）

■適用箇所（例）

- 郊外地の他、公園や寺院等の周辺
- 需要が街路灯のみでその他需要が見込まれない地域（一般需要家への適用には、事故時の復旧が長期化する等の住民理解が必要）

■埋設深さ

- 埋設深さについては、管路直接埋設構造と同じ基準を適用（ただし、電力線は「電気設備の技術基準の解釈（第120条第4項）」に従う必要がある

出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省 道路局）

#### ④迂回配線

##### 特 徴

- 迂回配線は、非地中化構造による無電柱化の整備手法の一つであり、無電柱化の対象となる道路に並行する道路等に電線類を配置する工法となります。開発事業においては小規模な開発事業で用いられ、開発区域外周に電線類を配置する場合があります。
- 電線共同溝方式等の地中化構造による無電柱化と比較して、安価に無電柱化を実施することが可能となりますが、既存電柱が残ること、新たに引込用の電柱が建柱するといった課題があります。

##### 採用事例

- 逆瀬川 PRIMES（兵庫県宝塚市）  
採用延長：約 200m



## ⑤低コスト管 (ECVP・FEP管)

### 特徴

- 従来採用されている CCVP 管と比較して、比較的安価で汎用性が高い低コスト管が普及されつつあり、角型多条電線管 (FEP 管) や ECVP 管等が挙げられます。どちらの低コスト管も、周辺の土地利用、電力の需要密度等に関する条件は特に定められていないため、開発事業の無電柱化でも導入できる可能性があります。
- 角型多条電線管 (FEP 管) は、可とう性があり、上下左右の曲がり配管が容易であることから、既存埋設物や障害物の回避が可能、角型であるため段積みや収束が容易であり、現場に合わせた施工が可能といった特徴があります。一方で、軽量で曲げやすいことから、特殊部との管路の接続位置がその下部の転圧不足によりずれてしまう事象なども発生する可能性があります。施工の際には十分に注意する必要があります。
- ECVP 管は、電力管の耐衝撃性の新基準に適合した低コストな電力管であり、従来の CCVP 管と扁平強度と導通性能、寸法は同等で互換性が高いといった特徴があります。



**特長 1**  
安定性が良く、積みやすい！

しっかり安定  
らくらく

**特長 2**  
一括埋戻しで、施工が早い！

早い  
たわまない

**特長 3**  
管枕不要でコンパクト！

コンパクト

**特長 4**  
優れた可とう性！

曲げやすい

■角型多条電線管 (FEP 管) のイメージと特長

**現行** CCVP管

耐衝撃性塩化ビニル樹脂 (オレンジ色)

曲管 直管

材料費  
**大幅  
ダウン**

➔

扁平強度  
&  
導通性能  
はそのまま!

**新提案** ECVP管

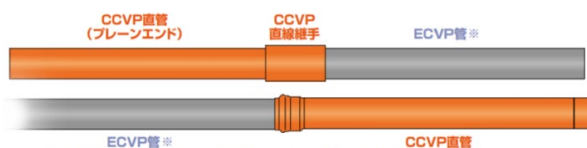
一般の硬質塩化ビニル樹脂 (グレー色)

曲管 直管

### 互換性

#### CCVP管と互換性を確保

CCVP管と同じ寸法のため、CCVP管からの切替が容易に行えます。



\*ECVP管は通信管(グレー)との識別のため、管体表示を赤色にしています。

### ■ECVP 管のイメージ

出典：NPO 法人電線のない街づくり支援ネットワーク ホームページ

## ⑥水道等との同時施工

<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅開発に伴う新設電柱を抑制するため、コスト削減と工期短縮につながるよう、水道やガス管路を整備する際に、同時期に電線管を整備する施工方法です。</li> <li>●東京エリア内での事例数の増加に加え、他電力のエリア内での普及拡大を図ることを目指しています。</li> </ul>
<p>採用事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県守谷市（20戸）</li> <li>●東京都杉並区（6戸）</li> </ul>

### <茨城県守谷市の例>



22年10月17日～22年12月20日（電力・通信工事）

### <東京都杉並区の例>



22年10月11日～10月25日（電力・通信工事）

出典：令和6年度第1回無電柱化推進のあり方検討委員会  
「無電柱化の推進に関する取組状況について」（資源エネルギー庁）

【低コスト手法の開発事業への導入可能性】

従来の管路直接埋設構造			
開発事業への導入可能性		導入費用 (直工費)	評 価
メリット	デメリット		
<ul style="list-style-type: none"> <li>従来から導入されている工法であり、地方公共団体及び電線管理者ともに採用しやすい。</li> <li>十分な離隔と埋設深さにより、安全性を確保できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設深が深く、掘削が多く必要となることから、整備費用が高くなる。</li> </ul>	1.0	—
低コスト手法			
低コスト手法①：管路直接埋設構造（埋設深さの基準緩和）			
開発事業への導入可能性		導入費用 (直工費)	評 価
メリット	デメリット		
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通量の少ない生活道路であれば、小型管（φ150mm未満）を下層路盤に埋設可能。</li> <li>ECVP管等の低コスト材料と組み合わせることで更なる低コスト化が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地への引込時、側溝よりも下方に配管する必要があり、結果的に従来程度の埋設深さとなる可能性がある。</li> <li>通信線をまとめて収容する大型管（φ150mm以上）を下層路盤に埋設した場合、舗装にひび割れが生じることが懸念される。</li> <li>交通量が少ない道路では小型管（φ150mm未満）の路盤内配管が可能とされているが、将来的な工事リスク（再掘削時の管路損傷等）が懸念される。</li> </ul>	0.9 (0.8)	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>比較的適用範囲も広く、一般的なコスト削減工法である</li> </ul>
低コスト手法②：小型ボックス構造			
開発事業への導入可能性		導入費用 (直工費)	評 価
メリット	デメリット		
<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的小規模な住宅主体の開発事業であれば、低圧電力線のみで対応できることから、コスト及びメンテナンス性において導入メリットが高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車道部等の設置場所の状況によっては、整備費用が高くなる場合がある。</li> <li>高圧線はボックス下部への埋設となることから、配管の取り回しについて、事前に電線管理者への確認が必要となる。</li> </ul>	0.85	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用箇所の工夫によって効果がある</li> </ul>

低コスト手法

低コスト手法③：ケーブル直接埋設構造

開発事業への導入可能性		導入費用 (直工費)	評 価
メリット	デメリット		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用が一定期間転換されにくい開発事業においては、需要変動が発生しづらいため、導入のメリットが高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな需要が発生した場合、再掘削や分岐装置の設置等が必要となり、需要変動前に要した整備費用と同程度の費用負担が発生する可能性がある。</li> <li>・他の埋設物と近接して埋設された場合、誤掘削による事故発生が懸念される。</li> <li>・電力線適用には、「電気設備技術基準」の改定が必要となる。</li> </ul>	—	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト低減効果は、ランニングコスト含め不透明であるため、十分な注意が必要</li> </ul>

低コスト手法④：迂回配線

開発事業への導入可能性		導入費用 (直工費)	評 価
メリット	デメリット		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削土量を減らした整備が可能となるため、非常に安価で無電柱化が可能。</li> <li>・無電柱化を行う道路に並行する道路等の既存電柱を活用することで、整備費用の低減と併せて、整備期間の短縮も期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱等を新設する場合、電柱等を設置する道路が公道でない場合、私有地内占用となるため、占用料が発生する。</li> <li>・引込柱を新たに設置する必要がある。</li> <li>・近隣住民（特に無電柱化を行う道路の沿道住民以外）の合意形成には十分な配慮が必要となる。</li> </ul>	0.3	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用箇所が限定的であり、近隣住民の合意形成が必要</li> </ul>

低コスト手法⑤：低コスト管（ECVP・FEP管）

開発事業への導入可能性		導入費用 (直工費)	評 価
メリット	デメリット		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来品のCCVP管と同様の使用が可能であるため、違和感なく採用しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCVP管と比較し、耐衝撃性（つるはしによる直接の衝撃）が劣る。</li> </ul>	0.9	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来と同様の工法で採用が容易な上、管路直接埋設構造（埋設深さの基準緩和）にも対応可能</li> </ul>

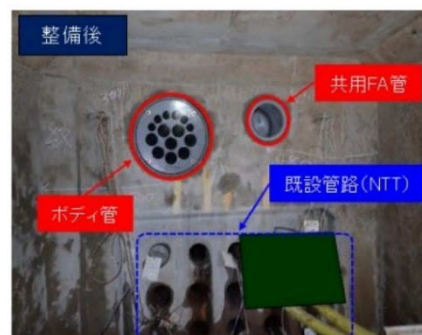
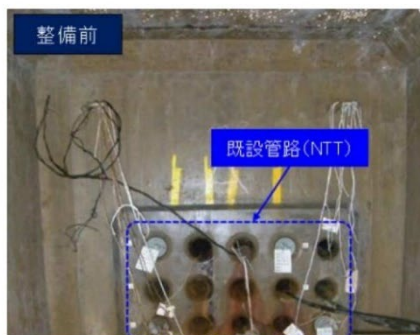
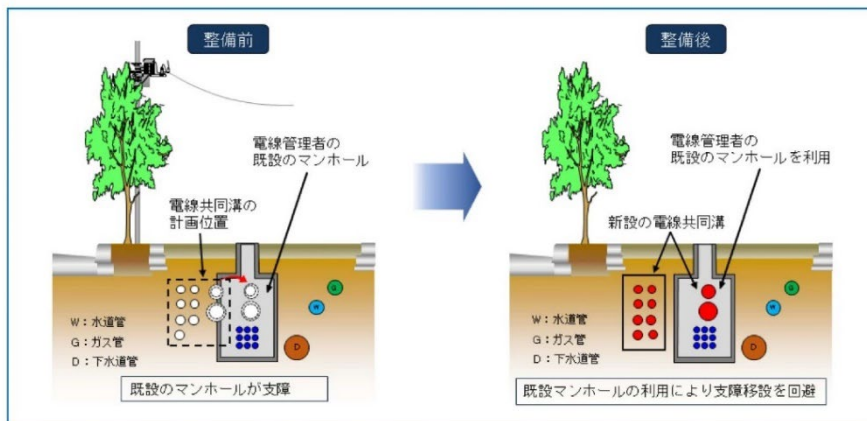
※導入費用（直工費）については、従来の管路直接埋設構造の導入費用を「1.0」とした場合の相対費用として記載しています。なお、開発地区の現況や土地利用計画によって変動する場合がありますことにご留意ください。

また、前述の低コスト手法の他、近年では既存の電力・通信管等を活用した手法や特殊部の共有化・コンパクト化等の低コスト手法が検討されていることから、開発事業において無電柱化を検討する際には、以下に示す手法についても検討することが重要となります。

**【新たな低コスト手法の整理】**

**⑦既存ストックの活用**

<b>特 徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主に電力・通信の管路、マンホール、ハンドホール等の既存設備を電線共同溝として活用する手法です。</li> <li>●既存道路内の電線共同溝整備においては、地下埋設物が輻輳しているため、移設工事にかかる費用と工期の増大が課題となっています。</li> <li>●電気・通信事業者が所有する管路やマンホール等の既存施設を既存ストックとして電線共同溝の一部として活用することにより、他の埋設物との支障移設を回避し、低コストで施工することが可能となります。</li> <li>●電気・通信事業者等が所有する管路やマンホール等を活用することで、新たな管路材や電線を収容する部材が不要になるため、コスト削減効果が見込めます。</li> <li>●なお、既存ストックの活用については、コスト比較結果や資産譲渡にあたっての品質確認調査結果を踏まえた活用有無の判断が必要となるため、留意してください。</li> </ul>
<b>採用事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環八相生（主要地方道 環状八号線（第 311 号））（整備延長 L=460m）</li> <li>●勝連城跡周辺（県道 16 号線）（整備延長 L=1, 600m）</li> </ul>



出典：「東京都無電柱化計画電柱化計画（改定）」（東京都）



## ⑨特殊部及び分岐樹のコンパクト化

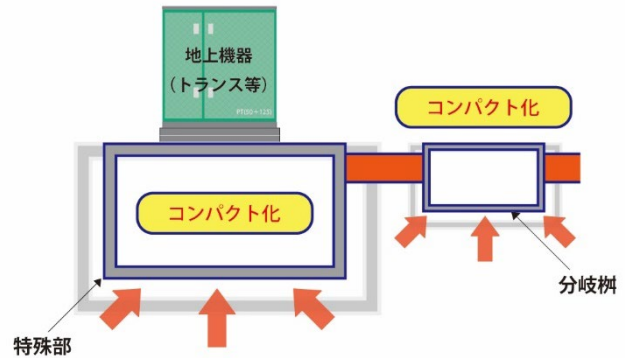
### 特 徴

- 特殊部及び分岐樹をコンパクト化し、小型クレーンでの施工や掘削する土の量を減らすことにより施工費用を圧縮し、低コスト化する手法です。
- 特殊部の重量は、その種類や形状によって異なりますが、重いものでは10tを超えるものもあり、大型クレーンにて施工することが一般的です。そこで、特殊部や分岐樹をコンパクト化し、小型クレーンで施工したり、土の掘削量を減らしたりすることにより低コスト化の効果が期待できます。
- 通信の特殊部のコンパクト化として、寸法の標準化が検討されており、今後、電力の特殊部のコンパクト化の検討が予定されています。
- 特殊部の形式選定に当たっては、収容ケーブル、設置機器等の条件を踏まえ、全体的にコンパクト化が図れるよう、電線管理者と調整を行う必要があります。



【写真】 特殊部

出典：東電タウンプランニング株式会社 HP 「トピックス 特殊部と管路」より



【図】 特殊部のコンパクトイメージ

出典：東京都建設局 HP 「東京都道路埋設物イノベーション会議」 「東京電力パワーグリッドにおける無電柱化の推進にむけた取組み」 資料を参考に作成

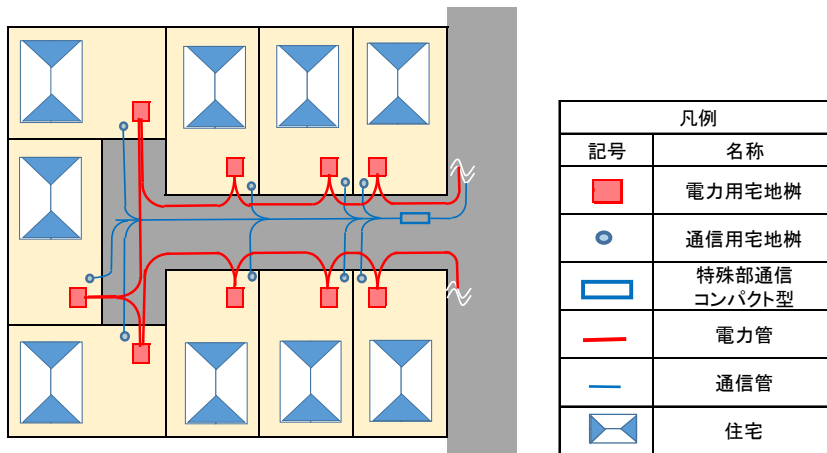
出典：「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.4】」

(国土交通省都市局市街地整備課)

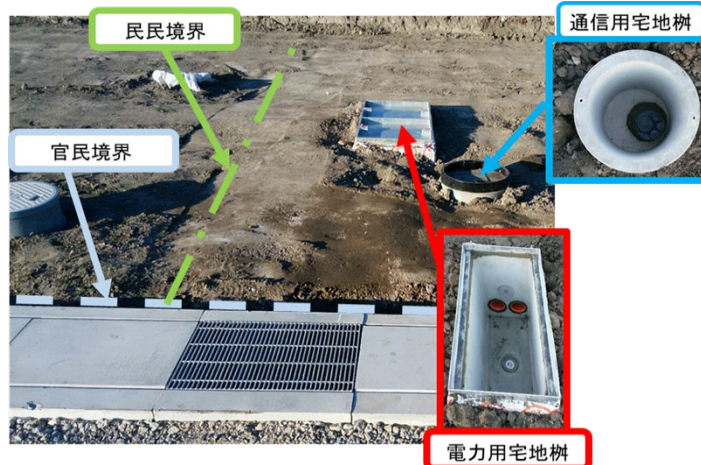
⑩-1 土地利用計画時の工夫（宅地内樹の活用）

特 徴

- 区画内の住宅の詳細な意匠決定前に、宅地内樹の位置をあらかじめ設定することにより道路工事完了後の再掘削調整がなくなり開発工事全体の効率化が見込める手法です。
- 無電柱化に伴う管路等埋設工事は、多くの場合、宅地造成と並行し、道路の路床施工中に他のインフラ設備と合わせて施工されます。一方で、電線管理者が実施する電線の入線工事や、各戸への引込工事は、道路工事完了後の入線に伴い再掘削するなど個別調整も多く全体工程への影響も懸念されます。
- 電力用は宅地内樹を活用し各戸を接続することにより、特殊部や分岐樹を無くすことができ、比較的小規模な開発では一定の低コスト化も見込めます。



【図】 宅地内樹（宅地樹）等の配線イメージ



【写真】 各種宅地内樹（宅地樹）の施工の様子

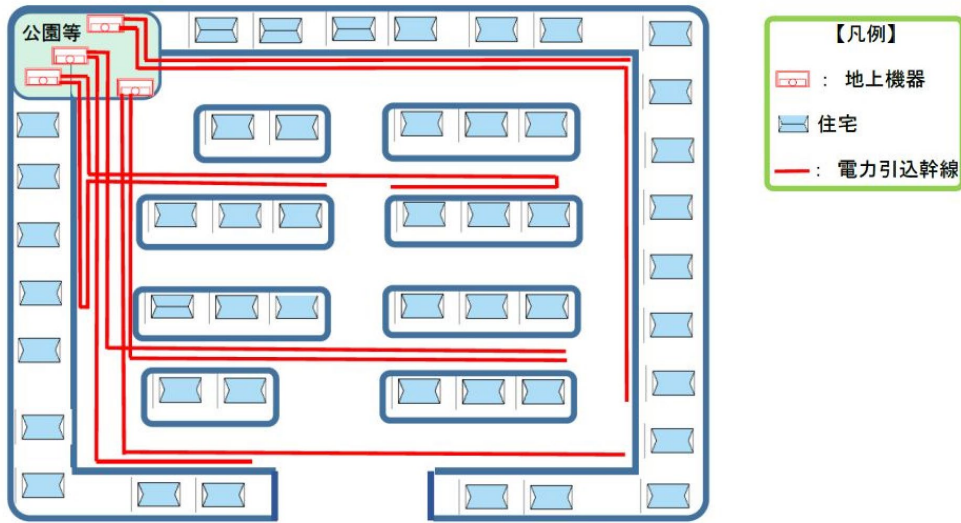
出典：「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.4】」

(国土交通省都市局市街地整備課)

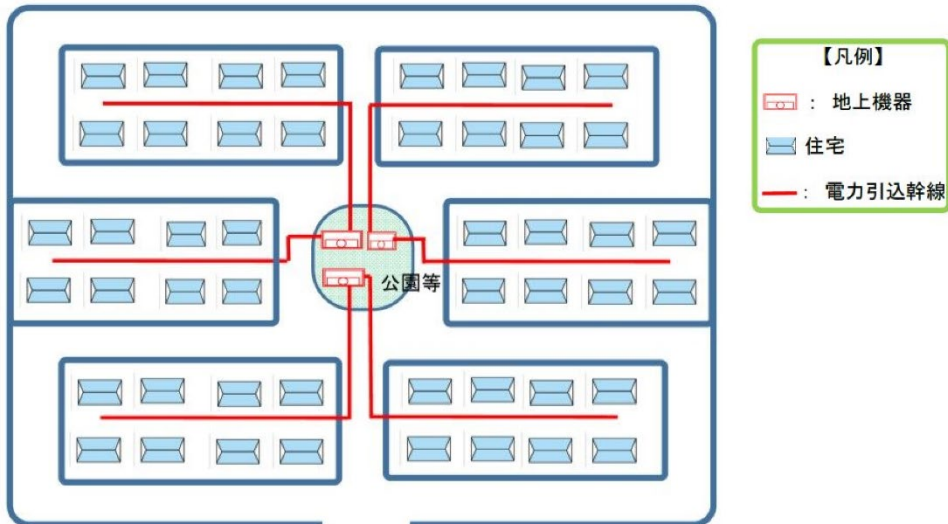
⑩-2 土地利用計画時の工夫（地上機器の配置の工夫）

特 徴

- 地上機器（変圧器）を開発区域中央部に配置し、放射状かつ均等な距離となるような配線計画を作成できるよう土地利用計画を工夫することにより、地上機器の設置基数の抑制が見込める手法です。
- 開発事業における無電柱化においては、土地利用・道路計画の検討と合わせて配線計画を作成することが重要です。地上機器の集中配置する場合、開発区域の端部に集中配置すると、配置環境等の制約により配線延長が長くなる傾向にあること、配線の長距離化により、電圧降下も大きくなることから、無電柱化に係るコストが高くなることが懸念されます。



【図】 地上機器の集中配置における非効率的な宅地割のイメージ



【図】 地上機器の集中配置における効率的な宅地割のイメージ

出典：「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.4】」

(国土交通省都市局市街地整備課)

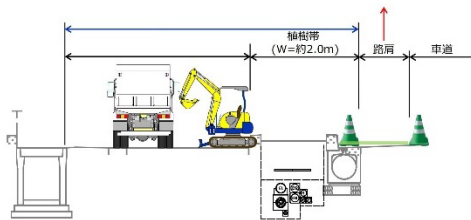
⑪ 常設作業帯による施工の効率化

<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無電柱化の施工の効率化を図るため、日々復旧を行わず、一定区間を開削した状態にする常設作業帯の設置や昼間工事の実施が有効です。</li> <li>● 即日復旧が削減するため、翌日の作業着手がスムーズになります。</li> <li>● 常設作業帯の設置にあたっては作業性を確保するため、工事車両や資機材を配置する作業帯幅、一般車両の通行空間、歩行者の通行空間等が必要ですので、現場状況に応じた適切な施工計画を立てることが必要です。</li> </ul>
<p>採用事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 百石地区電線共同溝事業（高知県高知市 国道56号） （整備延長 L=2.2km 昼間施工 L=130m）</li> <li>※一部区間において常設作業帯を設置した昼間施工を試験的に実施</li> </ul>

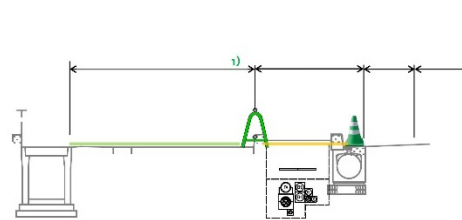


図 位置図

<昼間施工時>



<夜間開放時>



【図】 標準断面図



【写真】 常設作業帯の施工状況

出典：「無電柱化のコスト削減の手引き」（国土交通省道路局）

⑫無電柱化事業におけるトレンチャーの活用

特徴

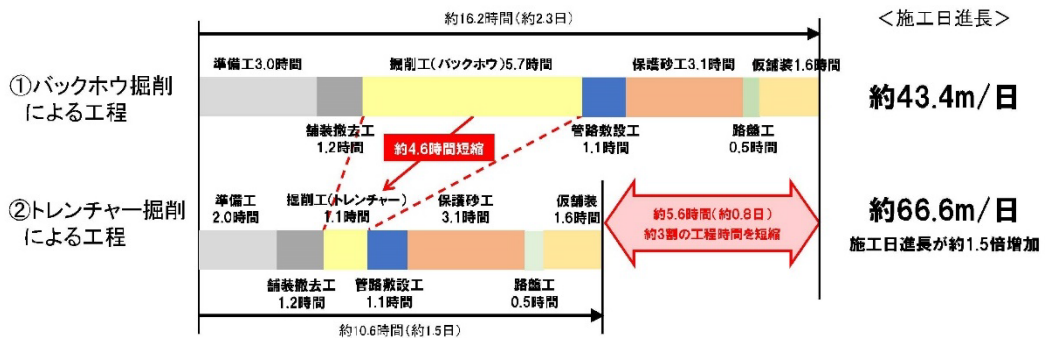
- トレンチャーは、一定の深さと幅で連続掘削が可能な施工機械です。この施工機械の導入は、施工期間の短縮に有効です。
- 作業形態は、掘削のみのほか、掘削+土砂排出等、複数の同時施工が可能な機種が存在します。日本では、掘削+土砂排出が一般的です。
- 試算では、バックホウの工程時間よりも約3割の工程時間の短縮が可能となりました。



【写真】 トレンチャーの作業形態（掘削+土砂排出）



【写真】 シングルカット（左）とダブルカット（右）のイメージ



【図】 トレンチャーとバックホウの工程時間の比較

出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」(国土交通省道路局)

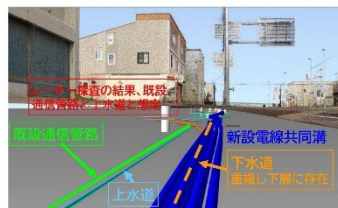
⑬ 地中探査技術の活用

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電線共同溝等の設計では、地下埋設物の位置を把握する電磁波レーダーを活用した地中探査技術を活用することにより、作業の効率化や手戻りを回避することが期待されます。</li> <li>●地下埋設物の位置情報は、占用台帳、試掘、地中探査等により把握しますが、占用台帳は埋設物位置の精度が低い場合があり、試掘は精度が高いものの全箇所での試掘は合理的ではありません。その点、地中探査は、試掘よりも精度は劣りますが、不明管の把握や、占用台帳の情報の補正が可能です。</li> <li>●地中探査による位置情報の把握は、コスト面でも合理的で、手戻りによるロス（コスト、工期等）を考慮すると、予備設計の段階で地中探査を実施することが望ましいです。</li> </ul>
-----	---

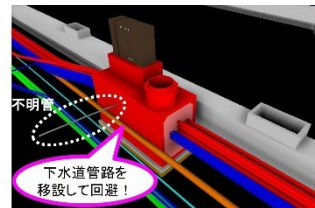
採用事例	●倶知安地区電線共同溝事業（北海道虻田郡倶知安町 国道5号） （整備延長 5.3km 地中探査実施区間長 L=500m）
------	---



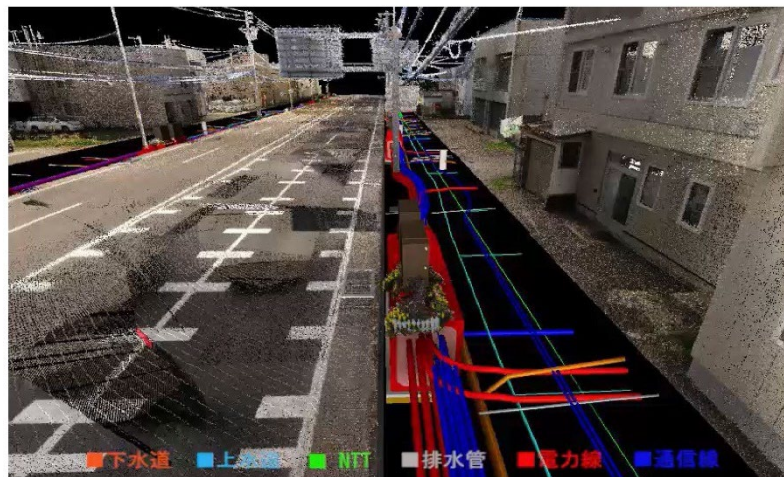
【写真】 高精度地中探査電磁波レーダー式（カート型）



【図】 レーダー探査による3次元モデル



【図】 既存埋設物との干渉



【図】 地上点群データと地中探査データによる地上地下の3次元モデル

出典：「無電柱化のコスト縮減の手引き」（国土交通省道路局）

### (3) 効率的な無電柱化に向けたケーススタディ

開発事業において、効率的な無電柱化を実施するための検討材料とするため、開発事業の特性を踏まえた無電柱化モデルを作成（以下、「ケーススタディ」という。）し、無電柱化に係る整備費用（開発事業者負担分）の比較を実施しました。

なお、今回のケーススタディの他、「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」においても面整備に係る無電柱化ケーススタディを実施しているため、ご参照ください。

【参考】市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.4】  
 (国土交通省 ホームページ)  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000085.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html)

#### ① ケーススタディの検討条件

- ・無電柱化実務担当者へのアンケート調査及びヒアリング調査等を通じて、以下の開発モデルによるケーススタディを実施します。なお、今回実施するケーススタディにおいては、要請者負担方式を基本に託送供給等約款を適用した場合、託送供給等約款及び無電柱化まちづくり促進事業を適用した場合の整備費用の比較検討を行います。

#### 【各ケースの諸条件】

	ケース1	ケース2
開発イメージ	既成市街地内の小規模街区におけるミニ住宅地開発	工場跡地等を活用した住宅地開発
開発面積	0.18ha	1.0ha
住宅戸数	9戸	44戸+街区公園
道路計画	袋小路形状 (W=6m、歩道なし)	区画道路(街区中央) (W=10m、歩道あり) その他区画道路 (W=6m、歩道なし)
道路延長	45m	324m

#### 【ケース・パターンの設定】

パターン	整備手法	配管の標準深さ		使用管材	
		車道部	歩道部	電力	通信
<b>ケース1：小規模街区における住宅地開発モデル</b>					
ケース1-A	管路直接埋設構造 (従来方式)※	1.20m	-	SVP管	VP管及びPV管
ケース1-B	管路直接埋設構造 (低コスト手法)※	0.60m	-	ECVP管	VP管及びPV管
<b>ケース2：工場跡地等における大規模住宅地開発モデル</b>					
ケース2-A	管路直接埋設構造 (従来方式)	1.20m	0.90m	CCVP管	FA+BD管(VP管) 及びPV管
ケース2-B	管路直接埋設構造 (低コスト手法)	0.60m	0.45m	ECVP管	FA+BD管(VP管) 及びPV管

※配線系統：1系統

## ②ケース別の無電柱化モデル

・ケース 1-A、1-B の無電柱化モデル（無電柱化平面図及び整備費用）を以下に示します。

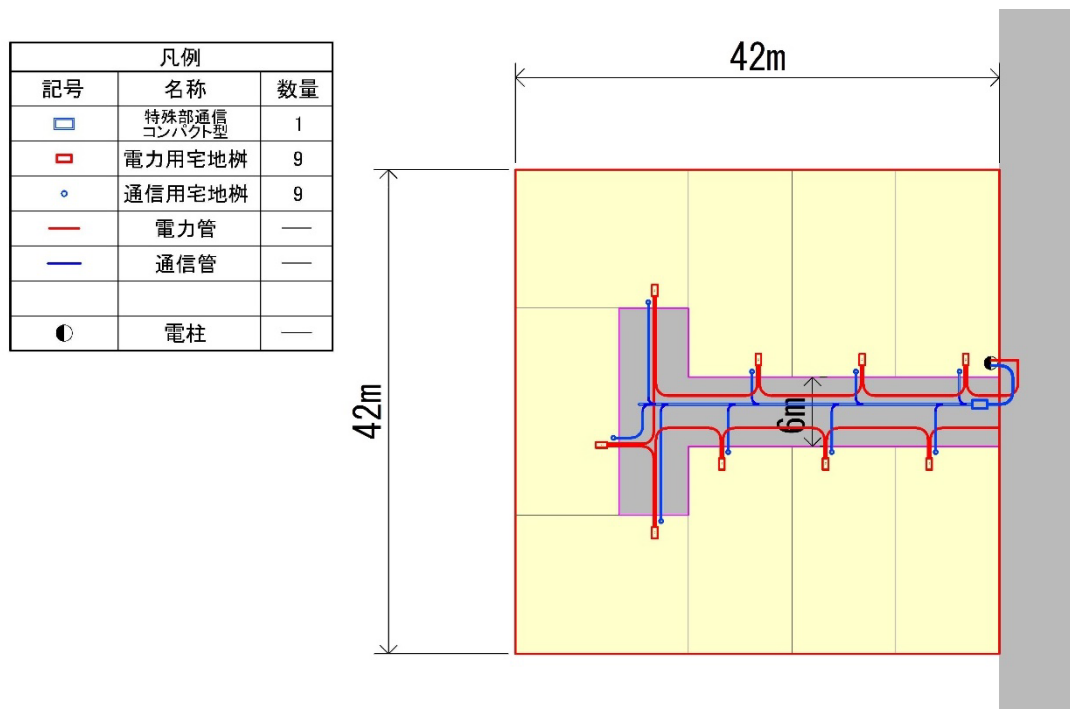


図 ケーススタディ <1-A・1-B>（整備延長 45m）

表 パターン別の無電柱化整備に係る開発事業者負担費用（百万円）

### ■要請者負担方式

パターン	電線共同溝本体 (a)	地上機器・電線等 (b)		総額 (a + b)	m当り 整備費用	戸当たり 整備費用
		電力	通信			
ケース 1-A	29.2 百万円	1.9 百万円	2.5 百万円	33.6 百万円	75 万円	373 万円
ケース 1-B	22.1 百万円	1.9 百万円	2.5 百万円	26.5 百万円	59 万円	294 万円

### ■要請者負担方式（「託送供給等約款」を適用した場合）

パターン	電線共同溝本体 (a)	地上機器・電線等 (b)		総額 (a + b)	m当り 整備費用	戸当たり 整備費用
		電力	通信			
ケース 1-A	29.2 百万円	—	2.5 百万円	31.7 百万円	70 万円	352 万円
ケース 1-B	22.1 百万円	—	2.5 百万円	24.6 百万円	55 万円	273 万円

### ■要請者負担方式（「託送供給等約款」及び「無電柱化まちづくり促進事業」を適用）

パターン	電線共同溝本体 (a)	地上機器・電線等 (b)		総額 (a + b)	m当り 整備費用	戸当たり 整備費用
		電力	通信			
ケース 1-A	5.8 百万円	—	2.5 百万円	8.3 百万円	18.5 万円	93 万円
ケース 1-B	4.4 百万円	—	2.5 百万円	6.9 百万円	15.4 万円	77 万円

※整備費用にあたっては、モデルケースによる試算であり、実際に無電柱化を実施する場合は、当該地区の土地利用や周辺状況、電線管理者や施工業者等との協議・調整により変動する場合がありますため、関係者間での十分な協議が必要となる。

※託送供給等約款の適用により、電力部分に係る地上機器・電線等は一般送配電事業者の負担となる。ただし、通信部分については、従来通り全額要請者負担。

※無電柱化まちづくり促進事業の適用により、国 2/5、地方公共団体 2/5、開発事業者 1/5 程度の負担となると想定。

・ケース 2-A、2-B の無電柱化モデル（無電柱化平面図及び整備費用）を以下に示します。

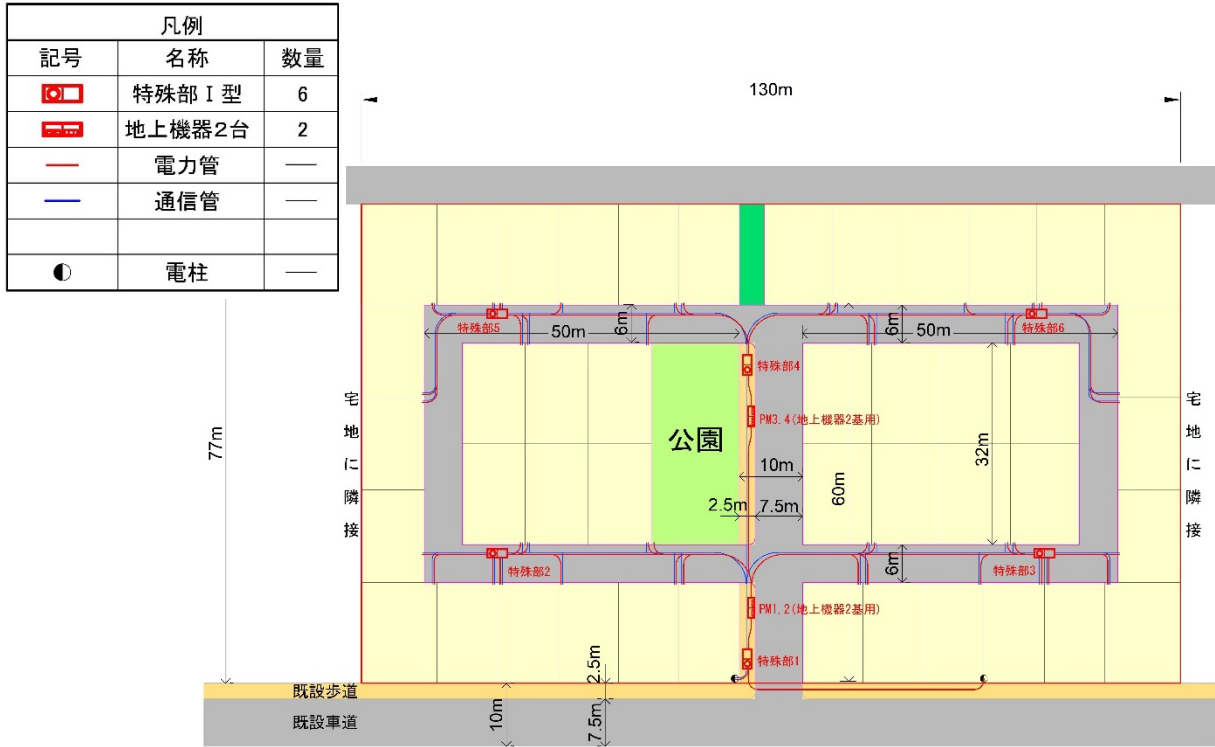


図 ケーススタディ<2-A・2-B>（整備延長 324m）

表 パターン別の無電柱化整備に係る開発事業者負担費用（百万円）

■要請者負担方式

パターン	電線共同溝本体 (a)	地上機器・電線等 (b)		総額 (a + b)	m当り 整備費用	戸当たり 整備費用
		電力	通信			
ケース 2-A	103 百万円	16.5 百万円	23.5 百万円	143 百万円	44 万円	325 万円
ケース 2-B	87 百万円	16.5 百万円	23.5 百万円	127 百万円	39 万円	289 万円

■要請者負担方式（「託送供給等約款」を適用した場合）

パターン	電線共同溝本体 (a)	地上機器・電線等 (b)		総額 (a + b)	m当り 整備費用	戸当たり 整備費用
		電力	通信			
ケース 2-A	103 百万円	—	23.5 百万円	127 百万円	39 万円	288 万円
ケース 2-B	87 百万円	—	23.5 百万円	111 百万円	34 万円	251 万円

■要請者負担方式（「託送供給等約款」及び「無電柱化まちづくり促進事業」を適用）

パターン	電線共同溝本体 (a)	地上機器・電線等 (b)		総額 (a + b)	m当り 整備費用	戸当たり 整備費用
		電力	通信			
ケース 2-A	34.3 百万円	—	23.5 百万円	57.8 百万円	17.8 万円	131 万円
ケース 2-B	29.0 百万円	—	23.5 百万円	52.5 百万円	16.2 万円	119 万円

※整備費用にあたっては、モデルケースによる試算であり、実際に無電柱化を実施する場合は、当該地区の土地利用や周辺状況、電線管理者や施工業者等との協議・調整により変動する場合がありますため、関係者間での十分な協議が必要となる。  
 ※託送供給等約款の適用により、電力部分に係る地上機器・電線等は一般送配電事業者の負担となる。ただし、通信部分については、従来通り全額要請者負担。  
 ※無電柱化まちづくり促進事業の適用により、国 1/3、地方公共団体 1/3、開発事業者 1/3 程度の負担となると想定。

### ③ケーススタディのまとめ

- ・ケーススタディの結果、ケース1及びケース2ともに低コスト手法の採用により11%～21%の費用低減が可能となり、開発事業内容に違いはあるものの、低コスト手法を採用することで一定程度の費用低減が期待できます。
- ・また、従来は無電柱化に係る全ての整備費用を開発事業者（＝要請者）が負担することになっていましたが、「託送供給等約款」の適用や「無電柱化まちづくり促進事業」を効果的に活用することで、開発事業者の負担を大幅に削減することが可能となります。
- ・ただし、「無電柱化まちづくり促進事業」の活用にあたっては、開発事業を行う地方公共団体において支援制度を創設する必要があることに留意する必要があります。

概 要		ケース1 (0.18ha)		ケース2 (1.00ha)	
		A (通常)	B1 (低コスト)	A (通常)	B (低コスト)
		管路直接埋設構造	管路直接埋設構造	管路直接埋設構造	管路直接埋設構造
整備費用 (百万)		総額	総額	総額	総額
電線共同溝 本体 (a)	管路部	0.0	0.0	29.9	22.6
	特殊部	1.9	1.9	22.8	22.8
	その他	27.3	20.2	50.4	41.9
	小計	29.2	22.1	103.1	87.3
地上機器・電線等 (b)		4.4	4.4	40.0	40.0
総 額 (a+b)		33.6	26.5	143.1	127.3
地中供給される戸数 (戸)		9戸		44戸 + 公園	
整備延長 (m)		45		324	
要請者負担方式による開発事業者の整備負担					
戸当たり整備費用		373万円/戸 (1.0)	294万円/戸 (0.79)	325万円/戸 (1.0)	289万円 (0.89)
m当たり整備費用		75万円/m (1.0)	59万円/m (0.79)	44万円/m (1.0)	39万円/m (0.89)
「託送供給等約款」を適用した場合の開発事業者の整備負担					
戸当たり整備費用		352万円/戸 (0.94)	273万円/戸 (0.73)	288万円/戸 (0.88)	251万円 (0.77)
m当たり整備費用		70万円/m (0.94)	55万円/m (0.73)	39万円/m (0.89)	34万円/m (0.78)
「託送供給等約款」及び「無電柱化まちづくり促進事業」を適用した場合の開発事業者の整備負担					
戸当たり整備費用		93万円/戸 (0.25)	77万円/戸 (0.21)	131万円/戸 (0.40)	119万円 (0.37)
m当たり整備費用		18.5万円/m (0.25)	15.4万円/m (0.21)	17.8万円/m (0.41)	16.2万円/m (0.37)

※各ケースの電線共同溝方式 (1-A,2-A) を「1.0」とした場合。

※託送供給等約款の適用により、電力部分に係る地上機器・電線等 (b) は一般送配電事業者の負担となる。

※無電柱化まちづくり促進事業の適用により、開発面積が3,000㎡未満の場合は国2/5、地方公共団体2/5、開発事業者1/5程度の負担を想定、開発面積が3,000㎡以上の場合は国1/3、地方公共団体1/3、開発事業者1/3程度の負担を想定。なお、無電柱化まちづくり促進事業の適用にあたっては、地方公共団体による支援制度創設等が必要となる。詳細は、第1章参照。

## (4) 無電柱化に係る支援制度

無電柱化を推進するための支援制度の概要を示します。詳細は、「第1章 1-5 無電柱化に係る支援制度（23頁以降）」を参照してください。

### ①一般送配電事業者の託送供給等約款の変更

- ・市街地開発事業等において、要請者負担方式をはじめ電線共同溝方式によらない事業手法においても、電線共同溝方式と同様に地上機器や電線等の整備費用を一般送配電事業者が負担することとなりました。
- ・施行者は、電線共同溝方式と同等の費用負担（1/3程度の負担）となるため、小規模の開発事業においても無電柱化が導入しやすくなります。

【参考】市街地開発事業等における無電柱化の推進について

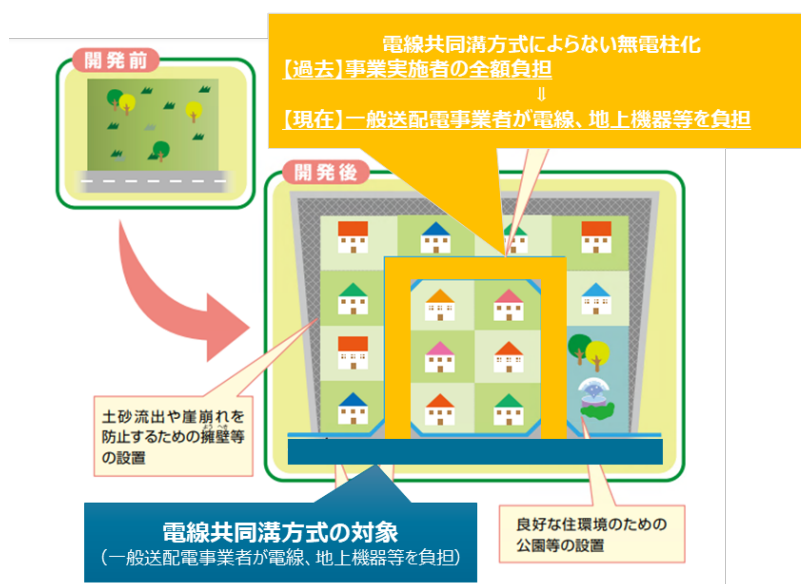
（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/pole/cost.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/cost.html)

### 1) 託送供給等約款の活用状況

- ・2025年12月時点で49件（送配電網協議会調べ）の市街地開発事業等において、変更した託送供給等約款に基づき、各一般送配電事業者が一定程度（地上機器・電線等にかかる費用（約1/3））の費用負担を行っています。

### <制度イメージ>

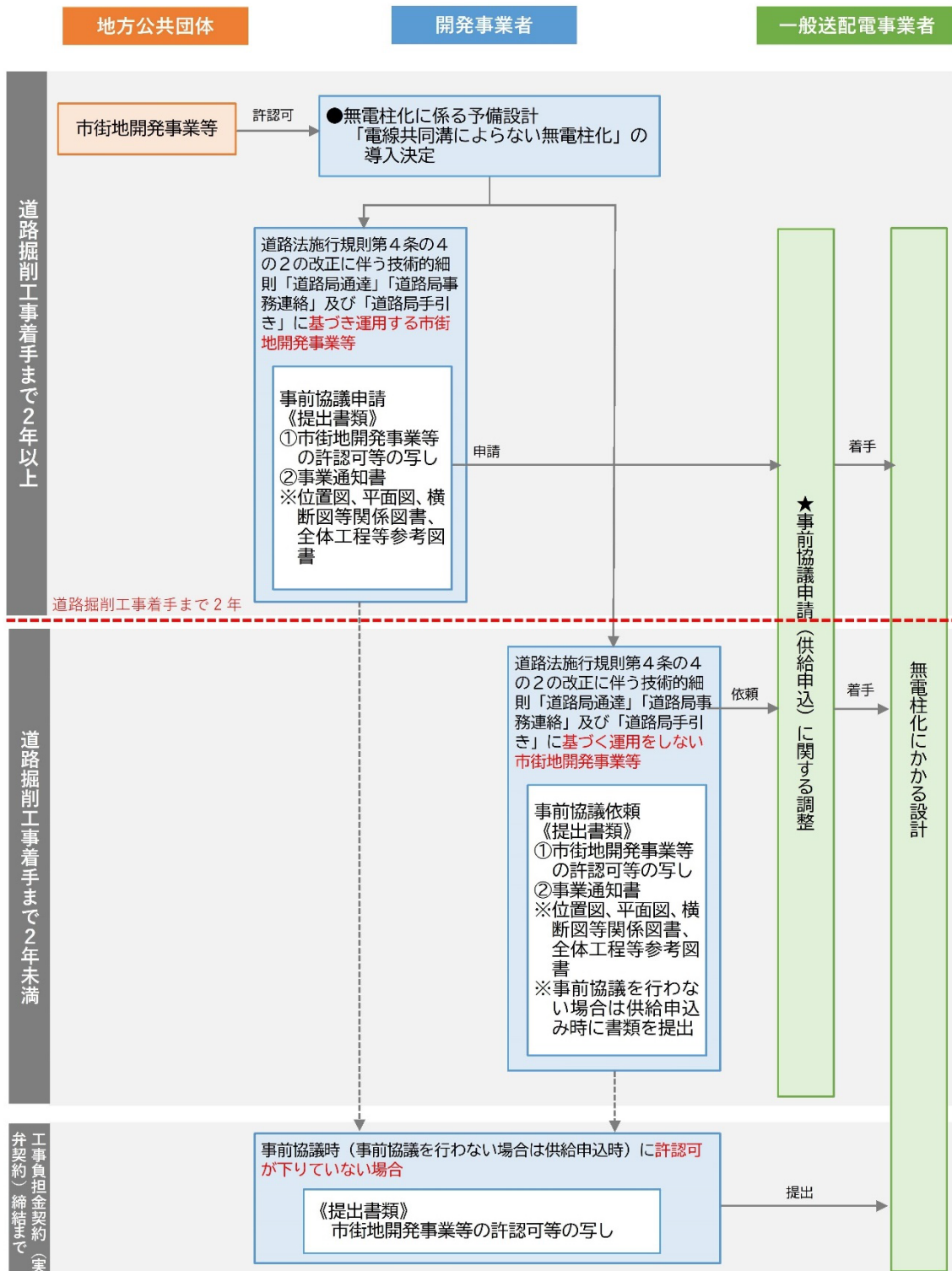


出典：令和7年度開発事業における無電柱化の推進に向けたオンラインセミナー

「無電柱化の推進に関する取組状況について」資源エネルギー庁

2) 一般送配電事業者への申請手続き

一般送配電事業者への申請手続きのイメージ



「道路局通達」: 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成31年4月1日付)  
 「道路局事務連絡」: 「『道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて』運用上の留意事項について」(平成31年4月1日付)  
 「道路局手引き」: 「『道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver.2』について」(令和5年3月)

## ②無電柱化まちづくり促進事業の創設

- ・ 要請者負担方式をはじめ電線共同溝方式によらない事業手法においても、地方公共団体が実施する又は助成する事業を対象に、「無電柱化まちづくり促進事業」を創設し、令和4年度より国が財政支援を行います。
- ・ 各地方公共団体に「無電柱化まちづくり促進計画」を策定し、補助金制度を創設することで、無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）に対して支援を行います。
- ・ 電線共同溝方式によらない無電柱化の施工者負担を1/3（事業規模3,000㎡以上）～1/5（事業規模3,000㎡未満）まで軽減することが可能です。

【参考】無電柱化まちづくり促進事業（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000085.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html)

### 1) 無電柱化まちづくり促進事業の活用状況

- ・ 令和4年度に創設された無電柱化まちづくり促進事業は、東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、福岡県等の自治体で活用されており、実施地区が拡大中です。



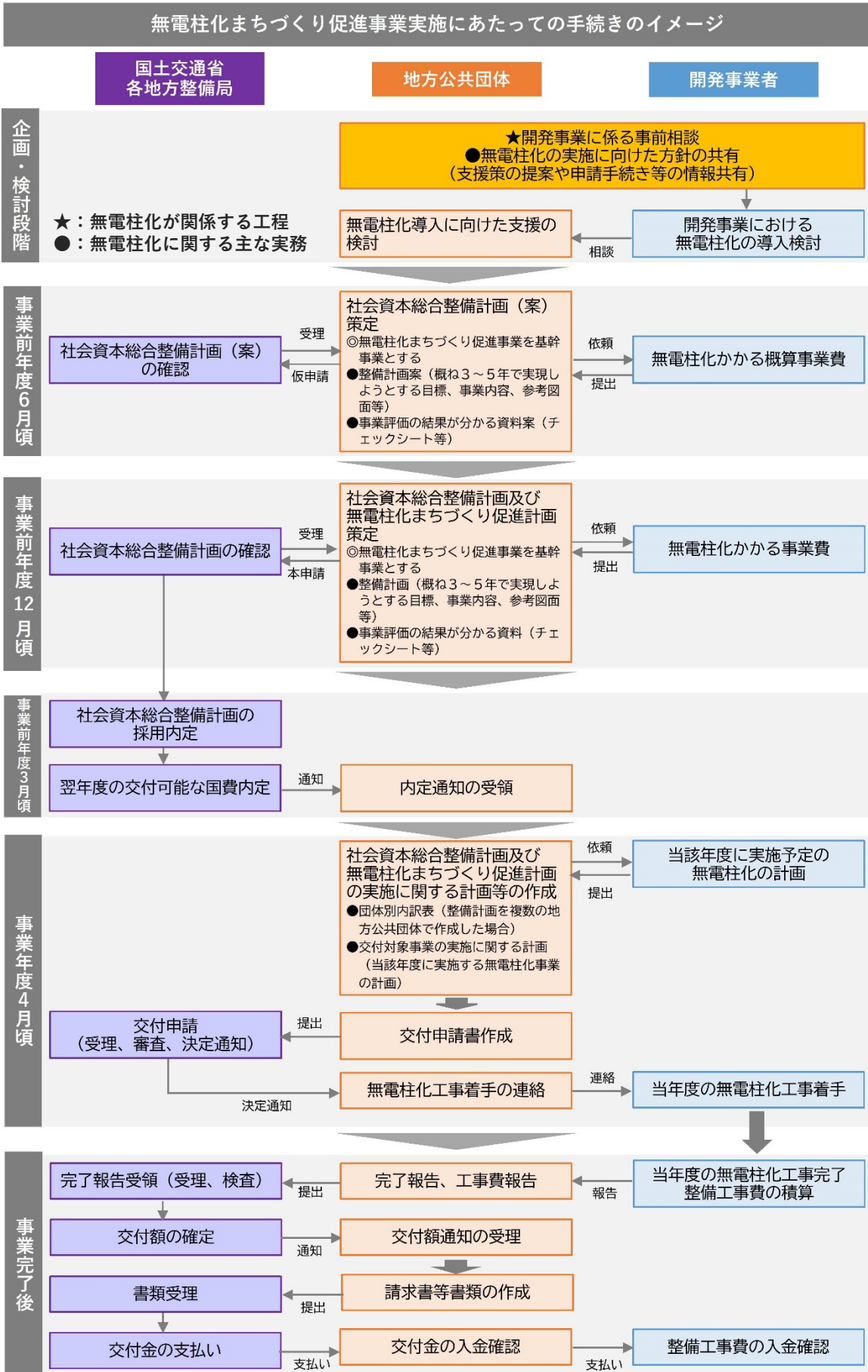
無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(東京都世田谷区)



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(千葉県芝山町)

出典：「面整備における無電柱化の推進について」（令和7年10月）国土交通省都市局

2) 無電柱化まちづくり促進事業に係る調整フロー



### ③無電柱化に関する相談窓口の設置

- ・国土交通省では、開発事業や土地区画整理事業等が無電柱化を実施する場合のお悩み事を問い合わせるための相談窓口を設置しました。
- ・無電柱化に関し、関係者間の合意形成を円滑に進めるため、資源エネルギー庁に「無電柱化に関する相談窓口」が設置されました。
- ・無電柱化に関して電気通信事業者と法人（開発事業者や地方公共団体）の方々が無電柱化に関する合意形成を円滑に進めるための相談窓口が総務省ホームページに設置されました。

【参考】無電柱化相談窓口（無電柱化まちづくりポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/machizora/mudenntyuu/contact/#consultation>

【参考】無電柱化に関する相談窓口の設置について

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/pole/consultation.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/consultation.html)

【参考】総務省 無電柱化に関する相談窓口

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課  
（総務省ホームページ）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\\_suishin/mudenchuka/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/mudenchuka/index.html)

#### 4-1 開発事業における無電柱化の実施フロー

開発事業を実施するにあたっては、都市計画法第29条に規定される「開発許可制度」が基本となります。

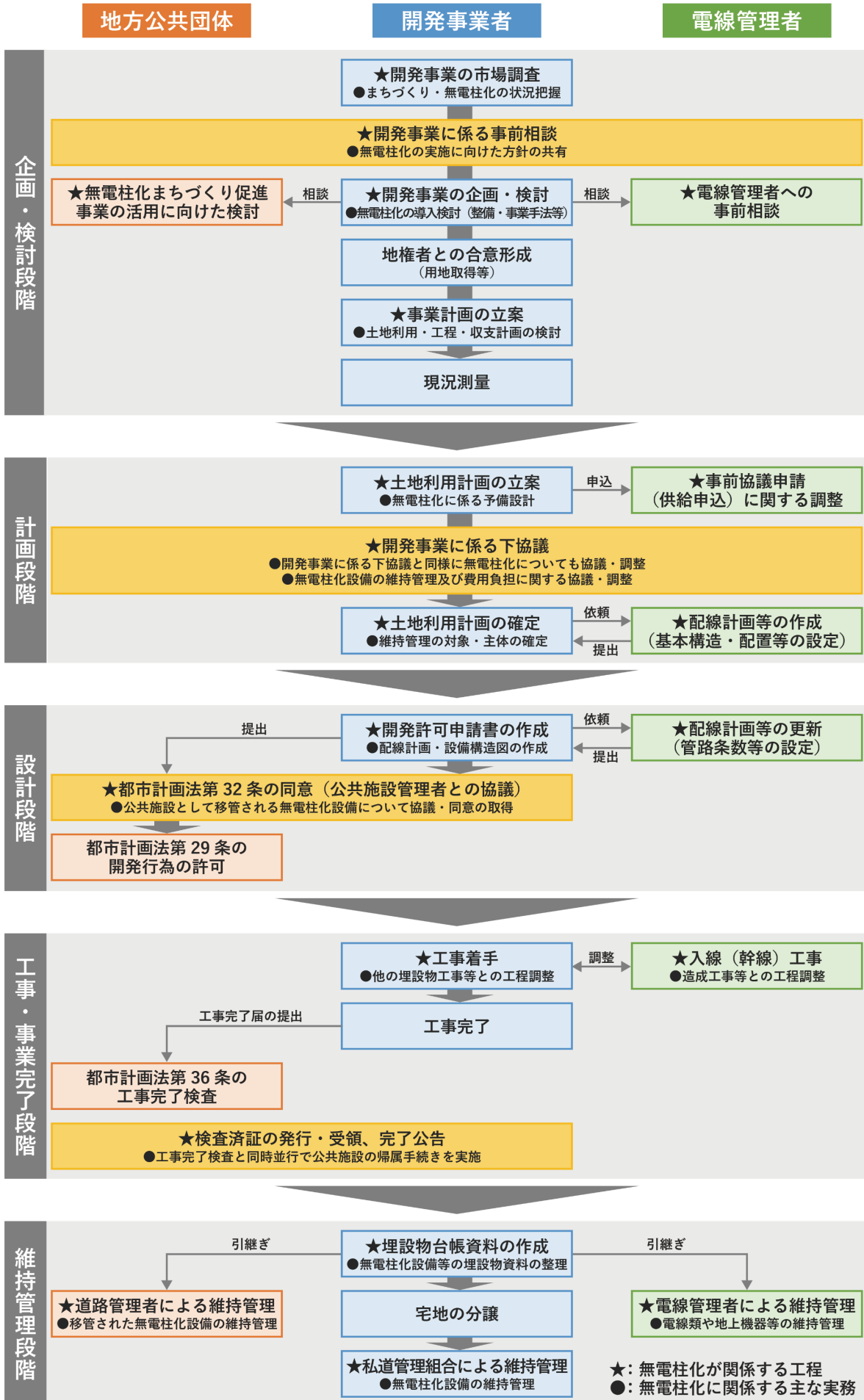
都市計画法における開発許可制度では、無電柱化の実施・検討は求められていませんが、無電柱化法や道路法施行規則において、開発事業においても無電柱化を実施することが位置付けられています。このため、新たに道路を整備する開発事業を実施する際には、当該事業の状況を踏まえつつ、無電柱化の実施について検討するとともに、無電柱化を実施する場合は、基本計画の構想に合わせて無電柱化の導入検討を行うことが求められます。

しかしながら、第2章で示した通り、無電柱化に関する関係者間の協議・調整の経験不足が課題となっていることから、本ガイドラインでは「開発許可申請の手続き」と「無電柱化の検討」を連動して進める実施フローと無電柱化実施に係るポイント・留意点を紹介します。

なお、無電柱化事業の関係者との合意形成については、国土技術政策総合研究所が発出している「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」をご参照ください。

【参考】 無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）  
（国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部ホームページ）  
<http://www.nilim.go.jp/lab/dcg/kadai6-mudenchu-guide.html>

開発事業（都市計画法第 29 条開発許可）を軸とした無電柱化の実施フロー



## 4-2 段階別の無電柱化実施に係るポイント・留意点

### (1) ステップ1：企画・検討段階

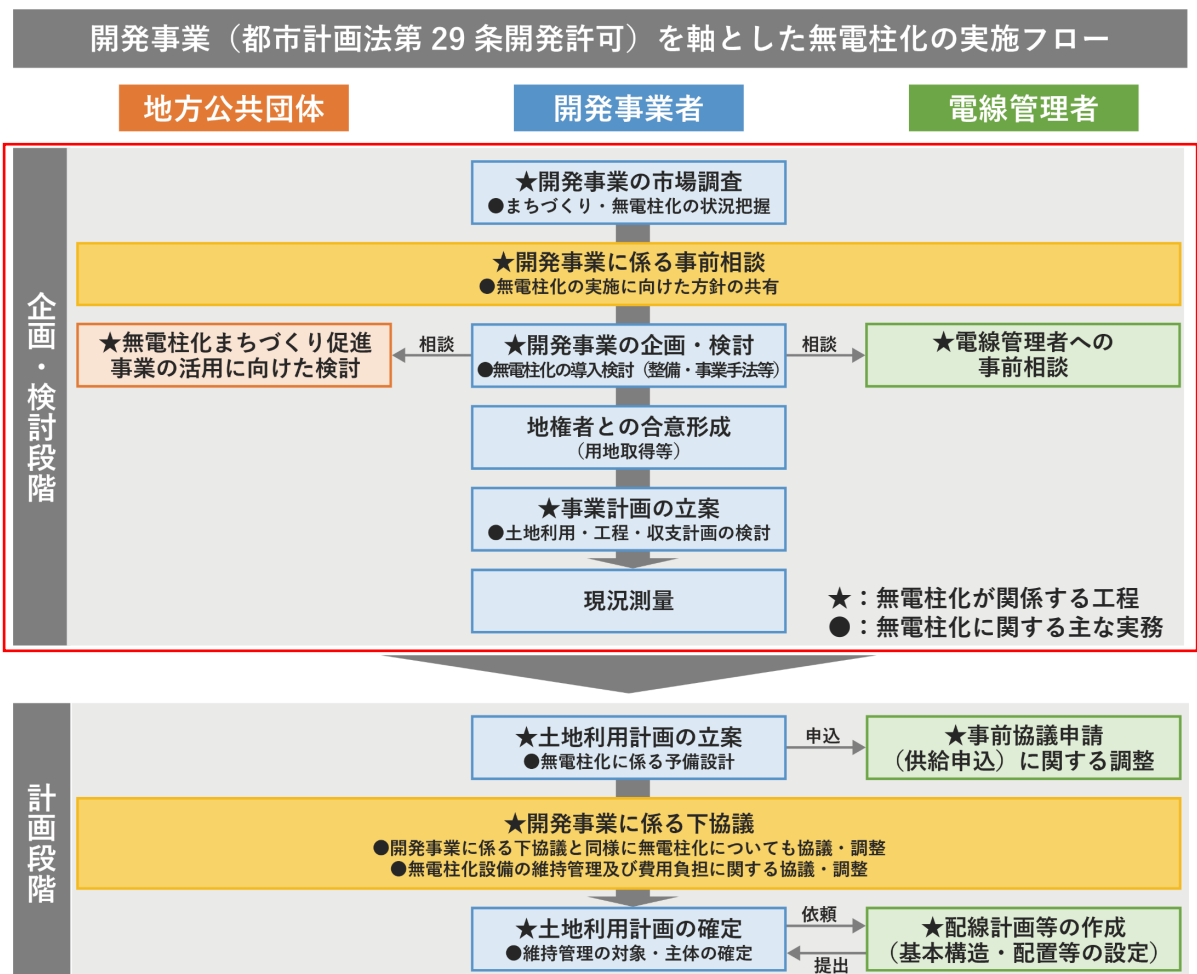
- 「企画・検討段階」においては、開発事業並びに無電柱化に関する方向性を関係者間で共有することが重要となります。
- 開発事業者は、当該地区におけるまちづくりの将来像を踏まえながら、開発事業の企画・検討と併せて無電柱化の実施に関する検討を行い、事業採算性を勘案した事業計画の立案を行います。それに対し、地方公共団体と電線管理者は無電柱化の促進に向けて様々な情報提供等を行います。

開発事業を円滑に推進するためには、「企画・検討段階」において、開発事業並びに無電柱化に関する方向性を関係者間で共有することが重要となります。

そのため、地方公共団体においては、無電柱化法第12条の趣旨を踏まえ、開発事業者から事前相談があった段階で、支援制度等の情報提供も含め、無電柱化の導入を指導するとともに、無電柱化設備があることで道路認定を認めないことがないよう、適正な道路帰属に関する協議に努める必要があります。また電線管理者においては、無電柱化の低コスト手法等をはじめとした整備手法及び事業手法等に関する情報を提供し、無電柱化の導入を促すことが望ましいです。

開発事業者においては、開発事業に係る事前相談の結果、地方公共団体及び電線管理者からの情報提供等を踏まえ、事業採算性を考慮しながら、開発事業に関する企画・検討と併せて無電柱化の実施に関する検討を行い、事業計画の立案を行います。

#### 【企画・検討段階の実施フロー】



## 開発事業者のポイント・留意点

### ●無電柱化に係る情報収集

- ・無電柱化に係る関係法令やマニュアル、基準等の情報を収集することが重要です。  
(事前に把握することが望ましい情報)
  - ①無電柱化法、無電柱化法を踏まえた開発許可制度の運用等の関係法令及び関係通知
  - ②当該都市が採用している無電柱化に関する条例等
  - ③当該都市のまちづくりに関する計画や無電柱化に関する計画
  - ④国及び地方公共団体の支援制度
  - ⑤無電柱化に係る協議先及び協議事項等

### ●関係者間における無電柱化に係る方針の共有

- ・当該都市のまちづくりや無電柱化に関する計画を踏まえ、当該事業における無電柱化の方針を設定し、地方公共団体の開発担当者（以下、「地公体開発担当者」という。）、道路管理者、電線管理者と共有することが重要です。

### ●当該事業にあった無電柱化方法の設定

- ・開発事業に係る事前相談結果や類似事例等を踏まえ、無電柱化の対象路線、事業手法、整備手法、維持管理方法（無電柱化設備の地方公共団体への移管協議）等を検討し、事業採算性を確保しながら、当該事業にあった無電柱化方法を設定することが重要です。

### ●低コスト手法の活用検討

- ・開発事業においては事業採算性の確保が重視されることから、近年様々な地区で採用されつつある「管路直接埋設構造」や「小型ボックス構造」等の低コスト手法の活用についても検討することが望ましいです。

### ●無電柱化まちづくり促進事業の活用に向けた検討

- ・要請者負担方式をはじめ電線共同溝方式によらない事業手法において無電柱化を実施する事業を対象に、無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）に対して支援する「無電柱化まちづくり促進事業」が創設されています。
- ・「無電柱化まちづくり促進事業」の活用を検討される際は地方公共団体への相談が必要となります。

### ●電線管理者への事前相談及び事前協議に向けた準備

- ・開発事業において無電柱化が要因で事業工程に遅れを生じさせることがないように、電線管理者へ事前相談を行うとともに、事前協議に向けた準備が重要です。
- ・電線管理者との協議が長期化することが課題として挙げられていることから、電線管理者が無電柱化を検討する際に必要となる情報を速やかに提示することが重要です。
- ・一般送配電事業者に提示する情報（例）は以下のとおりです。
  - ①事業スケジュール（工事着手・完了時期、供給希望時期、開発許認可取得時期等）
  - ②当該事業の概要（開発区域、面積、道路及び区画形状等）
  - ③供給情報（契約容量（供給戸数、電力容量）、受電位置、地上機器設置箇所等）
  - ④その他（道路管理者との協議状況）等
- ・通信事業者に提示する情報（例）は以下のとおりです。
  - ①事業スケジュール（工事着手・完了時期、供給希望時期、開発許認可取得時期等）
  - ②土地利用計画図（区画図面）
  - ③開発用途（住居系・工業系・商業系等）
  - ④当該事業の概要（開発区域、面積、道路及び区画形状等）
- ・上記の情報が不足している場合には、電線管理者が配線計画等の作成に時間を要する場合があるため、速やかに管轄する電線管理者へ検討資料（計画予定の断面図等）を提示して事前協議を行ってください。
- ・事前協議は、開発行為の許可が下りていない場合でも実施可能です。電線管理者の事業工程を確保するためにも、事前協議を速やかに実施することが望ましいです。

## 開発事業者のポイント・留意点

### ●事業期間が2年未満の場合の一般送配電事業者との手続き

- ・事業工程に併せて無電柱化を実施するにあたっては、一般送配電事業者が工程通りに施工するための準備として、設計及び施工に係る予算・期間の確保が必要となるため、開発道路の施工着手の2年前までに無電柱化実施の通知を行うことが望ましいです。
- ・ただし、小規模開発事業をはじめ、開発道路の施工着手まで2年を要さない場合もあるため、予備設計に着手する段階もしくは無電柱化を行う意思が決まった段階で電線管理者（一般送配電事業者、通信事業者）へ通知を行うことが望ましいです。
- ・一般送配電事業者への通知は、開発行為の許可が下りていない場合でも可能です。（ただし、一般送配電事業者との契約締結までには開発許可証等の写しが必要）。そのため、事業期間が2年未満の場合であっても、一般送配電事業者との事前協議を速やかに実施することが望ましいです。

### ●協定書の締結に係る調整

- ・開発事業における無電柱化は多くの主体が関係することから、主体間の協議・調整の円滑化やトラブル防止に向けては、それぞれの無電柱化施設の施工主体や費用負担、整備後の維持管理区分等の合意内容を「協定書」として取り交わす場合があるため、各主体の協定書の締結意向を、企画・検討段階から確認することが望ましいです。
- ・協定書締結に向けたポイントや無電柱化事業との関係については、巻末に掲載する参考資料（開発事業における無電柱化に関する「協定書」）に記載していますので、ご参照ください。

## 地方公共団体のポイント・留意点

### <地公体開発担当者>

#### ●無電柱化法に基づく開発道路での無電柱化の指導

- ・開発事業者から事前相談があった際には、無電柱化法に基づき、開発道路での無電柱化を指導するとともに、無電柱化の推進に向けて道路管理者や電線管理者との調整を主体的に行う必要があります。

### <地公体開発担当者・道路管理者>

#### ●無電柱化に係る協議・調整事項の整理

- ・無電柱化に係る協議が長期化しないよう、予め無電柱化に係る協議・調整事項を整理しておくとともに、公共施設として移管される場合を想定し、無電柱化設備に係る移管手続きや費用負担の考え方、地上機器の設置基準等を整理しておくことが重要です。
- ・また、開発道路内に無電柱化設備があることで道路認定を認めないことがないよう、関係者間で協議・調整を行う必要があります。

#### ●低コスト手法に関する情報提供

- ・当該事業における無電柱化を推進するため、「管路直接埋設構造」や「小型ボックス構造」等の低コスト手法に関する情報を提供することが重要です。

#### ●無電柱化まちづくり促進事業の活用に向けた検討

- ・開発事業における無電柱化の推進に向けて、「無電柱化まちづくり促進事業」を活用した補助制度の創設に向けた検討（開発事業者及び電線管理者との調整、関係部局との調整等）を行うことが重要です。

#### ●電線共同溝の路線指定に係る検討

- ・要請者負担方式で無電柱化した道路について、開発道路の整備後に、電線共同溝法第3条第1項に基づき、電線共同溝を整備すべき路線として指定すること（以下、「路線指定」という。）も可能です。

## 地方公共団体のポイント・留意点

### ●電線共同溝の路線指定に係る検討

- ・路線指定にあたっては、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県地方部会との調整が必要となることから、開発事業のスケジュールも見据え、手続きフロー等について事前に調整しておくことが重要です。
- ・なお、路線指定を行う予定の道路であっても、交付時点で路線指定されておらず、要請者負担方式で整備される場合は、無電柱化まちづくり促進事業の交付対象となります。

## 電線管理者のポイント・留意点

### ●無電柱化に係る情報提供

- ・開発事業者から当該事業に係る事前相談があった場合、当該事業に適する整備手法や維持管理手法について提案するなど、技術面で積極的に協力する必要があります。

### ●2年前通知を踏まえた無電柱化の推進

- ・技術的助言や道路局手引きに基づく2年前通知を開発事業者から受けた場合、当該事業における無電柱化の推進に向けて、開発事業者、地公体開発担当者、道路管理者との協議・調整に積極的に協力する必要があります。
- ・また、事業期間が2年未満の開発事業も想定されることから、無電柱化法第12条の規定の趣旨を踏まえ、当該事業における無電柱化の推進に向け、開発事業者、地公体開発担当者、道路管理者との協議・調整に応じることが重要です。

## ～無電柱化の推進に向けて～

### 01 最新情報の入手と事前準備

地方公共団体、開発事業者ともに無電柱化に関する知見不足が課題となっています。開発事業における無電柱化の推進を図る上では、予め無電柱化に関する情報の入手や実施に備えた事前準備を行っておくことが望ましいです。

#### (1) 都市計画における無電柱化の推進エリア・路線の設定

都市計画マスタープランをはじめとするまちづくりの上位計画において、無電柱化に関する方針や施策を設定するとともに、無電柱化を積極的に推進するエリアや路線を設定する計画を策定することが望ましいです。

茨城県つくば市では、「つくば市無電柱化条例」(平成29年9月30日)を制定している他、大阪府東大阪市や兵庫県宝塚市等では、無電柱化に関する事項を条例や開発指導要綱等に明記しています。



出典：つくば市ホームページ 「つくば市無電柱化条例」より

#### (2) 無電柱化推進にむけた情報発信

地方公共団体は、開発事業者が開発事業を立案・検討する際の参考となるよう、当該自治体での無電柱化の取組や最新の無電柱化に関する情報(整備手法・事例等)、支援制度や相談窓口の紹介等を行うことが望ましいです。

東京都や宮城県仙台市では、無電柱化に関するパンフレット等を作成し、広く情報発信を行っている他、開発事業者に対して行政窓口にて無電柱化導入を進めています。

この他、兵庫県芦屋市においては、無電柱化事業を広く普及啓発するため、パネル・ポスター展示やAR体験等を実施しています。



出典：芦屋市ホームページ 「無電柱化の取り組み」より

## (2) ステップ2：計画段階

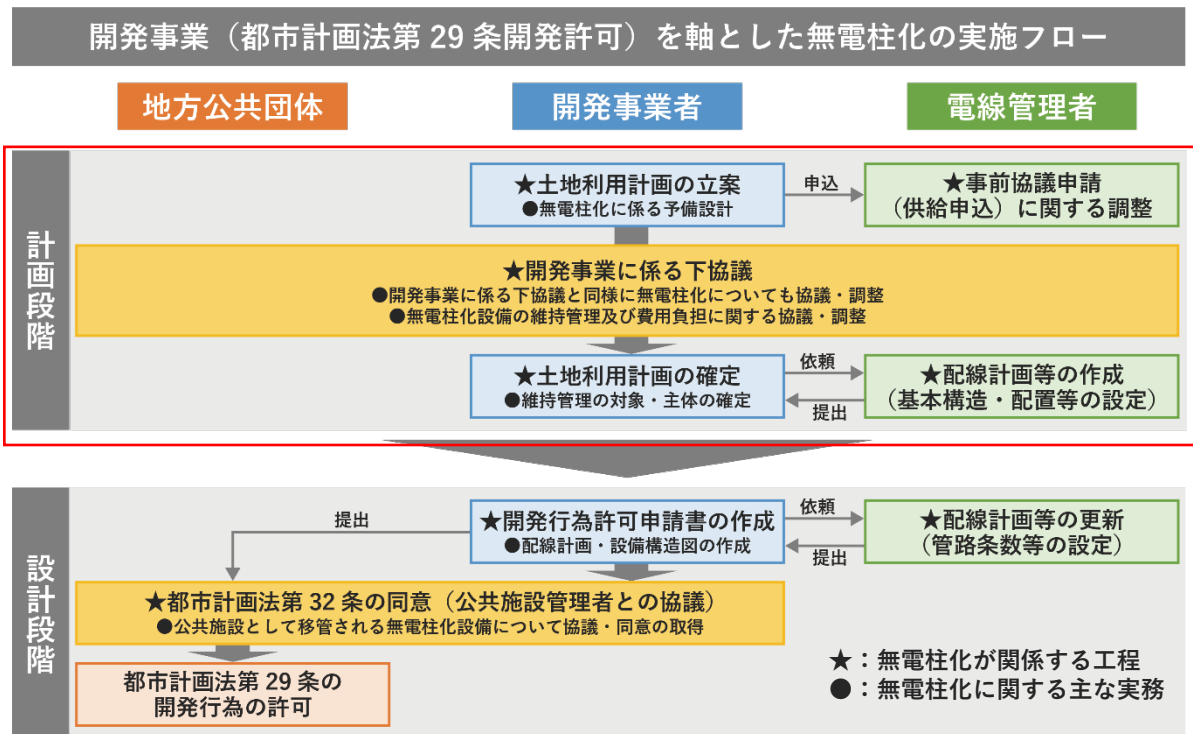
- 開発事業者は、事業採算性や事業スケジュールを考慮しながら、無電柱化の実施を想定した開発計画を立案するとともに、無電柱化に係る予備設計を実施します。特に、無電柱化整備に係る費用負担、管路や地上機器等の施設の維持管理負担については、地方公共団体及び電線管理者と十分な協議・調整を行う必要があります。
- 道路管理者をはじめとする公共施設管理者は、開発事業者からの無電柱化に伴う管路部や特殊部等の施設の維持管理や費用負担の区分の相談について、応じる必要があります。

「計画段階」においては、無電柱化の実施に向けた予備設計に取り組むとともに、整備後の管路部や特殊部等の施設の維持管理や費用負担の区分等について、地方公共団体及び電線管理者と協議・調整を行います。

開発事業においては、都市計画法第32条に基づき、道路管理者をはじめとする公共施設管理者との協議を行う必要がありますが、土地利用計画（宅地や道路等の公共施設の配置等）を立案した段階で地方公共団体及び電線管理者と「開発事業に係る下協議」を行うことが重要です。特に、地方公共団体に対しては、当該事業区域内の道路や公園等に関する協議と併せて、無電柱化整備に関する内容（整備手法・整備費用・維持管理の区分）についても協議を行い、円滑な事業推進を図るため、各々の役割分担を明確化していくことが望ましいです。

また、開発事業者は下協議の結果を踏まえて土地利用計画が確定した段階で、電線管理者に対して配線計画の作成依頼を行い、互いに協議・調整しながら無電柱化に係る予備設計を進めます。

### 【計画段階の実施フロー】



### 開発事業者のポイント・留意点

#### ●電線管理者との事前協議

- ・当該事業において要請者負担方式で無電柱化を実施する場合、管轄の一般送配電事業者（電力会社）に対して事前協議申込を行い、当該事業で適用する整備手法や構造、費用負担等の協議を進めることが重要です。
- ・事前協議申込を行う際は、「開発許可証の写し」の提出が必要となりますが、事前協議時に許認可が下りていない場合には、工事費負担金契約（実弁契約）の締結までに、開発許可証の写しを提出する必要があります。

#### ●埋設事業者（占用予定者）との事前調整

- ・計画段階で無電柱化の可否が決定することから、事前に一般送配電事業者（電力会社）以外に埋設する電線類（情報通信、放送系ケーブル等）の有無を把握するため、埋設事業者（占用予定者）との事前調整を行うことが重要となります。
- ・また、電線類以外の埋設物（ガス、上水道、下水道）についても、埋設事業者へ管路埋設図の提出を依頼し、当該事業区域内の現状を把握するとともに、土地利用計画との調整を進める必要があります。

#### ●電線管理者への配線計画の作成依頼

- ・土地利用計画の素案がまとまった段階で速やかに、電線管理者へ配線計画の作成を依頼する必要があります。配線計画図は無電柱化の構造（管路の径や条数、分岐方式、特殊部の規格等）を決定する上で重要な要素となるため、電線管理者等の占用予定者へ速やかに作成を依頼することが重要です。

（配線計画図の内容例）

- ①収容するケーブルの種類、径及び条数
- ②低圧分岐機器の位置、特殊部の種類及び概略の位置
- ③既設占用施設の利用の可否等の記載

- ・配線計画作成を電線管理者へ依頼する際、各電線管理者へ以下の情報を電線管理者へ提供する必要があります。なお、計画段階において、下記情報の提供が困難な場合は、電線管理者と協議の上、電線管理者との契約締結時までに、必要な情報を提供する必要があります。

（電力に係る配線計画作成に必要な情報）

- ①契約電力（高圧・低圧）
- ②供給戸数
- ③開発用途（住居系・工業系・商業系等）
- ④開発概要
- ⑤事業スケジュール

（通信に係る配線計画作成に必要な情報）

- ①土地利用計画図（区画図面）
- ②開発用途（住居系・工業系・商業系等）
- ③開発概要
- ④事業スケジュール

- ・低コスト化に資する配線計画の検討に向けて、開発後に想定される電力需要などを勘案しながら、必要以上の管路条数を設置しないよう、電線管理者と協議・調整が必要です。

#### ●地上機器及び引込柱の設置場所の検討

- ・開発事業で無電柱化を実施する上では、地上機器の設置場所を確保することが重要となります。特に幅員6m程度の開発道路が中心となる開発事業においては、道路上に地上機器を設置することが困難であるため、以下の対策例を検討しておくことが重要です。

（地上機器設置に係る対策例）

- ①宅地の一部を地上機器設置場所として確保する。
- ②歩行者専用道路や公園に地上機器設置場所を確保する。
- ③地上機器が設けられない場合はソフト地中化（柱上型機器）を設置する。

- ・なお、地上機器の設置にあたっては、住宅戸数と道路配置が大きく関係するため、土地利用計画と密に調整しながら進める必要があります。また、地上機器の設置場所を宅地内に設ける場合は、土地利用面積が変動することにも十分留意する必要があります。

## 開発事業者のポイント・留意点

### ●地上機器及び引込柱の設置場所の検討

- ・当該事業区域外から区域内に電線類を引き込む際に必要となる引込柱についても、地上機器と同様に設置場所を検討する必要があります。そのため、区域外の配線状況（幹線系統）を十分に調査した上で、引込柱の設置場所を検討することが重要です。近年では宅地内に引込柱を設置した上で分譲するといった事例も見られますが、分譲時に購入者への丁寧な説明を行うとともに、購入者からの承諾を得る必要があります。

### ●宅地内への引込位置の検討

- ・地上機器等の設置場所の検討に合わせて、宅地への引込位置についても検討することが重要です。なお、引込位置の検討にあたっては、建築物の位置を予め想定した上で検討することが重要となります。

### ●低コスト手法の導入検討

- ・「企画・検討段階」においても低コスト手法の活用についての検討を推奨していますが、「計画段階」においては土地利用計画を基により具体的低コスト手法の導入について検討し、無電柱化費用の低減を図ることが重要となります。
- ・近年では、低コスト設備の他、地上機器や各種設備の仕様統一・共同調達等の検討が進められているため、電線管理者と協議を行いながら、当該事業の特性に応じた最新の低コスト手法に関する情報収集が重要です。
- ・国土交通省道路局が発出している「無電柱化のコスト縮減の手引き」に紹介されている低コスト手法や部材は、全電線管理者で対応可能です。低コスト手法導入にあたって、一般送配電事業者等との協議・調整について相談が必要な場合は、以下の相談窓口にご連絡ください。

【相談窓口】無電柱化に関する相談窓口の設置について

国土交通省 都市局都市計画課（無電柱化まちづくりポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/machizora/mudenntyuu/contact/#consultation>

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/other/pole/consultation.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/pole/consultation.html)

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課（総務省ホームページ）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\\_suishin/mudenchuka/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/mudenchuka/index.html)

- ・要請者負担方式で無電柱化を実施する場合、街区形状や道路配置などの土地利用計画、開発後に想定される電力需要によっては、低コストな無電柱化設備（特殊部のコンパクト化等）が採用可能となるため、各関係者へ確認・調整することが重要です。

### ●無電柱化整備に係る関係者間の協議

- ・開発事業に係る下協議において、一般的な開発事業に係る協議項目に加え、無電柱化設備に関する施工、管路部や特殊部等の維持管理、費用負担の区分についても関係者間と協議を行うことが重要です。
- ・無電柱化の実施に伴い見直す施設（従来電柱に設置されていた防犯灯等）に対して、地公体開発担当者や道路管理者と協議を行う必要があります。
- ・無電柱化設備の維持管理方法（点検方法、損傷時の対応等）等について、道路管理者及び電線管理者と密に調整することが重要です。
- ・無電柱化に伴い街路灯設置に係る建柱が必要となりますが、街路灯の代替として宅地毎に庭園灯を設置する等により照度を確保している事例もありますので、地公体開発担当者や道路管理者と協議をお願いします。

### ●無電柱化まちづくり促進事業の活用に向けた調整

- ・無電柱化まちづくり促進事業の活用意向がある場合、地方公共団体において、予算化のための庁内調整や、予算化スケジュールと整合を図る必要があるため、可能な限り早期の段階で地方公共団体に相談することや、無電柱化の概算費用等の必要資料を適切に提示することが重要です。

## 地方公共団体のポイント・留意点

### <地公体開発担当者>

#### ●主体的な協議・調整の実施

- ・地公体開発担当者は、開発事業者のみならず道路管理者と無電柱化の実施に向けた主体的な調整を行うことが必要となります。また、電線管理者をはじめとする埋設事業者との協議においても、主体的に関与し、開発事業者とともに協議・調整に臨むことが重要となります。
- ・地上機器の設置場所について、緑道や歩行者専用道路、ポケットパークの一部など公共用地が活用できる場合には、柔軟な対応を検討・実施することが重要です。

### <地公体開発担当者・道路管理者>

#### ●費用負担に関する役割分担

- ・工事に係る費用負担については、当該開発道路が整備後に道路管理者が管理を引き継ぐことが決定している道路である場合には、その点も十分に考慮しつつ、開発事業者や電線管理者と協議を行うことが重要です。

### <道路管理者>

#### ●維持管理の対象及び主体に関する協議

- ・採用する無電柱化手法や埋設物等の状況を踏まえ、維持管理の対象と主体について、開発事業者と十分に協議・調整を行う必要があります。
- ・開発事業者から管路部や特殊部等の施設の維持管理区分について相談がある場合には、適正かつ円滑に協議・調整を行うことが重要です。

#### ●低コスト化に向けた協議・調整

- ・要請者負担方式で無電柱化を実施する場合、道路管理者から開発事業者へ、電線共同溝整備マニュアルへの準拠を求められることがありますが、同マニュアル等に記載されている標準的な規格に関わらず、街区形状や道路配置などの土地利用計画、開発後に想定される電力需要によっては、低コストな無電柱化設備（特殊部のコンパクト化等）を採用できる可能性がありますので、各関係者と協議・調整することが重要です。

#### ●電線共同溝の路線指定に向けた協議

- ・要請者負担方式で無電柱化設備を整備し、電線共同溝法上の路線指定を行う予定の道路を地方公共団体へ帰属する場合、電線共同溝整備計画の作成（電線共同溝法第5条）や、電線の構造等の基準の遵守（電線共同溝法第16条）に向けて、開発事業者や電線管理者と十分に協議・調整することが重要です。

## 電線管理者のポイント・留意点

#### ●託送供給等約款の適用に関する事前協議

- ・前述の通り、託送供給等約款の変更により、電線共同溝方式によらない無電柱化においても、2年前通知又は事前協議依頼により、地上機器や電線類等の整備において一般送配電事業者（電力会社）が負担することとなったため、開発事業者からの問い合わせに対応する必要があります。

#### ●維持管理に関する役割分担

- ・地上機器や管路、特殊部等の無電柱化に係る設備について、開発事業者や地方公共団体と協議を行い、維持管理の主体や対象の明確化を図ることが重要です。

#### ●土地利用計画を踏まえた配線計画の作成、地上機器配置、無電柱化設備の規格の検討

- ・開発事業者から依頼された配線計画図（機器配置図含む）の作成・調整、採用する無電柱化設備の規格の検討においては、当該開発事業における土地利用計画を踏まえて実施する必要があることから、開発事業者と密に協議・調整することが重要です。

## ～無電柱化の推進に向けて～

### 02 柔軟な発想による無電柱化の実現

電力線や通信線、ケーブルテレビ等の電線類を地中化するためには、これらに係る事業者の同意や調整が必要となることから、地中化実施までに相当の時間を要する場合があります。開発事業全体の事業スケジュールにも大きく影響することが想定されます。

そこで、電線管理者との協議において、全ての電線類の地中化に対する合意形成が困難である場合は、「地中化構造」と「非地中化構造」を組み合わせるなどして、柔軟な無電柱化で対応することも考えられます。

北海道旭川市の事例では、電力線を「ケーブル直接埋設構造」、通信線を「迂回配線」で実施するなどして、協議に要する時間短縮及び施工時間の低減を図っています。



写真：ケーブル直接埋設構造による地中化



写真：通信線の迂回配線

### 03 効率的な地上機器・引込位置の計画

宅地への引込は、計画・設計段階で引込位置を確定させることで、街並みの統一感を演出することができるとともに、整備期間の短縮を図ることができます。

また、地上機器は、歩道部に設置される場合が多いですが、開発事業では道路、公園緑地等を同時に計画・設計することが可能であることから、地上機器の設置場所についても柔軟に対応することが可能です。例えば、緑道や歩行者専用道路、ポケットパークの一部に修景して設置することで、景観性に配慮した街並み形成が可能となります。

愛知県豊橋市や兵庫県芦屋市の事例では、宅地面積や歩道の有効幅員への影響を最小限に抑えるため、歩行者専用道路を活用して地上機器を設置しています。



写真：愛知県豊橋市の事例



写真：兵庫県芦屋市の事例

## ～無電柱化の推進に向けて～

### 04 ソフト地中化方式の適用

ソフト地中化方式は、道路幅員が狭く地上機器の設置が困難な場合、街路灯との共用柱等を用いて柱の上に柱上変圧器を設置する方式です。

ソフト地中化方式に用いる変圧器は、2021年度に仕様が統一され、2023年度中の開始を目途に共同調達によるコスト低減への準備が進められています。

本来、ソフト地中化方式は電線共同溝整備で用いられる手法の一つですが、需要密度の低い住宅地への適用や管路直接埋設構造の活用、支持柱等の仕様調達等により、一定のコスト縮減を見込むことができます。

#### ◆ソフト地中化方式の適用例

- ①歩道上に地上機器を設置することで通行に十分な幅が確保できない等、道路交通環境上の問題を有する場合
- ②地上機器の設置場所に係る地域住民との調整が困難である一方、柱上の設備設置に関しては一定数の設置を含め、地域の合意形成が見込める場合
- ③当該事業地がハザードマップ等において浸水リスクが高く、地上機器を設置することで発災時に電力供給上の問題が生じる恐れがあり、電力を供給する送配電事業者との調整の上、系統の対策が見込める場合

#### ◆開発事業への導入可能性

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・電力需要密度が低い地域においては、ソフト地中化方式の導入により、地上機器の大幅な削減が見込める。</li></ul> <p>※一部設備については状況により削減が困難な場合がある</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・街灯として大型の柱上設備の設置スペースの確保が必要となる。</li><li>・電力需要密度が高い地域で導入する場合はコスト高となる場合がある。</li></ul>



写真：ソフト地中化方式の採用事例（北海道旭川市）

### (3) ステップ3：設計段階

- 開発事業者、地方公共団体、電線管理者は円滑な協議・調整を図るため、協議対象を明確にした上で協議に臨むことが重要です。
- 都市計画法第32条に基づき公共施設管理者との協議に合わせて、無電柱化に関する協議を行うことで、土地利用計画との整合が図られた内容とする必要があります。

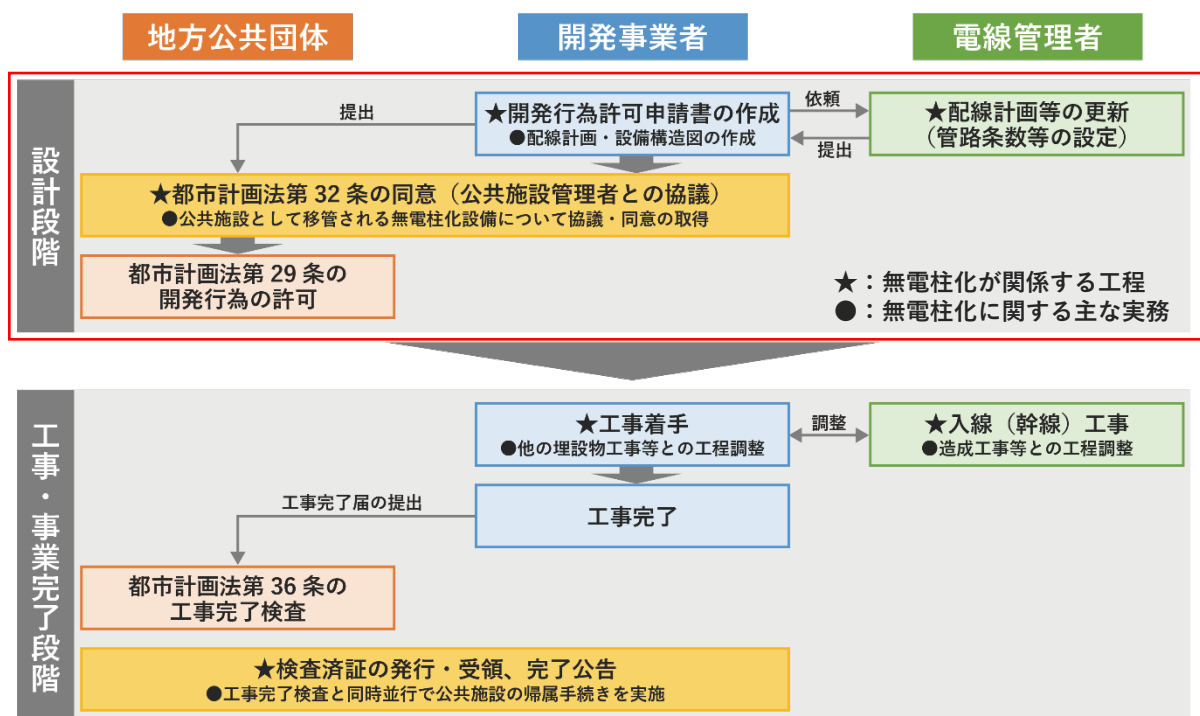
「設計段階」においては、都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意を得る必要があることから、計画段階で確定した土地利用計画に基づく開発許可申請書の作成を行います。

また、開発許可申請書の作成にあたって、電線管理者は計画段階で作成した配線計画等の更新を適宜行い、管路条数等の諸条件を確定させます。

都市計画法第32条に基づく協議を進めるにあたり、無電柱化に関する事項は都市計画法上の位置づけはありませんが、道路附属物として地方公共団体が維持管理を行う場合もあることから、公共施設管理者の同意を得る段階で無電柱化に関する事項についても十分な協議を行う必要があります。また、無電柱化に係る全ての事項に対して協議を行うのではなく、管路や地上機器、特殊部等の維持管理分担が発生するものを協議対象とする等、円滑な協議・調整に努める必要があります。

#### 【設計段階の実施フロー】

開発事業（都市計画法第29条開発許可）を軸とした無電柱化の実施フロー



### 開発事業者のポイント・留意点

#### ● 詳細設計における管路条数等の諸条件の調整

- ・ 詳細設計において、開発事業者は電線管理者等から提出された配線計画図に対して十分に審査、調整した上で管路の径、条数、分岐方式、特殊部の規格等の諸条件の調整を行う必要があります。
- ・ なお、無電柱化の工事着手に向けた詳細設計を進めるにあたっては、関係者間の協議及び調整に時間を要することが想定されるため、場合によっては開発許可取得までのスケジュールが遅延することも想定されます。そのため、開発許可に係る公共施設管理者の同意（都市計画法第 32 条協議）を得る際には、事前に道路管理者及び電線管理者と協議・調整を十分に図った上で、協議対象を明確にしておくことが重要です。

#### ● 工事期間短縮に向けた施工方法の選定

- ・ 一般的な開発事業における埋設工事はガス、上水道、下水道の工事のみですが、無電柱化を実施することで電力、情報通信、放送系ケーブルの埋設工事が必要となり、従来よりも埋設工事に係る期間が長期化するため、開発事業者は電線管理者をはじめとした埋設事業者と同時施工ができるよう協議・調整を行い、工事期間の短縮に向けた施工方法を選定することが重要です。

### 地方公共団体のポイント・留意点

#### < 地公体開発担当者 >

#### ● 開発行為許可申請書に対する協議・調整

- ・ 地公体開発担当者は、開発事業者から提出される開発行為許可申請書の内容確認を行う中で、無電柱化に関する協議・調整が十分になされているか確認を行うとともに、必要に応じて道路管理者や電線管理者との協議・調整を行うことが重要となります。
- ・ 開発事業の無電柱化を推進する上での課題として、「協議・調整に時間を要する」ことが挙げられていることから、開発事業者や電線管理者と事前に協議対象を明確化するなど、協議期間の短縮に向けた取組を行うことも重要となります。

#### < 地公体開発担当者・道路管理者 >

#### ● 電柱や既存埋設物の撤去・移転計画の検証

- ・ 開発事業における支障移転に係る電柱や既存埋設物の撤去及び移転計画を審査・検証する必要があります。
- ・ また、無電柱化の実施にあたり、従来電柱に設置されていた設備（防犯灯等）が物理的に使用不可となることから、その対応策が講じられているか確認する必要があります。

#### < 道路管理者 >

#### ● 移管を受ける無電柱化設備に対する協議・調整

- ・ 開発道路の移管を受ける道路管理者として、無電柱化を整備する路線に関する内容（整備位置、構造、整備延長、占用予定者、整備費用、工事期間等）について、開発事業者と協議・調整を行う必要があります。
- ・ また、開発道路と併せて移管される無電柱化設備についても、維持管理に必要となる情報が整理されているか、開発許可行為申請書を確認し、必要に応じて開発事業者と協議・調整を行うことが重要です。

## 電線管理者のポイント・留意点

### ●土地利用計画を踏まえた配線計画の更新

- ・詳細設計において、開発事業者から提示された土地利用計画に基づき、配線計画の更新を行う必要があります。
- ・その際、無電柱化の工事着手に向けて管路の径、条数、分岐方式、特殊部の規格等の諸条件の設定を行い、開発事業者と調整する必要があります。

### ●工期短縮・費用低減に向けた施工計画の提言

- ・無電柱化の工事着手に向けて、開発事業者から提示された施工スケジュールに基づき、無電柱化の施工に関する助言を行うとともに、施工計画を提示し、開発事業者や地公体開発担当者、道路管理者と連携しながら、事業の円滑化に取り組むことが重要です。

#### (4) ステップ4：工事・事業完了段階

- 開発事業者は、地方公共団体及び電線管理者と適宜協議・調整を行いながら、遅滞なく施工することが重要です。
- 地方公共団体は、工事完了手続きと公共施設の帰属手続きを並行して進め、工事完了手続き全般の迅速化を図ります。

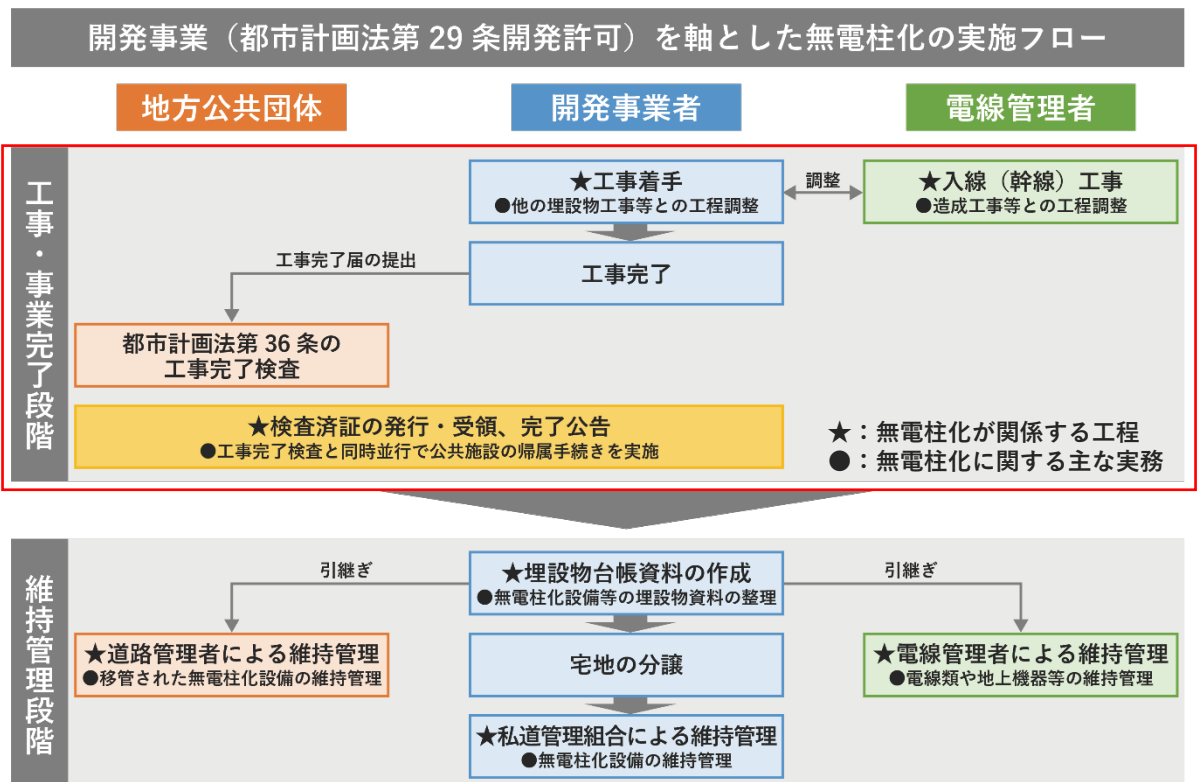
「工事・事業完了段階」においては、開発事業者は事前に設定した施工スケジュールに基づき、地方公共団体及び電線管理者と適宜協議・調整を行いながら、遅滞なく工事を進めることが重要です。

都市計画法第 36 条第 3 項の規定では、都道府県知事は同条第 2 項の規定に基づく検査済証の交付を行ってから、遅滞なく工事完了公告をしなければならないとされていますが、公共施設管理者が行う、道路や公園等の公共施設の帰属手続きが検査済証交付後でなければ開始しないという取扱いがされている場合があります。そのため、工事完了公告までの期間が長期化し、宅地分譲が開始できない、供用開始後まで開発事業者が維持管理をしなければならないといった事例も見受けられます。

入線工事の着手時に電線管理者への検査済証の提示は必須ではなく、検査済証が交付される前でも技術的に入線工事が可能な状況であれば、工事着手は可能であるため、宅地造成や道路整備等の工事が完了次第、入線工事に移行するよう、関係者間で調整することが望ましいです。

そのため、公共施設管理者と開発事業者は連絡調整を密に行いつつ、工事完了検査手続きと公共施設の帰属手続きを並行して進めることで、工事完了手続き全般の迅速化を図ることが望ましいです。

#### 【工事・事業完了段階の実施フロー】



### 開発事業者のポイント・留意点

#### ●無電柱化設備の工事に係る調整

- ・造成工事に合わせて実施される無電柱化設備の工事においては、地公体開発担当者、道路管理者、電線管理者のみならず、他の埋設物事業者や施工業者と連携、調整を図りながら、工事を進めることが重要です。
- ・また、開発事業では新たに道路を築造し、道路地下に電力や通信、上下水道、ガス等のインフラ管路を埋設することになります。道路の再掘削等によるコスト増加や施工期間の長期化を回避するため、インフラ管路の埋設施工に関しては、施工業者及び埋設事業者と相互に連携して同時施工を行えるよう調整を図ることが望ましいです。
- ・宅地造成段階に水道管や通信管等と電力管を同時に施工した事例もありますので (p.42 ⑥水道等との同時施工 参照)、事業者間で密に連携して工期短縮を検討することが重要です。

#### ●宅地内への引込工事に関する調整

- ・電線管理者による入線工事を実施する際、宅地への引込工事の必要性についても事前に電線管理者や施工業者と協議・調整を行うことが重要です。
- ・検査済証の交付前であっても入線工事は可能であることから、事業が長期化しないよう電線管理者と入線工事に関する協議・調整を進めることが重要です。
- ・無電柱化設備の施工前に住宅の建築工事に着手すると、工事用電源の供給のために仮設の架空設備が必要となり、道路の再掘削や工期の長期化等につながる恐れがあります。そのため、建築工事の開始時期については、施工業者や埋設事業者と協議・調整を行うことが必要です。

#### ●公共施設帰属手続きに係る準備

- ・検査済証の交付後に実施される公共施設帰属手続きについて、予め必要となる書類等を整理し、円滑に手続きが進められるよう準備しておくことが重要です。

#### ●協定書の締結時期

- ・無電柱化施設の施工主体や費用負担、整備後の維持管理区分等の合意内容を取りまとめた「協定書」は、基本的には工事着手前までに締結することが望ましいですが、困難な場合は、協議・調整内容について議事録等の証跡を残したうえで、各主体が円滑に無電柱化設備の供用や維持管理に移行できるよう検査済証の発行までに締結を目指す必要があります。なお、締結主体に土地の所有者を含む場合は、無電柱化路線の沿道居住者が確定した後に締結します。協定書締結に向けてのポイントは、巻末に掲載する参考資料（開発事業における無電柱化に関する「協定書」）に記載していますので、ご参照ください。

### 地方公共団体のポイント・留意点

#### <地公体開発担当者・道路管理者>

#### ●工事完了手続き全般の迅速化

- ・工事完了検査と同時並行で公共施設帰属手続きに係る準備を進め、工事完了手続き全般の迅速化を図ることが重要です。

### 電線管理者のポイント・留意点

#### ●宅地内への引込工事に関する調整

- ・無電柱化設備に係る工事が完了した後、入線工事を行うこととなりますが、宅地への引込工事の必要性について事前に開発事業者や施工業者と協議・調整を行うことが重要です。

## 電線管理者のポイント・留意点

### ●宅地内への引込工事に関する調整

- ・検査済証の交付前でも、宅地造成や道路整備等の工事完了後速やかに入線工事に着手できるよう、開発事業者や施工業者との協議・調整を進めるとともに、電線管理者内部の調整も進めておくことが重要です。
- ・道路管理者へ移管が予定されている道路の場合、移管前であっても入線工事を行うことは可能ですが、道路管理者の施工基準に適合する必要があるため、占用許可を得る際に手戻りがないよう、電線管理者、道路管理者、開発事業者の3者で協議の上、入線工事を行うことが重要です。

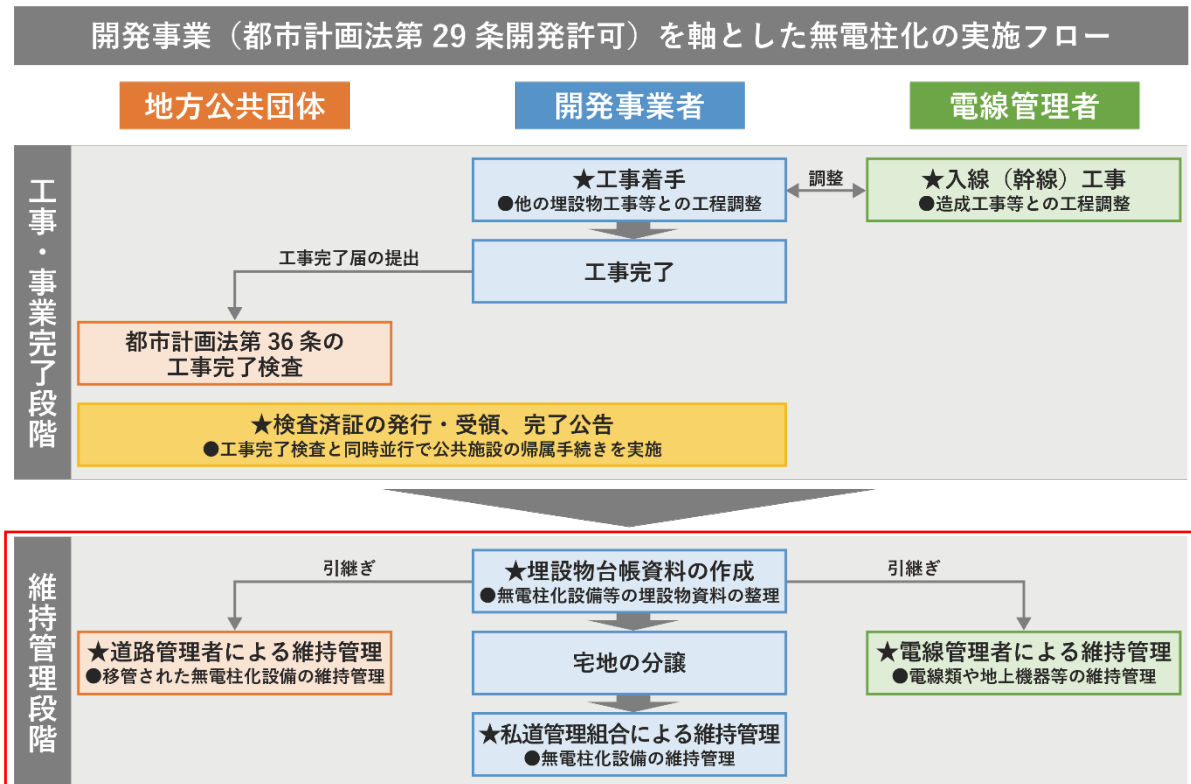
## (5) ステップ5：維持管理段階

- 開発事業の完了に伴い、開発事業者は将来の維持管理に資するよう埋設物台帳資料を作成します。
- 開発事業者は、道路管理者や電線管理者、私道管理組合等に公共施設管理台帳や埋設物台帳等の維持管理に必要な資料一式を提示し、引継ぎを行います。
- また、維持管理区分を明確にするため、必要に応じて関係者間で協定・覚書等を締結し、無電柱化設備の確実な維持管理を実施することが重要です。
- 引き継いだ道路管理者及び電線管理者は、無電柱化に係る設備の適切な維持管理を行うとともに、施設の劣化等で更新が発生した場合は、随時台帳を更新し、最新の情報の整理を行うことが求められます。

「維持管理段階」においては、開発事業者は速やかに管路等の引継ぎが行えるよう、今後の維持管理を念頭に置いて埋設物台帳資料を作成します。道路管理者や電線管理者はそれぞれの役割のもと、維持管理・修繕等を適切に行う必要があります。その際、維持管理区分を明確にするため、必要に応じて関係者間で協定や覚書等を締結し、確実な維持管理を実施することが重要となります。

無電柱化設備の修繕や更新等が発生した場合は、随時台帳にその旨を記載し、将来に渡って維持管理ができるよう留意する必要があります。

### 【維持管理段階の実施フロー】



- ★：無電柱化が関係する工程
- ：無電柱化に関する主な実務

## 維持管理段階におけるプレイヤー別のポイント・留意点

### 開発事業者のポイント・留意点

#### ●埋設物台帳作成に係る準備

- ・埋設物台帳を作成するにあたって必要となる情報（埋設物の種類、構造、位置、延長等）を予め整理しておく必要があるとともに、必要に応じて電線管理者をはじめとする埋設事業者へ資料提供依頼をする必要があります。

#### ●維持管理主体への引継ぎ

- ・道路管理者及び電線管理者、私道管理組合へ維持管理に関する資料を引継ぎ、今後の維持管理に係る留意点等を協議しておく必要があります。
- ・維持管理区分を明確にするため、必要に応じて関係者間で協定書や覚書等を締結することも検討することが重要です。協定書締結に向けてのポイントは、巻末に掲載する参考資料（開発事業における無電柱化に関する「協定書」）に記載していますので、ご参照ください。

#### ●開発道路が私道の場合の維持管理方法

- ・開発道路が公道認定されず、維持管理主体が地元住民となる場合には、私道管理組合を設立するなどして維持管理体制を構築し、無電柱化設備の維持管理（管理方法や必要となる工具等）について十分に調整しておく必要があります。
- ・また、私道管理組合にて維持管理する場合には、宅地販売契約等の際に維持管理負担が発生する旨を購入者へ丁寧に説明する必要があります。

#### ●緊急時に備えた電線管理者との連携

- ・自然災害や自動車衝突等により、電線管理者の設備だけでなく、管路部や特殊部が破損する場合があります。被害状況によっては緊急工事が必要な場合がありますので、管路部や特殊部の維持管理を住民又は開発事業者が行う場合は、電線管理者と密に連携しながら、維持管理に必要な機器（施錠用の鍵等）や維持管理方法、緊急時の連絡体制等を十分に調整しておく必要があります。

### 地方公共団体のポイント・留意点

#### <道路管理者>

#### ●維持管理に関する情報の引継ぎ

- ・無電柱化導入時の担当者が異動になった際にも、適切に無電柱化設備の維持管理が行えるよう、埋設物台帳をはじめとした必要な情報を整理するとともに、必要に応じて電線管理者と協議を行うなど、維持管理に関する情報の引継ぐことが重要です。

### 電線管理者のポイント・留意点

#### ●維持管理に関する情報の提供

- ・無電柱化設備に関する維持管理が適切に行われるよう、専門的知見から道路管理者及び私道管理組合等に維持管理に関する情報の提供を行うことが重要です。

## 5-1 無電柱化の規制・施策事例（ソフト事例）

## (1) 無電柱化に関する条例・基準等事例

次頁以降に、地方公共団体において無電柱化に関する条例・基準等を策定している事例として、東京都、茨城県つくば市、兵庫県芦屋市、神奈川県鎌倉市、神奈川県葉山町、千葉県芝山町の事例を紹介します。

**【無電柱化に関する条例・基準等事例】**

事例①：東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（東京都都市整備局）

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu)

事例②：つくば市無電柱化条例（茨城県つくば市）

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakubugakuenchikushigaichishinkoka/gyomuannai/2/1001966.html>

事例③：芦屋市無電柱化推進条例（無電柱化の推進について）（兵庫県芦屋市）

<https://www.city.ashiya.lg.jp/douro/mudenntyuuka-suisinkeikaku-iinnkai.html>

事例④：芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準（兵庫県芦屋市）

[https://www.city.ashiya.lg.jp/kenchikushidou/kaihatsushidou/kaihatsu\\_05.html](https://www.city.ashiya.lg.jp/kenchikushidou/kaihatsushidou/kaihatsu_05.html)

事例⑤：鎌倉市無電柱化条例（神奈川県鎌倉市）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/douro/mudennchuukanotorikumi.html>

事例⑥：葉山町まちづくり条例施行規則（神奈川県葉山町）

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/2/1720.html>

事例⑦：無電柱化まちづくり促進事業に関する社会資本総合整備計画（千葉県芝山町）

<https://www.town.shibayama.lg.jp/0000005117.html>

## 事例① 支援と規制(条例)の両輪で宅地開発の無電柱化を推進!

### 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例

#### ■東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の概要 (令和8年秋施行予定)

##### 【目的】

宅地開発における無電柱化を推進するために必要な事項を定めることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与すること。

##### 【条例の趣旨】

規制区域において宅地開発をしようとする者(開発事業者)は、技術的に困難である場合などを除き、電柱又は電線を開発区域内に新たに設置しないものとします。

##### 【規制の概要】

#### 1 無電柱化の実施計画の届出

規制区域において宅地開発をしようとする者に無電柱化の実施計画の届出を義務付けます。

#### 2 助言・指導等

- (1) 知事は、届出を行おうとする者への無電柱化に係る助言を行うことができるものとします。
- (2) 知事は、実施計画の内容が無電柱化を実施しない旨である者に対し、必要な措置の指導、又は勧告を行うことができるものとします。
- (3) 知事は、正当な理由なく届出を行わない者、又は事実と異なる内容の届出を行った者への指導、又は勧告を行うことができるものとします。

#### 3 公表

- (1) 届出のあった実施計画の内容のうち、開発事業者名や無電柱化の実施の有無などを、全件公表するものとします。
- (2) 2(3)の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、開発事業者名などを公表することができるものとします。

##### 【規制区域】

規制区域は、防災都市づくり推進計画(令和8年3月改定)における整備地域、重点整備地域及び防災環境向上地区と、東京都無電柱化計画(改定中)の重点整備エリアとします。なお、東京都無電柱化計画は、令和8年2月公表の「次期『東京都無電柱化計画』の方針」において、重点整備エリアをこれまでの環状七号線内側から、環状八号線内側まで拡大することが示されています。

条例では、規制区域は知事が別に定めることとしており、次期「東京都無電柱化計画」の策定後、告示により指定する予定です。



# 開発事業者に対する支援（補助制度等）

## ■補助事業の実施

令和2年度から3年度まで、宅地開発の無電柱化を推進するため、先導的な取組（パイロット事業）を募集し、無電柱化の費用を助成しました。

令和4年度からは、新たな電柱設置の防止を本格的に推進するため、補助額を引き上げるなどパイロット事業を拡充し、国の「無電柱化まちづくり促進事業」も活用しながら、「宅地開発無電柱化推進事業」として、宅地開発とあわせて無電柱化を実施する開発事業者へ補助を行っています。

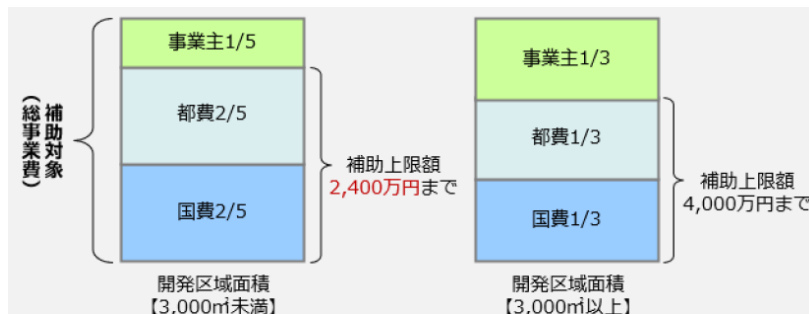
宅地開発無電柱化パイロット事業	
募集期間	令和2年度～3年度
対象事業の条件	3,000㎡未満の戸建ての宅地開発
助成対象となる費用	無電柱化の設計費・工事費・負担金*
助成限度額	1,000万円まで、かつ道路延長1m当たり20万円まで
実施件数	R2年度：2件、R3年度：3件

（※負担金は令和4年度から不要）

## 拡 充

宅地開発無電柱化推進事業（事業内容は令和8年度時点）	
対象事業の条件	住宅を主な用途とし、開発道路の整備を行う宅地開発
補助対象となる費用	無電柱化の設計費・工事費（引込柱含む） ※設計協議時間を短縮するため、宅地開発区域内の電線類の地中化を前提とした引込柱は可
補助率と補助限度額	<b>【3,000㎡未満の場合】</b> ・総事業費のうち4/5を国及び都が補助（最大で2,400万円、うち2/5を国、2/5を都で補助） <b>【3,000㎡以上の場合】</b> ・総事業費のうち2/3を国及び都が補助（最大で4,000万円、うち1/3を国、1/3を都で補助）
実施件数	R5年度：10件、R6年度：18件、R7年度：9件

引用：東京都ホームページ、実施件数：東京都資料



宅地開発無電柱化推進事業の費用負担

赤字は令和8年度改正箇所

## ■無料相談窓口の設置

令和6年度から、(公財)東京都都市づくり公社と連携・協力して、開発事業者や設計会社の皆様へ、配線計画案の作成や概算費用の算出等の支援を無料で行う相談窓口を設置しています。また、宅地開発において無電柱化を実施する際のノウハウを「宅地開発無電柱化 HAND BOOK」にまとめて紹介しています。

## ■宅地開発無電柱化認定制度

令和6年度から、宅地開発において無電柱化に取り組む事業者を増やししながら、広く普及させることを目的として、事業者の認定制度を創設・運用しています。

認定されると、

- ・都市整備局のホームページ等で事業者名や取組事例を紹介します。
- ・認定ロゴマーク（登録番号入り）をご活用いただけます。



■優れた取組を行った事業者への知事表彰



## ～無電柱化の推進に向けて～

### 05 無電柱化実施へのインセンティブの付与

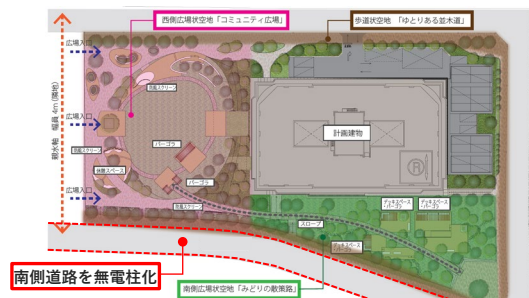
開発事業における無電柱化は、事業費の増大等の課題が大きいことを理由に、実施を断念するケースが多く見られます。

この対策として、無電柱化を推進している地方公共団体の中には、開発事業に伴い無電柱化を実施することを公共貢献として評価し、そのインセンティブとして容積率緩和を行っている事例が見られます。

#### (1) 東京都の取組

東京都では、都市開発諸制度（再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計の4制度の総称）を活用する場合、開発区域内の道路の無電柱化を義務付けることや、開発区域外の道路の無電柱化を公共的な貢献として評価し容積率の割増（無電柱化延長に応じて最大200%割増）を行うことにより、無電柱化を促進しています。

多摩市の Brillia Tower 聖蹟桜ヶ丘 BLOOMING RESIDENCE では、総合設計制度で開発区域外の道路を無電柱化することにより、容積率の割増を行っています。



写真：Brillia Tower 聖蹟桜ヶ丘 BLOOMING RESIDENCE を含む聖蹟桜ヶ丘プロジェクト  
竣工時の写真及び配置図

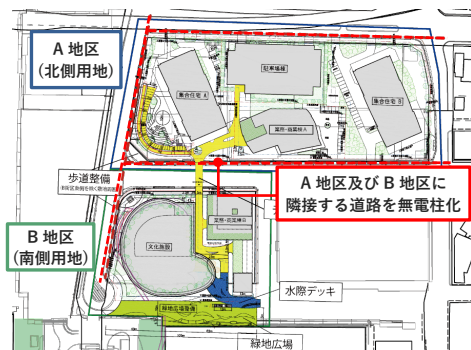
#### (2) 兵庫県神戸市の取組

兵庫県神戸市では、都市再生特別地区において開発区域内の無電柱化を都市再生に対する貢献の1つとして評価し、容積率を緩和した事例があります。

神戸市の新港町西地区では、都市再生特別地区内の道路を無電柱化しており、他の貢献項目と合わせて評価し、A地区（北側用地）で約120%、B地区（南側用地）で200%の容積率を割増しています。



写真：新港町西地区の現況写真



図：新港町西地区配置図

### (3) 宮城県仙台市の取組

宮城県仙台市では、都市計画マスタープランに定めた「選ばれる都市」の実現に向けて、都市再生特別地区内で行われる様々な取組のうち、「働く」、「学ぶ」、「楽しむ」に係る都市活動が生み出されるものを、特に評価する都市貢献として位置づけています。

このうち無電柱化は、安全で快適な歩行空間の確保や魅力的な街並みの創出を通じて、「楽しむ」に係る都市活動を生み出す都市貢献とされており、事業者の提案に応じて容積率が割増できるようになっています。

別紙2

	視点		都市貢献(例示)		最大容積率	
	都市再生緊急整備地域	特定都市再生緊急整備地域	貢献例	緩和容積率を割増す考え方 「特に評価する事項」を重点的に評価します。		
特に評価する事項	働く	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次元業務機能を誘導</li> <li>イノベーションを生み出す業務機能の集積</li> <li>次世代型産業・業務機能の誘導</li> <li>スタートアップ拠点の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際競争力に資する高次元業務機能の集積</li> <li>国際的なビジネス環境の形成</li> <li>国際ビジネス交流拠点の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高機能オフィス</li> <li>イノベーションスペース</li> <li>スタートアップ支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容に対する運営体制が構築され、国際競争力のあるビジネス交流の環境づくりに貢献するもの</li> <li>高機能オフィス</li> <li>利用者の健康性・快適性に配慮したオフィス空間(IoT AIの活用)等</li> <li>イノベーションスペース</li> <li>国内外の企業や大学、地元企業等との交流促進等</li> <li>スタートアップ支援</li> <li>次世代産業・業務機能の誘導等</li> </ul>	原則 基準容積率の 2倍  (提案された都市貢献内容を総合的に判断し容積率を決定)
	学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材・知的資源等の集積・活用を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北・仙台の多彩な文化等の体験・交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化発信施設</li> <li>サテライトキャンパス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容に対する運営体制が構築され、東北・仙台の多彩な文化等を体験し交流する空間創出や、生涯を通して成長する機会の創出に貢献するもの</li> <li>文化発信施設</li> <li>東北・仙台の文化、歴史等の発信・体験等</li> <li>サテライトキャンパス</li> <li>大学等の教育機関と連携した学びの場の創出等</li> </ul>	
	楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業・交流・娯楽機能を強化</li> <li>文化・観光の権限付与機能の充実</li> <li>ウェーガンな都市空間の形成</li> <li>ゆとりある居心地の良い空間の形成</li> <li>回遊性が高く魅力的な都市空間の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界からの来訪者等の活動拠点の形成</li> <li>国際競争力に資する商業機能の集積</li> <li>多言語による情報発信機能や交流機能等を備えた観光交流拠点の形成</li> <li>国内外の来訪者の回遊性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイグレードホテル</li> <li>オープンスペース</li> <li>無電柱化(安全で快適な歩行空間確保・魅力的な街並み創出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容に対する運営体制が構築され、国際的な交流や賑わい創出に貢献するもの</li> <li>ハイグレードホテル</li> <li>世界からの来訪者、滞在者の拠点となる国際水準のハイグレードホテル等</li> <li>オープンスペース</li> <li>立地特性に応じたオープンスペースの創出等</li> <li>無電柱化(安全で快適な歩行空間確保・魅力的な街並み創出)</li> <li>区域内外にわたる整備による歩行空間確保や魅力的な街並みの創出等</li> </ul>	
評価する事項	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心の回遊性と都心へのアクセシビリティの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節機能の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通利用促進(バス特等環境整備・公共交通と商業施設等とのサービスの連携)</li> <li>バス待機スペースの整備</li> <li>バリアフリー化</li> </ul>	50%※	
	緑・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の多様性を活かした「社の都」にふさわしい魅力ある空間の創出</li> <li>緑や水辺の多様性を活かした「社の都」にふさわしい風情や品格ある景観の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「社の都」を象徴するため、選ばれる心地よい空間や緑を彩る魅力ある空間の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い緑化(緑化効果の向上・憩いや交流空間の形成等)</li> <li>良好な景観形成</li> </ul>		
	防災・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策等の大規模災害にも対応できる建築物の整備</li> <li>都市防災力の向上を推進</li> <li>企業等が主体的に防災機能を担う防災拠点の創出</li> <li>世界への防災連携都市としてのブランド力を発信</li> <li>環境に配慮した建築物の整備を促進</li> <li>エネルギー効率の高い市街地の整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の防災力や安全性を一層強化</li> <li>企業等のバックアップ機能や、多様な防災機能を担う防災拠点の創出</li> <li>世界への防災連携都市としてのブランド力を発信</li> <li>環境に配慮した建築物や先端型エネルギーマネジメントシステム等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者一時滞在場所</li> <li>防災備蓄倉庫</li> <li>雨水流出抑制対策(雨水貯留槽等)</li> <li>BOSAI-TECHの推進(避難所へのIT活用等)</li> <li>低炭素建築物(CASBEE等)</li> <li>BCP対策(高耐震性能・非常用電源・非常用給排水等)</li> </ul>		
	協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な地域との協働事業を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハードとソフトが一体となった魅力や賑わいを創出する都市空間の形成</li> <li>継続性確保の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりルール策定</li> <li>エリアマネジメント</li> </ul>		
その他	事業者の創意工夫に基づいた提案					

※都市貢献毎の緩和容積率の目安となります。ただし、内容に応じて評価しない場合や緩和容積率が小さくなることもあります。

図：仙台市における都市再生特別地区の運用指針(別紙2)

## 事例②

# 無電柱化区域の指定による義務化を実現！

## つくば市無電柱化条例

### ■つくば市無電柱化条例の概要

#### 【目的】

都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備を図ることを目的に、既に無電柱化されている区域の無電柱化を維持するとともに、市内全域で無電柱化を促進するために条例を制定。

#### 【無電柱化区域における制限】

##### ①無電柱化の実施

電線類の敷設を要請する者は、電線類地中化のための管路、特殊部、付帯設備等を整備し、電線路を地下に埋設するための費用を負担しなければならない。

内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設する者は、地中化により無電柱化しなければならない。

##### ②街灯の設置

開発行為により道路を新設し、新たに電線類を敷設する者は、当該道路を照らすため、規則で定める照度を確保した照明を設置しなければならない。

表 規則に定める照度（つくば市無電柱化条例施行規則第4条）

道路状況	平均水平照度	鉛直照度	照度均斉度
歩道がある道路	5ルクス以上	1ルクス以上	0.2以上
歩道がない道路	3ルクス以上	0.5ルクス以上	-

つくば駅周辺の無電柱化区域



研究学園駅周辺の無電柱化区域



万博記念公園駅周辺の無電柱化区域



みどりの駅周辺の無電柱化区域



#### 【無電柱化区域外における制限】

##### ①無電柱化に努める

下記の事項に当てはまる場合、無電柱化区域と同様に無電柱化に努めなければなりません。

- 1) 既設の電線類と新設の電線類との接続部分が既に地下に埋設されている場合
- 2) 市街化区域において1ha以上の開発行為を行う場合  
※ただし、技術的に困難な場合や工事等により一時的に使用するとき等については、この限りではありません。

##### ②街灯の設置に努める

開発行為により道路を新設し、新たに電線類を地下に埋設する者は、規則に定める照度を確保した当該道路を照らすための照明を設置するよう努めなければなりません。

### つくば市無電柱化条例 ～電柱がない街並みを継承・推進します～



#### 1. つくば市無電柱化条例とは

【目的】つくば市の景観・環境・防災・交通安全の向上を図るため、電線類の地中化を促進し、電柱のない街並みを推進することを目的とする。また、電線類の地中化を促進し、電柱のない街並みを推進することを目的とする。

#### 2. 条例の概要

1. 無電柱化区域の指定  
つくば市は、電線類の地中化を促進し、電柱のない街並みを推進することを目的とする。また、電線類の地中化を促進し、電柱のない街並みを推進することを目的とする。



引用：つくば市ホームページ

## 事例③

# 無電柱化推進条例で住宅都市のブランド力UP！

## 芦屋市無電柱化推進条例

芦屋市における無電柱化の実績	
市道延長	221.5km
無電柱化道路延長	36.0km (16.2%)
うち開発事業による無電柱化延長	22.05km
無電柱化した開発事業	2件

平成 12 年 芦屋市住みよいまちづくり条例

平成 28 年 無電柱化推進法施行（国）  
無電柱化担当課長の設置（芦屋市）

平成 30 年 芦屋市無電柱化推進条例  
芦屋市無電柱化推進基金条例  
芦屋市無電柱化推進計画  
無電柱化のキャッチコピー制定  
「広い空 ひろがる未来へ」

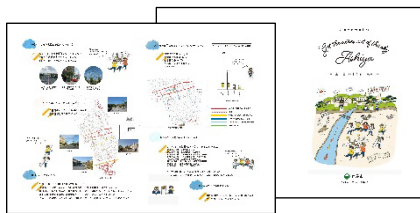


■六麓荘町



■南芦屋浜地区  
(住宅地)

令和元年 無電柱化パンフレット作成



令和 3 年 芦屋市無電柱化推進計画実施計画

現在

### 【芦屋市の無電柱化への取組】

平成 28 年の無電柱化推進法の制定を受け、市として無電柱化を推進することで、まちなみを整え、住みやすさとまちの魅力が一層高まることを目指しています。

### 【芦屋市無電柱化推進条例】

芦屋市は、景観行政に注力しており、無電柱化による公共空間の景観にも力を入れることにより、住宅都市としてのブランド力を高めると共に都市防災機能の強化などのため、「芦屋市無電柱化推進条例」を制定しました。

### 【芦屋市無電柱化推進基金条例】

無電柱化条例とあわせて無電柱化推進基金条例を制定し、国の補助対象外の無電柱化の普及啓発事業に活用しています。

### 【芦屋市独自の開発事業における無電柱化を推進するため支援制度】

開発事業者への支援策として、「芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準」において、無電柱化を実施した道路は幅員要件を 6.5m から 6.0m へ緩和しています。電柱がなくなり道路全幅が通行可能となることで、宅地面積を広く確保することが可能となります。

### 【無電柱化の整備手法及び事業手法】

令和元年以降に電線共同溝方式で無電柱化を実施する場合は、管路直接埋設構造で行っています。また、令和 3 年度以降は、低コストの管路材（ECVP 管）を採用しています。

令和元年には道路事業として官民連携無電柱化支援事業として、道路整備及び単独地中化による無電柱化を実施しました。



■南芦屋浜（幹線道路）

### 【条例制定による効果】

条例の制定により、市民だけでなく電線管理者、開発事業者にも芦屋市として無電柱化の取組を周知できました。開発事業者には事前相談時に無電柱化した場合の道路幅員の要件緩和を提示しており、無電柱化の導入検討のきっかけとなっています。

## 事例④

## 技術基準による原則無電柱化！

### 芦屋市住みよいまちづくり条例 同条例施行規則に係る技術基準

#### 【芦屋市住みよいまちづくり条例】

市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の維持、保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、指定確認検査機関、事業主、建築主及び市民等の責務を明らかにし、住みよいまちを実現することを目的として制定されています。

#### 【戸建て住宅の原則無電柱化の実施と有効幅員の緩和】

主な用途が住宅である開発区域に設ける道路では、予定建築物の用途や道路延長に応じて有効幅員が定められています。

予定建築物が戸建て住宅かつ開発区域面積が 1.0ha 以上の場合、**原則無電柱化の実施が必要**であり、無電柱化を実施することで、**有効幅員を 6.5m 以上から 6.0m 以上に緩和**することができます。



#### 【芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準】

開発区域面積 予定建築物	0.05ha 以上 0.2ha 未満	0.2ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上
戸建て住宅	5.0m	6.0m	6.5m
集合住宅等及び集合住宅等 以外の特定建築物のうち駐 車施設等への車の出入りが 少ないもの	原則として 6.5m（ただし、予定建築物の規模等により第 4 項の表 に掲げる幅員とすることができる。）		
集合住宅等以外の 特定建築物	原則として 6.5m（ただし、周辺の道路の状 況により車両の通行に支障がないと認めら れるときは、6.0m とすることができる。）		9.0m

注 1 戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路の幅員は、表に掲げる数値以下とすることができる。ただし、道路管理者、地下埋設事業者等と協議の上、無電柱化する道路に限る。

注 2 開発区域面積が 1.0ha 以上の場合で、戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路は、原則無電柱化を実施し、幅員を 6.0m 以上とすることができる。

## 事例⑤

# 二次開発等による建柱抑制を目的とした条例を制定！

## 鎌倉市無電柱化条例

### 【鎌倉市無電柱化条例】

無電柱化を義務化する路線と区域を指定し無電柱化を促進することにより、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的として制定されています。

また、既に無電柱化が実施された路線や今後無電柱化が予定されている区域を対象に指定することで、二次開発等による電柱の建柱抑制を図ります。

### 【条例の対象となる路線及び区域】

#### ①対象路線(既に無電柱化を実施済み)

- ・市道 032-000 号線、市道 059-003 号線(一部)、市道 059-045 号線(一部)

#### ②対象区域(今後無電柱化を実施予定)

- ・深沢地域整備事業区域(県道 304 号を除く)

### 【無電柱化に係る規定】

#### ①無電柱化路線及び区域における義務

上記対象路線又は区域内に電線類を敷設する場合、電柱を設置することなく電線類を地下に埋設することにより敷設するための管路その他の規則で定める設備を整備しなければならない。

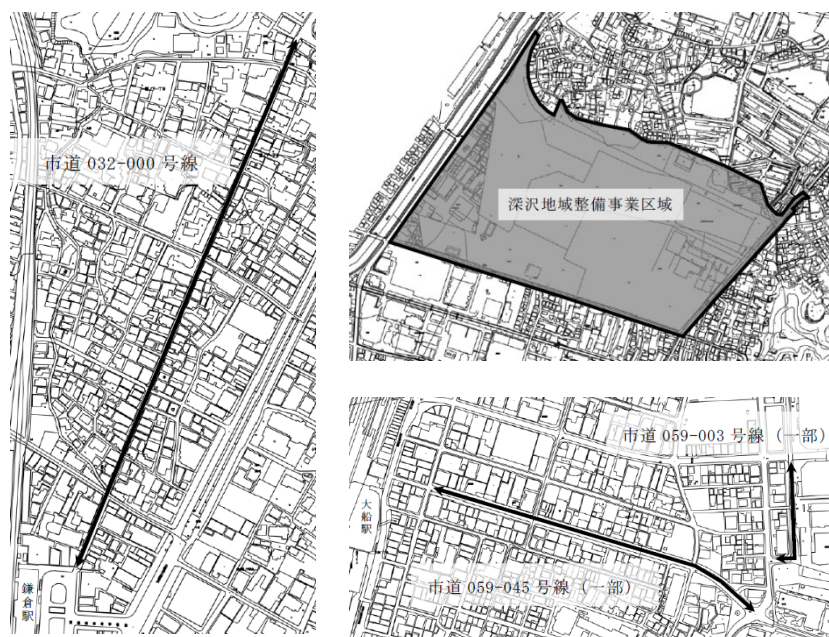
また、上記区域内に自ら内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、内線を地下に埋設することにより敷設しなければならない。

#### ②費用負担

①の場合において、電線類の敷設を要請しようとする者は、電線類を敷設する者に対し、費用（電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用のうち、架空線により敷設する場合に要する費用を除いたもの。）を負担しなければならない。

### 【勧告と公表】

上記の規定に違反又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告できる。また、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。



■条例の対象となる路線及び区域の位置図

## 葉山町まちづくり条例・施行規則

### 【葉山町まちづくり条例】

まちづくりの基本理念、町民・開発事業者・町が協働でまちづくりに取り組むための基本的事項を定め、優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより総合計画の将来像である「海とみどりにひろがる交流 文化のまち葉山」の実現をめざすため制定されています。

すべての人が、町の環境保全と創造に貢献できる、潤いと活力を実感できる「まち」をつくるため、「協働によるまちづくり」「開発事業の手続き」「紛争の調停」を柱として、まちづくりの基本的な仕組みやルールが定められています。

### 【無電柱化の対象となる開発事業】

- ・都市計画法第4条第12項に定める開発行為
- ・建築基準法第2条第13号に定める建築行為その他規則で定める行為

### 【無電柱化に係る規定（令和4年5月施行）】

葉山町まちづくり条例第33条第1項（8）において、潤いある都市環境の形成のため、開発事業者及び工事施工者に対し「安全で快適な生活環境の確保」を求めており、施行規則において「電柱又は電線等の設置及び撤去」について定められています。

- ・開発事業区域の面積が、**1,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満の開発事業**にあつては、その開発区域内における**電柱又は電線等の設置の抑制及び撤去を行うように努めなければならない。**
- ・開発事業区域の面積が**5,000 m<sup>2</sup>以上の開発事業**にあつては、その開発事業区域内における**電柱又は電線等の設置の抑制及び撤去を行わなければならない。**

## 事例⑦

## 新住宅地での「無電柱化まちづくり促進事業」の活用！

### 芝山町無電柱化まちづくり促進計画・芝山町田園型居住地創出拠点無電柱化まちづくり促進整備計画

#### 【無電柱化に取り組んだ背景】

芝山町では、成田空港の更なる機能強化に伴う従業員の増加等に向けて、町西部に位置する川津場地区にて官民連携による新住宅地整備が推進されています。

魅力ある住宅地整備の一環として、民間事業者より景観面と防災面に優れた街並みの形成を目的とした無電柱化を提案されたことを受け、無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化に取り組むこととなりました。

#### 【都市計画マスタープランへの位置付け】

令和元年12月に策定された芝山町都市計画マスタープランにて、川津場地区は「田園型居住地創出拠点」に位置づけられました。

拠点づくりの基本方針として、「良好な居住環境の形成」を含めた「高い生活利便性を活かした新たな居住地の創出」等が定められています。

#### 【無電柱化まちづくり促進事業費補助金交付要綱の制定】

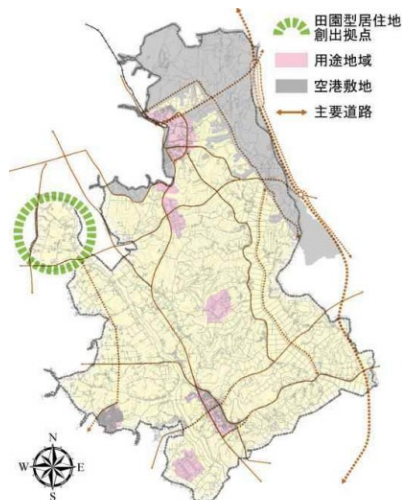
無電柱化まちづくり促進事業の活用に向けて、令和5年3月に「芝山町無電柱化まちづくり促進事業費補助金交付要綱」を制定しています。本要綱では、補助対象事業や補助額等を設定しています。

#### 【無電柱化まちづくり促進計画の策定】

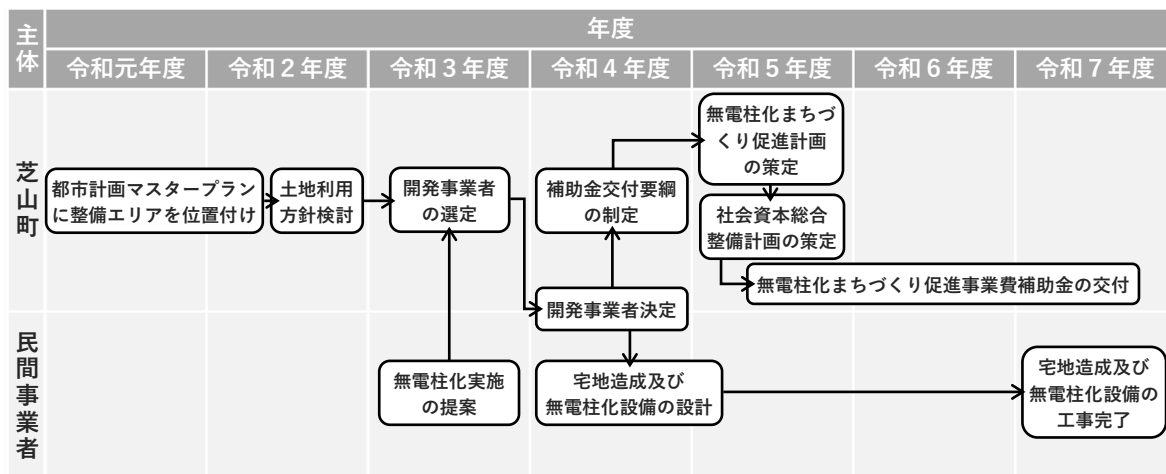
無電柱化まちづくり促進事業の活用に向けて、令和5年2月に「芝山町無電柱化まちづくり促進計画」を策定し、川津場地区の無電柱化の現状や目標、対象区域や実施施策の概要を取りまとめています。川津場地区の無電柱化の目標として、「成田空港の更なる機能強化（新滑走路建設等）により増加が見込まれる空港従業員及びその家族を町内に呼び込み人口減少に歯止めをかけるべく、町内3箇所（小池地区・千代田地区・川津場地区）に整備予定の住宅系拠点において、防災面および景観にも優れた道路ネットワークの構築を図るため無電柱化を推進する。」と定めています。

#### 【社会資本総合整備計画の策定】

無電柱化まちづくり促進事業は、防災・安全社会資本整備交付金の事業メニューの1つであることから、本事業の実施にあたり令和5年1月に「芝山町田園型居住地創出拠点無電柱化まちづくり促進整備計画」を策定しています。



■田園型居住地創出拠点の位置図



■芝山町における無電柱化まちづくり促進事業の交付フロー

## (2) 景観計画及び景観地区における無電柱化の促進事例

景観法は、都市、農村漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、自治体における景観計画の策定等について定めた法律です。

景観法運用指針（国土交通省・農林水産省・環境省）では、「林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つであるため、無電柱化担当部局との連携により、積極的に無電柱化を図るべきである」と示されています。また、景観計画に定める景観形成基準については、「無電柱化を推進する区域内においては、電線共同溝方式等による地中化を図るほか、現場の状況等により地中化が難しい場合には、軒下配線・裏配線等により配線の工夫を図る旨を定めることで、工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化を推進することも可能である」とされており、景観重要公共施設の整備に関する事項については、「無電柱化を推進する等その整備に関する事項を定めること等が考えられる」とされています。

なお、令和6年8月に実施した調査によると、景観法に基づく景観計画に「面整備における無電柱化を位置づけている」と回答した地方公共団体は北海道札幌市や島根県松江市等の32団体あり、各地方公共団体においても、景観性向上の面からも無電柱化の推進が取り組まれています。

また、都市計画において景観法に基づく景観地区を定め、条例において、景観地区内の工作物について、形態意匠の制限の一環として無電柱化について定めることも可能です。

各地方公共団体においては、景観計画や景観地区も活用して無電柱化の推進を図るとともに、開発事業者においては、事業予定地が存する地方公共団体の景観計画等にて、無電柱化に関する規定や方針等を確認することが重要です。

次頁以降に、景観計画及び景観地区における無電柱化の促進事例として、山形県米沢市、島根県松江市、北海道倶知安町の事例を紹介します。

### 【景観計画及び景観地区における無電柱化促進事例】

#### 事例①：米沢市景観計画（平成25年11月）（山形県米沢市）

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/6/1025/4/329.html>

#### 事例②：松江市景観計画（平成19年3月）（島根県松江市）

[https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/toshiseibibu\\_kenchikusinsaka/keikan\\_0kugai kokubutsu/2/12936.html](https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/toshiseibibu_kenchikusinsaka/keikan_0kugai kokubutsu/2/12936.html)

#### 事例③：倶知安町景観地区条例施行規則（令和5年10月）（北海道倶知安町）

[https://www.1.g-reiki.net/kutchan/reiki\\_honbun/a075RG00000786.html](https://www.1.g-reiki.net/kutchan/reiki_honbun/a075RG00000786.html)

## 事例①

# 米沢市景観計画（平成 25 年 11 月）

### ■米沢市景観計画の概要

#### 【景観計画区域・景観計画重点地区】

計画区域：米沢市全域

重点地区：松が岬公園周辺地区、米沢駅周辺地区、上杉家廟所周辺地区、小野川地区

#### 【めざすべき方向性】

共にはぐくむ緑と歴史文化の薫るまちなみづくり

#### 【景観形成の目標】

歴史・文化の景観資源活用と美しい自然景観の保全・育成

#### 【無電柱化に関する記載（抜粋）】

##### ●景観要素別景観形成方針

###### （3）まちの景

イ 商業地では賑わいのある景観、業務地では活気のある景観の形成を推進。

（イ）まちのデザイン化とゆとりある景観形成の推進

・電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化

##### ●地域別の景観形成方針・行為の制限

###### ①自然環境保全地域

・景観形成基準《建設等》

鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。

###### ②景観形成重点地区

（イ）道路空間の整備の推進

・電線類の地中化、迂回化、電柱の美装化の検討

## 事例②

# 松江市景観計画（平成 19 年 3 月）

### ■松江市景観計画の概要

#### 【景観計画区域・景観計画重点地区】

計画区域：松江市全域

重点区域：伝統美観保存区域（3地区）、宍道湖景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域、北堀町景観形成区域、石橋一区景観形成区域、清光院下景観形成区域、内中原町景観形成区域

#### 【基本理念】

自然・歴史・文化が呼応する松江の風景

住むひとが誇りと愛着を感じ 訪れるひとの心に残る松江の景観づくり

#### 【景観形成の基本的な方針】

(1) 水辺、山並みなど景観の骨格となる資源の保全

(2) 全国に誇れるかけがえない歴史的景観資源の保存

(3) 地域に対する誇りと愛着を育むまちなみ景観の保全、形成

(4) 都市の発展や活性化に資する快適で安全な魅力ある景観の形成

(5) 市民、事業者、行政の景観に対する意識の醸成

#### 【無電柱化に関する記載（抜粋）】

##### ●景観形成基本方針《宍道湖景観形成区域 水際景観ゾーン・湖畔集落ゾーン・湖畔都市ゾーン》

・電柱や鉄塔などは色彩・規模について、湖畔景観に配慮するとともに、電線類の地中化などを検討する。

##### ●良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項

《水際景観ゾーン・湖畔都市ゾーン》

・原則として、電線類の地下埋設化を図ること。

《築地松散居集落ゾーン・湖畔田園ゾーン・湖畔集落ゾーン》

・できる限り電線類の地下埋設化に努めること。

《水際景観ゾーン・築地松散居集落ゾーン・湖畔田園ゾーン・湖畔集落ゾーン・湖畔都市ゾーン》

・やむを得ない場合には、電柱は、できる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮すること。

## 事例③

# 倶知安町景観地区条例施行規則（令和5年10月）

### ■倶知安町景観地区条例・同条例施行規則の概要

#### 【景観地区】

景観地区：ヒラフ高原景観地区（17地区に区分、約2,455ha）

#### 【景観地区内における開発行為等の制限（令和6年6月施行）】

景観地区内では、条例施行規則第9条において、開発行為等の制限として、無電柱化に関して以下の内容が規定されています。

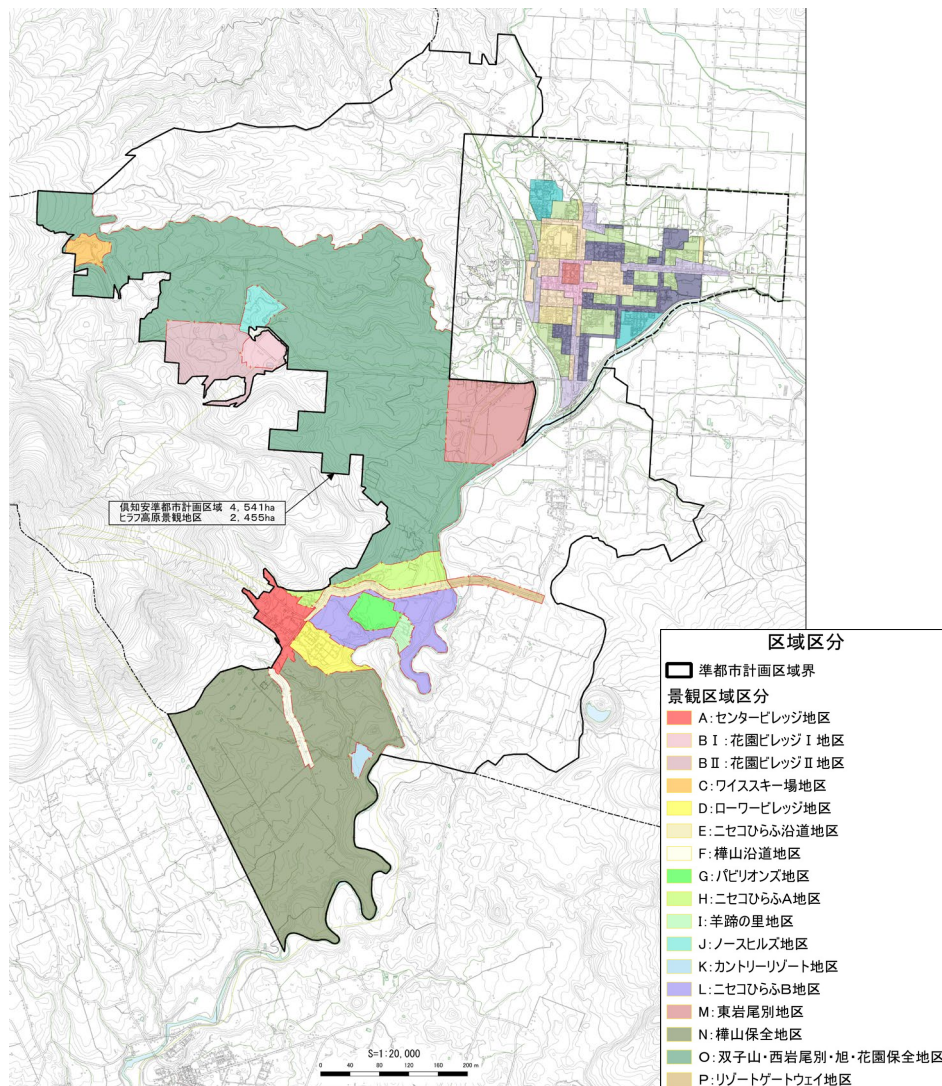
#### ●制限の対象となる開発行為等（条例第2条第1項第2号）

- ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち開発面積が3,000㎡以上のもの
- イ 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第30条に規定する特定の開発行為のうち開発面積が3,000㎡以上のもの
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認申請を要する建築等に伴う土地の造成等

#### ●開発行為等に係る制限の内容（無電柱化に関する規定）（条例施行規則第9条 別表第4）

##### (3) 無電柱化の整備

- 1 区域内は無電柱とする。（建築確認申請を伴うものを除く）
- 2 無電柱化に伴う地上機器等の電気設備は、主要幹線道路（道道各路線、町道岩尾別南3線、及び町道花園リゾート線）から目立たない場所に配置、又は建築物内に収める等の対応とする。



■倶知安準都市計画 ヒラフ高原景観地区 総括図

## 5－2 無電柱化の施工事例（ハード事例）

開発事業における無電柱化の施工事例として、北海道旭川市、埼玉県さいたま市、埼玉県久喜市、大阪府箕面市、兵庫県宝塚市、兵庫県西宮市、福岡県福岡市、千葉県山武郡芝山町、東京都八王子市、東京都世田谷区、茨城県つくば市、奈良県奈良市、長野県御代田町の事例を紹介します。

### 1 事業概要

●所在地	北海道旭川市八条通 1 1 丁目から 1 2 丁目の一部		
●都市計画	市街化区域 第二種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）		
●事業期間	平成 19（2007）年 6 月～平成 20（2008）年 6 月竣工		
●開発事業者	ミサワホーム株式会社	●開発許可権者	北海道旭川市
●電線管理者	北海道電力ネットワーク株式会社、NTT 東日本株式会社		
●開発用途	住居系	●開発面積	14,000 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：42 戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：86m	道路幅員：8 m 歩道幅員：1.25m
	開発道路②	道路延長：97m	道路幅員：8 m 歩道幅員：1.25m

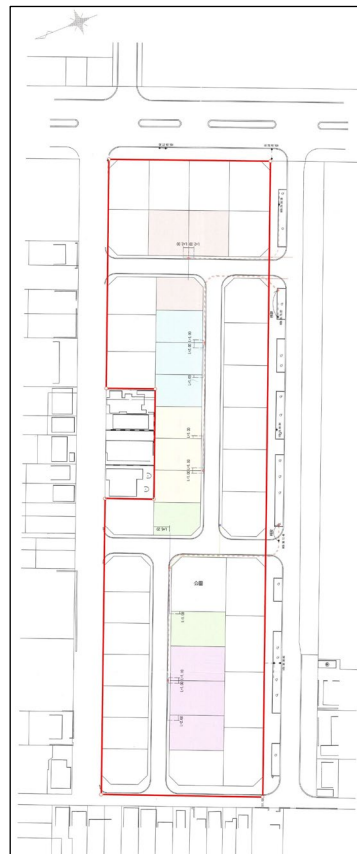
### 事業経緯

平成 19（2007）年 6 月頃	当該地区の開発構想に着手
平成 19（2007）年 11 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
平成 19（2007）年 11 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
平成 19（2007）年 11 月	工事着手
平成 20（2008）年 6 月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	ケーブル直接埋設構造及び迂回配線
●対象路線	無電柱化路線①：道路延長 8 m 道路幅員 86m 歩道幅員 1.25m 無電柱化路線②：道路延長 8 m 道路幅員 97m 歩道幅員 1.25m
●地上機器	—（電柱 5 本に柱上変圧器を設置（公共用地））
●託送供給等約款の適用	改正前
●無電柱化費用	—
	●無電柱化まちづくり促進事業の適用 創設前

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（旭川市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 —（該当なし）	●特殊部・管路部 —（該当なし）	●特殊部・管路部 —（該当なし）
●通信設備（引込柱・ケーブル） 電線管理者（NTT 東日本）	●通信設備（引込柱・ケーブル） 電線管理者（NTT 東日本）	●通信設備（引込柱・ケーブル） 開発事業者 電線管理者（NTT 東日本）
●電力設備 （柱上変圧器・高圧ケーブル※） 電線管理者 （北海道電力ネットワーク）	●電力設備 （柱上変圧器・高圧ケーブル※） 電線管理者 （北海道電力ネットワーク）	●電力設備 （柱上変圧器・高圧ケーブル※） 開発事業者
●電力設備（引込ケーブル※） 開発事業者	●電力設備（引込ケーブル※） 住宅購入者	●電力設備（引込ケーブル※） 開発事業者

※電力ケーブルについて、地区外電柱から柱上変圧器までのケーブルは電線管理者管理、柱上変圧器から各宅地への引込ケーブルは住民管理となっている。

### 無電柱化整備写真



### 3 無電柱化に取り組んだ経緯

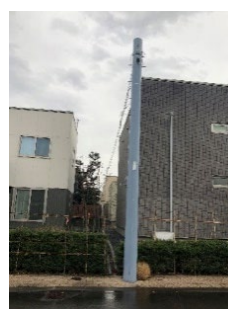
#### 【景観に配慮した良好な街並み形成を目指して無電柱化を採用】

- ・当該区域は市内中心部に位置していることから、従来とは異なる街並みをもつ宅地とすることや宅地に付加価値を付けることで地価の下落を防ぐとの考えのもとに宅地開発の検討を進め、景観法及び旭川市景観条例に基づく景観協定を締結するなど景観に配慮した宅地開発とし、その一環として団地内に整備する道路を無電柱化することとした。

### 4 無電柱化実施上のポイント

#### 【ケーブル直接埋設構造と迂回配線の併用】

- ・当初は電線共同溝方式での無電柱化を検討したが、事業採算性を踏まえ、行政、電気事業者との協議の上、ケーブル直接埋設構造（電力）及び迂回配線（通信）の併用により、無電柱化を実施した。
- ・歩道上に地上機器を設置することが困難であったため、柱上変圧器を歩道上の電柱5本に設置することで、地上機器設置の課題を解消した。なお、地区外の共用柱から地区内の引込柱に高圧線を引き込み、柱上変圧器で変圧後、ケーブル直接埋設構造により各宅地まで引込を行っている。
- ・宅地分譲の際、購入者には電力ケーブルの維持管理は購入者になることを説明の上、販売している。



住宅の間に設置されている迂回配線



変圧器のある電柱には防犯灯も設置

#### 【防犯灯は電柱に設置】

- ・通常、無電柱化を実施した場合、防犯灯は新たに支柱を建柱して対応することが一般的であるが、本事例では柱上変圧器設置のための電柱を建柱することとなったため、防犯灯も併せて設置した。
- ・防犯灯の維持管理については、住民（自治会）管理として対応している。



### 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	平成 19 (2007) 年度	平成 20 (2008) 年度
開発構想	●————●	
電線管理者との協議	●————●	
関係者との下協議	●————●	
32条協議～ 開発許可取得		●——●
無電柱化設計	●————●	
無電柱化工事		●————●

## 1 事業概要

●所在地	埼玉県さいたま市緑区下野田	
●都市計画	市街化区域 第一種住居専用地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)	
●事業期間	令和元 (2019) 年 7 月～令和 4 (2022) 年 2 月竣工	
●開発事業者	株式会社中央住宅 株式会社高砂建設 株式会社 AQGroup	●開発許可権者 埼玉県さいたま市
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社、 株式会社ジェイコム埼玉東日本、株式会社 Loop	
●開発用途	住居系	●開発面積 8,727 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：51 戸	
●開発道路	開発道路① 道路延長：97m 道路幅員：5m 歩道なし 開発道路② 道路延長：65m 道路幅員：5m 歩道なし	

### 事業経緯

令和元 (2019) 年 7 月	当該地区の開発構想に着手
令和元 (2019) 年 7 月	電線管理者との事前協議開始
令和 2 (2020) 年 6 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 2 (2020) 年 8 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 3 (2021) 年 8 月	工事着手
令和 4 (2022) 年 2 月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	管路直接埋設構造
●対象路線	—
●地上機器	各敷地の地役権設置範囲内（民有地）に設置（8基）
●託送供給等約款の適用	改正前 ●無電柱化まちづくり促進事業の適用 創設前
●無電柱化費用	約 170 万円/戸（開発事業者負担分）

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 宅地地権者（住民）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 宅地地権者（住民）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 宅地地権者（住民）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 電線管理者（Loop）	●地上機器・ケーブル 電線管理者（Loop）	●地上機器・ケーブル 電線管理者（Loop）

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【街並み景観の向上策の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区においては「スマートシティさいたまモデル」の実証街区として、地域活性化総合特区事業に採択されており、事業要件として無電柱化が義務付けられていた。
- ・一方、開発事業者としては、無電柱化は環境負荷の軽減や街並み景観の向上に資するだけでなく、居住者の安全性の向上に資するものとして捉え、当該地区での無電柱化に取り組んだ。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【コモンスペース（私有地）を活用した無電柱化】

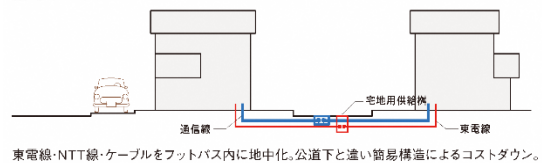
- ・当該地区においては、宅地裏の未利用地を有効活用するため、各敷地の一部に地役権を設定し、路地状の共有地（コモンスペース）を創出している。
- ・その共有地を活用して、地下に電線や通信ケーブルを埋設することで無電柱化を実施しており、個人所有の土地を利用した無電柱化は全国的にも珍しい事例になっている。
- ・また、設定した地役権範囲については、さいたま市と連携することで、公益性の高さから固定資産税の非課税化（公衆用道路扱い）を実現した。



### 【宅地内柵の共用化等による低コスト化の実現】

- ・私有地内での無電柱化のため、従来実施される道路内での無電柱化と比較して、簡易構造で整備費用を低減することができたとともに、戸建住宅4棟で1つの宅地用供給柵をコモンスペース内に設置することで、無電柱化の低コスト化を実現することができた。

■電線地中化ダイアグラム



## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
開発構想	●————●		
電線管理者との協議	●————●		
関係者との下協議	●————●		
32条協議～ 開発許可取得		●——●	
無電柱化設計		●————●	
無電柱化工事			●————●

### 1 事業概要

●所在地	埼玉県久喜市南栗橋		
●都市計画	市街化区域 第二種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）		
●事業期間	平成 29（2017）年 10 月～令和 4（2022）年 9 月竣工		
●開発事業者	トヨタホーム株式会社	●開発許可権者	埼玉県久喜市
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社 ケーブルテレビ株式会社		
●開発用途	住居系	●開発面積	38,202 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：172 戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：80m	道路幅員：11m 歩道幅員：5 m
	開発道路②	道路延長：130m	道路幅員：8.5m 歩道幅員：2.5m
	開発道路③	道路延長：1,170m	道路幅員：6 m 歩道なし
	開発道路④（遊歩道）	道路延長：1,000m	道路幅員：2 m

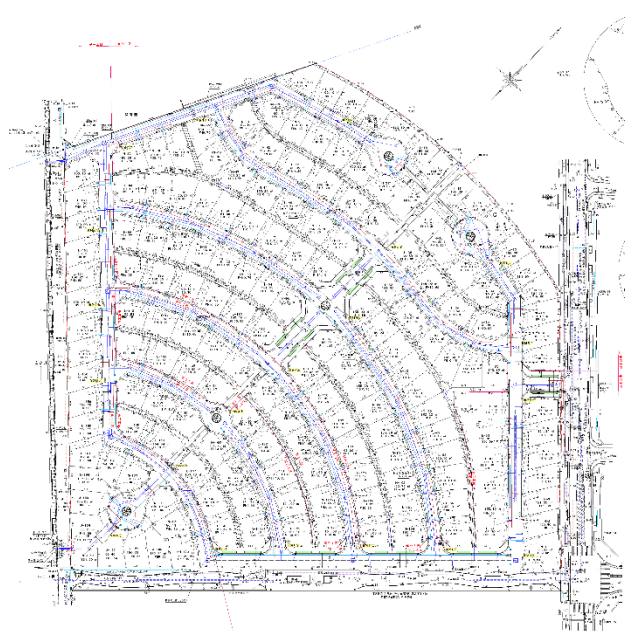
### 事業経緯

平成 29（2017）年 10 月	当該地区の開発構想に着手
令和 2（2020）年 6 月	電線管理者との事前協議開始
令和 3（2021）年 3 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 3（2021）年 7 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 3（2021）年 7 月	工事着手
令和 4（2022）年 9 月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	電線共同溝方式			
●無電柱化工法	管路直接埋設構造			
●対象路線	無電柱化路線①	道路延長：80m	道路幅員：11m	歩道幅員：5m
	無電柱化路線②	道路延長：130m	道路幅員：8.5m	歩道幅員：2.5m
	無電柱化路線③	道路延長：1,170m	道路幅員：6m	歩道なし
	無電柱化路線④（遊歩道）	道路延長：1,000m	道路幅員：2m	
●地上機器	歩道や道路付帯地（公共用地）に設置（14基）			
●託送供給等約款の適用	改正前	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	創設前	
●無電柱化費用	約104万円/戸（開発事業者負担分）			

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（久喜市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（久喜市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（久喜市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 ケーブルテレビ(株)・NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 ケーブルテレビ(株)・NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 ケーブルテレビ(株)・NTT 東日本

### 無電柱化整備写真



### 3 無電柱化に取り組んだ経緯

#### 【景観性・視認性・防犯性の向上策として無電柱化を採用】

- ・当該事業では、無電柱化によって得られる「通行の安全性・防犯性の向上」、「災害時における電線・電柱倒壊の危険性の低減」、「樹木の成長を妨げない」、「美しい街並み景観の創造」といった効果を付加価値として提供するため、無電柱化を採用した。

### 4 無電柱化実施上のポイント

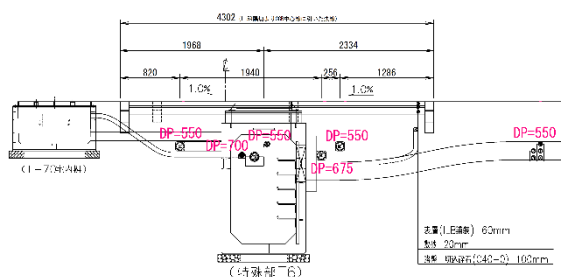
#### 【歩行者専用道路への地上機器設置】

- ・開発道路において地上機器の設置場所を道路空間上に確保できなかったことから、歩行者専用道路を街区内に設けることで地上機器を設置した。
- ・これにより、宅地の切り欠きによる有効宅地面積を減少させることなく、無電柱化を実施した。



#### 【遊歩道内での地中化による工事費の低減】

- ・一般的には、車道部分に電線管や通信管を埋設することとなるが、当該事業では遊歩道内にて管路直接埋設構造（埋設深さの基準緩和）による配管を実施したため、工事費の低減を図ることができた。



### 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
開発構想（2017.10～）	●──────────────────●		
電線管理者との協議	●──────────────────●		
関係者との下協議	●──────────────────●		
32条協議～開発許可取得		●──────────●	
無電柱化設計		●──────────────────●	
無電柱化工事		●──────────────────●	

## 1 事業概要

●所在地	大阪府箕面市彩都粟生北3丁目		
●都市計画	市街化区域 第一種低層住居専用地域（建蔽率 50%、容積率 100%）		
●事業期間	平成 28（2016）年 4 月～平成 31（2019）年 1 月竣工		
●開発事業者	阪急阪神不動産株式会社	●開発許可権者	大阪府箕面市
●電線管理者	関西電力送配電株式会社、株式会社オプステージ、JCOM 株式会社		
●開発用途	住居系	●開発面積	24,413 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：82 戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：73m	道路幅員：12m 歩道幅員：2.5m
	開発道路②	道路延長：796m	道路幅員：6m 歩道なし
	開発道路③	道路延長：49m	道路幅員：4m 歩道幅員：4m
	開発道路④	道路延長：19m	道路幅員：3m 歩道幅員：3m

### 事業経緯

平成 28（2016）年 4 月	当該地区の開発構想に着手
平成 29（2017）年 6 月	電線管理者との事前協議開始
平成 29（2017）年 3 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
平成 29（2017）年 6 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
平成 29（2017）年 8 月	工事着手
平成 31（2019）年 1 月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	管路直接埋設構造
●対象路線	無電柱化路線① 道路延長：796m 道路幅員：6m 歩道なし 無電柱化路線② 道路延長：49m 道路幅員：4m 歩道幅員：4.0m
●地上機器	道路内緑地・緑地（公共用地）に設置（5基）
●託送供給等約款の適用	改正前 ●無電柱化まちづくり促進事業の適用 創設前
●無電柱化費用	約140万円/戸（開発事業者負担分）

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（箕面市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（箕面市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（箕面市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●地上機器・ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●地上機器・ケーブル 開発事業者

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【景観と環境に配慮した住宅づくりの一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区は、北大阪の丘陵地に文化芸術・研究開発・国際交流・産業集積といった特色ある機能を組み込んだ「時代を先導するユニークな都市づくり」を目指している。
- ・そういった状況の中、当該地区において「景観と環境に配慮した住宅地づくり」の一環として、自然石風の擁壁や道路の自然色舗装の他、無電柱化に取り組んだ。

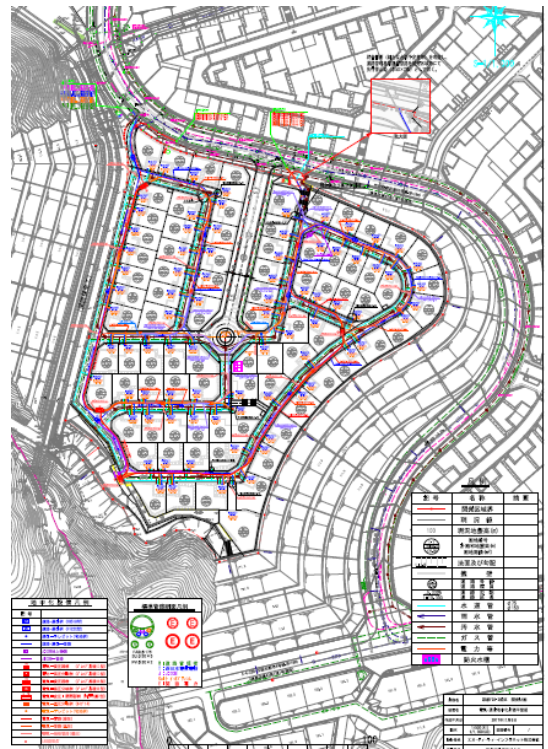
## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【地上機器設置による有効宅地面積減少の抑制】

- ・地上機器設置数を減らすべく電気事業者との協議・調整を重ねた他、地上機器の一部を公共緑地に設置することで宅地面積減少の抑制を実現した。

### 【電線管理者との効率的な協議】

- ・開発事業者にて事前に無電柱化に係る配線計画を立案し、それを元に電線管理者と協議を行うことで協議期間の短縮を図った（従来は土地利用計画を作成した段階で電線管理者に配線計画図の作成を依頼していた）。



## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
開発構想	●————●		
電線管理者との協議		●————●	
関係者との下協議		●————●	
32条協議～ 開発許可取得		●————●	
無電柱化設計	●————●		
無電柱化工事		●————●	

## 1 事業概要

●所在地	兵庫県宝塚市山手台東3丁目		
●都市計画	市街化区域 第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率100%）		
●事業期間	平成24（2012）年9月～平成29（2017）年10月竣工		
●開発事業者	阪急阪神不動産株式会社	●開発許可権者	兵庫県宝塚市
●電線管理者	関西電力送配電株式会社、株式会社オプステージ、JCOM株式会社		
●開発用途	住居系	●開発面積	45,655 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：122戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：375m	道路幅員：9m 歩道幅員：2.5m
	開発道路②	道路延長：206m	道路幅員：6m 歩道なし
	開発道路③	道路延長：112m	道路幅員：5.2m 歩道なし

### 事業経緯

平成24（2012）年9月	当該地区の開発構想に着手
平成25（2013）年9月	電線管理者との事前協議開始
平成26（2014）年7月	都市計画法第32条に基づく協議開始
平成27（2015）年1月	都市計画法第35条2項の開発変更許可取得
平成27（2015）年4月	工事着手
平成29（2017）年10月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	電線共同溝方式		
●無電柱化工法	管路直接埋設構造		
●対象路線	無電柱化路線①	道路延長：375m	道路幅員：9m 歩道幅員：2.5m
	無電柱化路線②	道路延長：206m	道路幅員：6m 歩道なし
	無電柱化路線③	道路延長：112m	道路幅員：5.2m 歩道なし
●地上機器	—		
●託送供給等約款の適用	改正前	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	創設前
●無電柱化費用	約 140 万円/戸（開発事業者負担分）		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（宝塚市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（宝塚市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（宝塚市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●ケーブル 開発事業者

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【住宅地の付加価値向上策の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区は、高台に位置することから眺望がよい街並み空間となっている。この特性を最大限に活かすためには電線類が支障となることから、住宅地の付加価値向上策の一環として、景観面の向上に寄与する無電柱化に取り組んだ。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【宅地引込位置の早期検討】

- ・引込桝の位置は今後のメンテナンス及び顧客への配慮として重要な要素である。
- ・耐久性がある桝蓋であっても経年劣化するため、車両の出入りが頻繁な駐車場部分（特にタイヤが載る部分）への蓋設置は避けた計画とした。
- ・また、無電柱化の計画段階から、各宅地への引込位置を検討しておくことで、円滑な施工が可能となった。



### 【特殊部等における雨水排水対策】

- ・降雨時に特殊部等へ雨水の流入があった場合、特殊部内に水溜まりが生じ、漏電等のトラブルが発生する恐れがあることから、雨水排水対策の検討が重要となる。
- ・対策としては、電線共同溝の下流側に水抜き穴の口径を従来よりも大きめに設定する、道路の雨水排水施設と調整して排水計画を検討するといったことが挙げられる。



## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
開発構想 (2012.9～)	●				
電線管理者との協議		●	●		
関係者との下協議	●	●			
32条協議～ 開発許可取得		●	●		
無電柱化設計	●	●			
無電柱化工事			●	●	●

## 1 事業概要

●所在地	兵庫県宝塚市末広町	
●都市計画	市街化区域 第一種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）	
●事業期間	令和 2（2020）年 5 月～令和 3（2021）年 12 月竣工	
●開発事業者	株式会社ウィル	●開発許可権者 兵庫県宝塚市
●電線管理者	関西電力送配電株式会社	
●開発用途	住宅系	●開発面積 1,229 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：9 戸	
●開発道路	道路延長：70m 道路幅員：4.5m 歩道なし	

### 事業経緯

令和 2（2020）年 5 月	当該地区の開発構想に着手
令和 2（2020）年 7 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 2（2020）年 9 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 2（2020）年 10 月	工事着手
令和 3（2021）年 12 月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	迂回配線
●対象路線	ー（迂回配線のため）
●地上機器	ー（引込柱2本を民有地に設置）
●託送供給等約款の適用	改正前
●無電柱化費用	約33万円/戸（開発事業者負担分）
	●無電柱化まちづくり促進事業の適用 創設前

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（宝塚市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 ー（該当なし）	●特殊部・管路部 ー（該当なし）	●特殊部・管路部 ー（該当なし）
●引込管・引込設備 ー（該当なし）	●引込管・引込設備 ー（該当なし）	●引込管・引込設備 ー（該当なし）
●引込柱・迂回配線（配管） 開発事業者	●引込柱・迂回配線（配管） 地権者	●引込柱・迂回配線（配管） 開発事業者

※地区外の電柱から敷地内の引込柱までの引込線は電線管理者管理となっている。

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【当該地区のブランド形成の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区は美しい街並みに対して住民意識が比較的高いエリアであったことから、当該事業のブランド形成を図るため、事業採算性を考慮しながら迂回配線による無電柱化を採用した。

## 4 無電柱化実施上のポイント

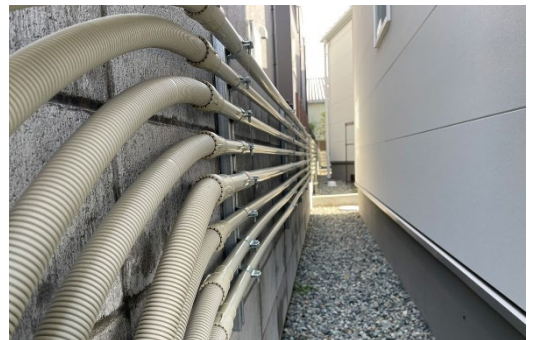
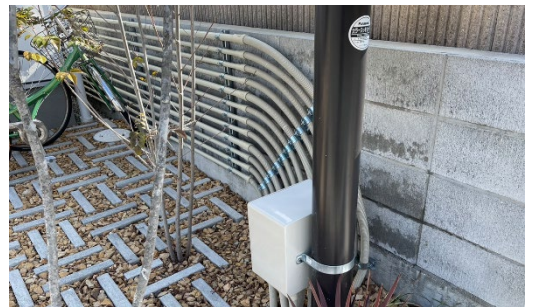
### 【迂回配線による低コスト化・協議期間の短縮化】

- ・従来の無電柱化では管路を地中に埋設する方式を採用することが一般的であるが、当該地区は宅地数9戸の小規模開発であったことから、事業採算性の面で地中化が課題となっていた。
- ・そのため、引込柱の設置による迂回配線を採用することで、無電柱化整備費用の低コスト化、行政をはじめとする関係者との協議期間の短縮化を図った。



### 【開発区域外周のブロック塀を活用した管路設置】

- ・迂回配線を採用するにあたり、開発区域外周に電線類を配管する必要があったが、当該地区は他地区との差別化を図り、可能な限り景観に配慮した住宅地開発を行う必要があったことから、開発区域外周に電柱を建柱するのではなく、用地境界に設置されるブロック塀に直接管路を設置し、各宅地への供給を行った。
- ・また、開発区域外周のブロック塀に管路設置していることから、重要事項説明書に当該事項を記載して、購入者への説明を行っている。



## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
開発構想	●—●		
電線管理者との協議		●—●	
関係者との下協議	●—●		
32条協議～ 開発許可取得	●—●		
無電柱化設計		●—●	
無電柱化工事		●—●	

## 1 事業概要

●所在地	兵庫県西宮市枝川町		
●都市計画	市街化区域 第一種中高層住居専用地域（建蔽率 50%、容積率 200%）		
●事業期間	平成 30（2018）年 3 月～令和 2（2020）年 3 月竣工		
●開発事業者	阪急阪神不動産株式会社	●開発許可権者	兵庫県西宮市
●電線管理者	関西電力送配電株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ JCOM 株式会社		
●開発用途	住居系	●開発面積	14,652 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：86 戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：460m	道路幅員：6m 歩道なし
	開発道路②	道路延長：14m	道路幅員：6.5m 歩道幅員：3.5m
	開発道路③	道路延長：15m	道路幅員：4m 歩道幅員：4m

## 事業経緯

平成 30（2018）年 3 月	当該地区の開発構想に着手
平成 30（2018）年 8 月	電線管理者との事前協議開始
平成 30（2018）年 10 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和元（2019）年 5 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和元（2019）年 6 月	工事着手
令和 2（2020）年 3 月	工事完了・引き渡し

## 開発事業現地写真



## 土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	管路直接埋設構造
●対象路線	無電柱化路線① 道路延長：460m 道路幅員：6m 歩道なし 無電柱化路線② 道路延長：15m 道路幅員：4m 歩道幅員：4m
●地上機器	道路用地（公共用地）内に設置（6基）
●託送供給等約款の適用	改正前 ●無電柱化まちづくり促進事業の適用 創設前
●無電柱化費用	約150万円/戸（開発事業者負担分）

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（西宮市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（西宮市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（西宮市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●地上機器・ケーブル 電線管理者（関西電力送配電）	●地上機器・ケーブル 開発事業者

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【広々とした街並み景観形成の手法として無電柱化を採用】

- ・UR 都市機構が実施する「西宮市浜甲子園団地再生事業」において、本開発地を公募型プロポーザルによる入札により取得した。
- ・公募型プロポーザルにあたり、甲子園浜・浜甲子園運動公園とつながる広々とした街並み景観の形成を創出するための手法として、電線類地中化による無電柱化を開発事業者から提案した。



### 1 事業概要

●所在地	福岡県福岡市東区香椎照葉7丁目		
●都市計画	市街化区域 第二種中高層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%）		
●事業期間	平成28（2016）年10月～令和4（2022）年6月竣工		
●開発事業者	積水ハウス株式会社 西日本鉄道株式会社	●開発許可権者	福岡県福岡市
●電線管理者	九州電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社、JCOM株式会社		
●開発用途	住宅系	●開発面積	107,172 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：303戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：160m	道路幅員：5.5～6.0m 歩道幅員：4.5m
	開発道路②	道路延長：160m	道路幅員：15m 歩道なし
	開発道路③	道路延長：150m	道路幅員：6.0m 歩道幅員：6.0m
	開発道路④	道路延長：132m	道路幅員：6.0m 歩道幅員：6.0m

### 事業経緯

平成28（2016）年10月	当該地区の開発構想に着手
平成28（2016）年12月	電線管理者との事前協議開始
平成29（2017）年4月	都市計画法第32条に基づく協議開始
平成29（2017）年8月	都市計画法第29条の開発許可取得
平成29（2017）年12月	工事着手
令和4（2022）年6月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	管路直接埋設構造
●対象路線	無電柱化路線① 道路幅員：5.5m～6.0m 歩道なし 無電柱化路線② 道路幅員：5.5m～6.0m 歩道幅員：2.8m～3.3m
●地上機器	緑地内や交差点隅切部等（公共用地）に設置
●託送供給等約款の適用	改正前 ●無電柱化まちづくり促進事業の適用 創設前
●無電柱化費用	約 120 万円/戸（開発事業者負担分）

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（福岡市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（福岡市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（福岡市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 電線管理者（九州電力送配電）	●地上機器・ケーブル 電線管理者（九州電力送配電）	●地上機器・ケーブル 開発事業者

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【安全性・景観性の向上に加え、まちのブランド化の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区は、事業提案公募の要件として「無電柱化」が位置づけられていたことを受け、アイランドシティにおいて安全性・景観性の高いまちづくりの実現に加え、まちのブランド力の向上に資するものとして、無電柱化に積極的に取り組んだ。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【交差点隅切部や緑地に地上機器を設置】

- ・地上機器の設置場所が課題となっていたことから、可能な限り宅地面積を確保するため、交差点の隅切部や緑地、歩行者専用道路内に地上機器を配置した。
- ・また、従来の開発事業では電柱に防犯灯を設置しているが、無電柱化の実施により、街路灯を歩行者専用道路内に設置する他、各宅地に庭園灯を設置することで、前面道路の照度を確保した。



### 【デザインガイドラインによる無電柱化の促進】

- ・当該地区は、事業公募提案要綱において、各地内の電線類は全て地中化することが原則とされていた中、将来に渡ってよりまちづくりを進めるため、「アイランドシティ・デザインガイドライン」が策定されている。
- ・「地区景観形成基準」において、建築物の外壁の色彩、壁面位置の制限に加え、電線等の地中化が基準として規定されており、行政、事業者が協力して無電柱化を進めていくこととなっている。



アイランドシティ・デザインガイドライン  
令和3年10月 改訂版 発行

受水槽・電気機械室・高圧水塔・ケーブル架等	1. 公共空間から見えないように配線する。ただし、見える場合は駅地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。
電線等	1. 地中化する。
アンテナ	1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、携帯電話用のアンテナや受信距離が放送等で、やむを得ない理由により設置する場合は、景観上の配慮を行う。
屋外照明	1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜間景観の演出に努める。 2. サーチライトは設置しない。
その他の付属設備	1. 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。

## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開発構想	●————●						
電線管理者との協議				●————●			
関係者との下協議			●————●				
32条協議～ 開発許可取得				●————●			
無電柱化設計				●————●			
無電柱化工事						●————●	

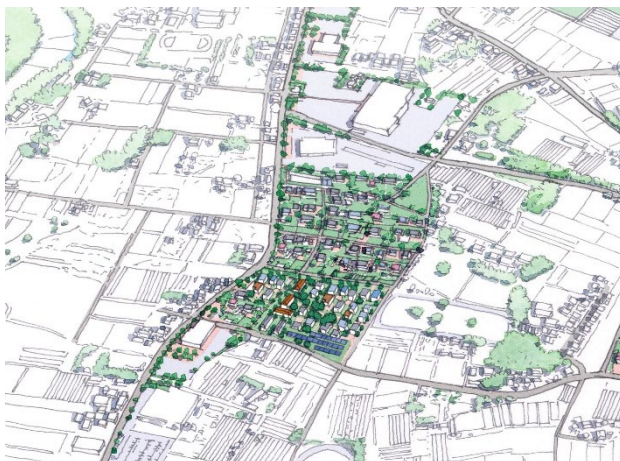
## 1 事業概要

●所在地	千葉県山武郡芝山町岩山 2301 番 1 他 20 筆		
●都市計画	市街化区域 第一種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）		
●事業期間	令和 2（2020）年 10 月～令和 7（2025）年 12 月竣工		
●開発事業者	山万株式会社	●開発許可権者	千葉県
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社		
●開発用途	住宅系	●開発面積	39,886 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：110 戸		
●開発道路	開発道路①	道路延長：908m	道路幅員：6.0m 歩道なし
	開発道路②	道路延長：46m	道路幅員：9.0m 歩道幅員：3.0m
	開発道路③	道路延長：156m	道路幅員：3.0m 歩道なし

### 事業経緯

令和 2（2020）年 10 月	当該地区の開発構想に着手
令和 4（2022）年 6 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 4（2022）年 10 月	電線管理者との事前協議開始
令和 5（2023）年 10 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 6（2024）年 4 月	工事着手
令和 8（2025）年 12 月	工事完了（建物整備後、令和 9（2026）年 9 月に引き渡し予定）

### 開発事業地整備イメージ



※図は検討段階のイメージ

### 土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式
●無電柱化工法	管路直接埋設工法
●対象路線	無電柱化路線① 道路幅員：6.0m 歩道なし 無電柱化路線② 道路幅員：9.0m 歩道幅員：3.0m 無電柱化路線③ 道路幅員：3.0m 歩道なし
●地上機器	歩行者専用道路に設置（7基）
●託送供給等約款の適用	適用
●無電柱化費用	約 150 万円/戸（電線管理者負担分を除く） 約 50 万円/戸（開発事業者負担分）
	●無電柱化まちづくり促進事業の適用 適用

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（芝山町）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（芝山町）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（芝山町）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備・施工】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本

### 無電柱化整備写真



### 3 無電柱化に取り組んだ経緯

#### 【他の住宅地との差別化と不動産価値向上の一環として無電柱化を採用】

- ・当該地区周辺は都市計画マスタープランにて「田園型居住地創出拠点」に位置づけられており、官民連携による住宅地開発に向けて公募型プロポーザルによる入札が実施された。
- ・民間事業者からの提案事項として、景観面と防災面に優れた街並みを形成し、他の住宅地との差別化を図り不動産価値を最大限に高めるために、電線類地中化による無電柱化が提案された。

### 4 無電柱化実施上のポイント

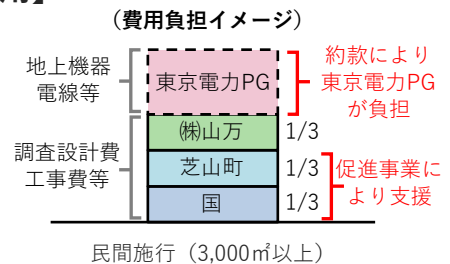
#### 【様々な低コスト手法の併用】

- ・土地利用計画及び配線計画の工夫により、歩行者専用道路へ全ての地上機器を集約し、より多くの有効住宅地面積を確保している。
- ・その他にも、埋設深さを浅い位置に設定することによる掘削土量の削減や、ECVP管の活用等、様々な低コスト手法を併用している。



#### 【託送供給等約款及び無電柱化まちづくり促進事業の活用】

- ・当該地区は、計画の初期段階から無電柱化の実施を検討していたことから、電線管理者や芝山町との下協議の中で、託送供給等約款と無電柱化まちづくり促進事業を活用できるよう調整を実施した。



### 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
開発構想	●————●					
電線管理者との協議			●————●			
関係者との下協議		●————●				
32条協議～ 開発許可取得			●————●			
無電柱化設計				●————●		
無電柱化工事					●————●	

## 1 事業概要

●所在地	東京都八王子市館町 1097-14 ほか	
●都市計画	市街化区域 第二種中高層住居専用地域（建蔽率 50%、容積率 150%）	
●事業期間	令和 4（2022）年 1 月～令和 7（2025）年 1 月竣工	
●開発事業者	館ヶ丘団地 4 街区共同企業連合体 【構成員】 大和ハウス工業株式会社 株式会社スウェーデンハウス ミサワホーム株式会社 積水ハウス株式会社 東京セキスイハイム株式会社 三井ホーム株式会社 住友林業株式会社 【コーディネート】 （一財）住宅生産振興財団	●開発許可権者 東京都八王子市
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社、JCOM 株式会社	
●開発用途	住宅系	●開発面積 26,164 ㎡
●戸数	戸建：99 戸 集会所 1 戸	
●開発道路	開発道路① 道路延長：807.5m 道路幅員：6.0m 歩道なし 開発道路② 道路延長：10.4m 道路幅員：10.0m 歩道幅員：2.0m 開発道路③（歩専道） 道路延長：98.6m 歩道幅員：4 m 開発道路④（歩専道） 道路延長：19.9m 歩道幅員：3 m	

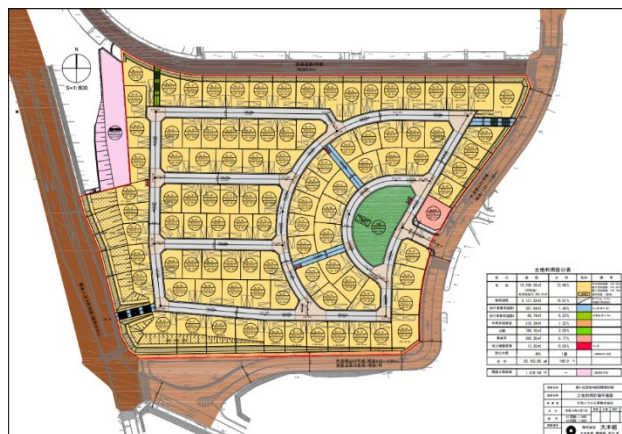
## 事業経緯

令和 4（2022）年 1 月	当該地区の開発構想に着手
令和 5（2022）年 5 月	電線管理者との事前協議開始
令和 5（2023）年 7 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 5（2023）年 10 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 5（2023）年 10 月	工事着手
令和 7（2025）年 1 月	工事完了・引き渡し

開発事業現地写真



土地利用計画図



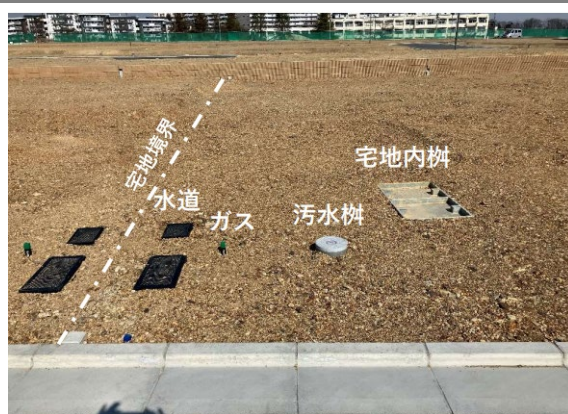
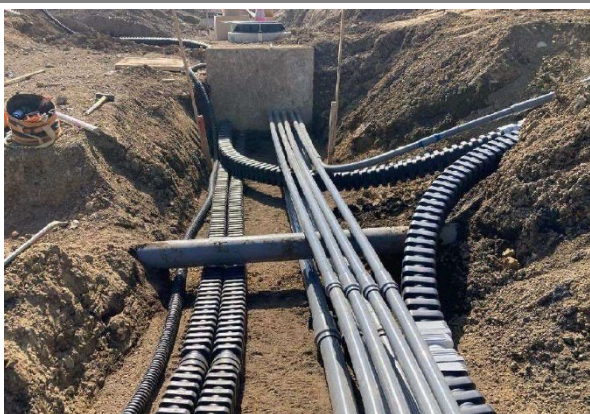
## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式		
●無電柱化工法	管路直接埋設構造		
●対象路線	無電柱化路線① 道路延長：817.9m 道路幅員：10m・6m(歩道なし)		
●地上機器	道路用地（公共用地）に8基設置		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用
●無電柱化費用	約 100.8 万円/戸（電線管理者負担分を除く） 約 60.8 万円/戸（開発事業者負担分）		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（八王子市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（八王子市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（八王子市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 JCOM 株式会社・NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 JCOM 株式会社・NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 JCOM 株式会社・NTT 東日本

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【景観性・防災性の向上の一環として無電柱化を採用】

- ・当該事業は、八王子市及びUR都市機構が館ヶ丘団地再生の一環として、民間活用による若年～子育て層を呼び込む住宅供給地域として計画されていたことを踏まえ、美しい街並み形成、災害に強いまちづくり、住民が交流できるまちの実現を目指すための一環として、無電柱化に取り組んだ。
- ・また、当該事業は東京都の宅地開発無電柱化推進事業の要件を満たしていたことから、当該事業を活用して無電柱化を実施した。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【施工性が高く安価な角型 FEP 管の採用】

- ・単調な直線道路による街区だけではなく、曲線道路を取り入れた美しい街区形成を目指していたこと、開発道路からの引込軒数が多いことから、電力用の管路は施工性が高く安価に採用できる角型 FEP 管を採用し、施工効率の向上及び無電柱化整備費用の低コスト化を実現した。



### 【公園や歩行者専用道路への地上機器設置】

- ・宅地の切り欠きを抑制し、宅地面積を最大限確保するため、地上機器の設置数を抑えた土地利用計画及び配線計画を検討するとともに、行政の協力を得て、地上機器を公園隣接地や歩行者専用道路の公共用地に設置した。



### 【協定書による費用負担及び維持管理区分の明確化】

- ・無電柱化設備の費用負担及び維持管理区分については、電線管理者（電気事業者、通信事業者）や道路管理者との事前協議の中で調整を実施した。
- ・無電柱化設計が完了し、工事に着手する前の段階で、電気事業者・通信事業者・開発事業者・道路管理者の4者間で、費用負担及び維持管理に係る協定書を締結した。

## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
開発構想 (2022.1~)	●————●		
電線管理者との協議		●————●	
関係者との下協議	●————●		
32条協議～ 開発許可取得		●————●	
無電柱化設計		●————●	
無電柱化工事			●————●

### 1 事業概要

●所在地	東京都世田谷区中町3丁目		
●都市計画	市街化区域 第一種低層住居専用地域 (建蔽率 50%、容積率 100%)		
●事業期間	令和6(2024)年12月～令和7(2025)年12月竣工		
●開発事業者	野村不動産株式会社	●開発許可権者	東京都世田谷区
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT東日本株式会社、 イツ・コミュニケーションズ株式会社		
●開発用途	住宅系	●開発面積	2,973.02 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：24戸 (うち無電柱化対象区画 12戸)		
●開発道路	道路延長：47m 道路幅員：5.0m 歩道なし		

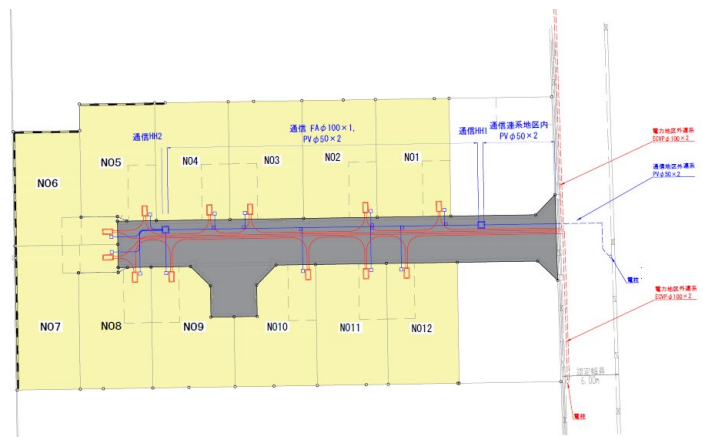
### 事業経緯

令和6(2024)年12月	当該地区の開発構想に着手
令和7(2025)年1月	電線管理者との事前協議開始
令和7(2025)年2月	都市計画法第32条に基づく協議開始
令和7(2025)年6月	都市計画法第29条の開発許可取得
令和7(2025)年7月	工事着手
令和7(2025)年12月	工事完了・引き渡し

#### 開発事業現地写真



#### 土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式		
●無電柱化工法	管路直接埋設構造		
●対象路線	道路延長：47m 道路幅員：5.0m 歩道なし		
●地上機器	—（開発区域外の柱上変圧器を使用（2基））		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用
●無電柱化費用	約 167 万円/戸（電線管理者負担分を除く） 約 34 万円/戸（開発事業者負担分）		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 宅地地権者（住民）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 宅地地権者（住民）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 宅地地権者（住民）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本、 イツ・コミュニケーションズ	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本 イツ・コミュニケーションズ	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本 イツ・コミュニケーションズ

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

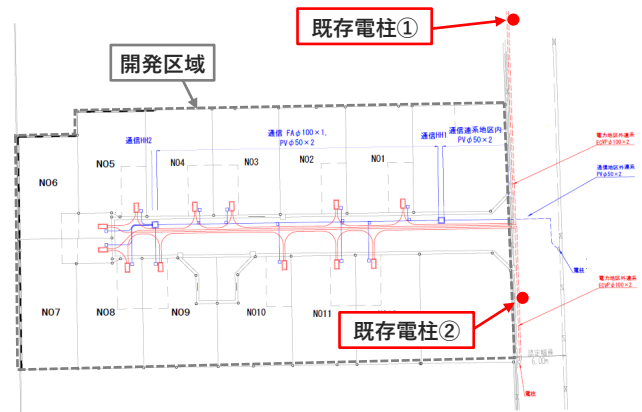
### 【戸建開発地での無電柱化による美しい街並み景観の創造を実現】

・東京都は開発地での無電柱化推進に取り組んでおり、弊社も東京都の無電柱化開発の取組に賛同し、戸建開発地での無電柱化推進に積極的に取り組んでいる。本事例においても、電線の無い美しい街並みは景観のみならず、防災・防犯面でも効果があるため、無電柱化開発に取り組んだ。

## 4 無電柱化実施上のポイント

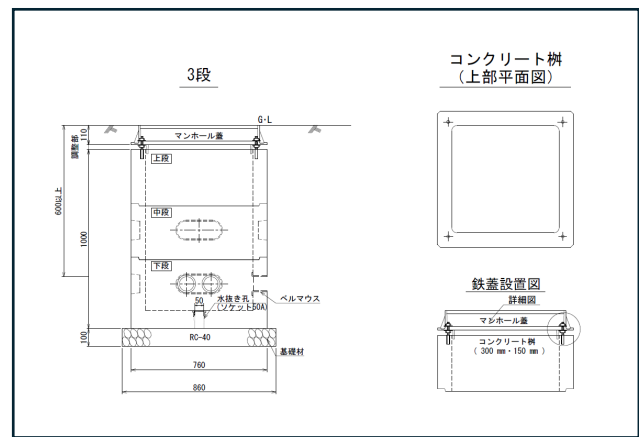
### 【既設電柱及び柱上変圧器の有効活用】

- ・ 開発区域外の既設電柱に、新たに柱上変圧器を設置することで、区域内への地上機器設置を回避することができた。結果として有効宅地面積を確保することに繋がった。



### 【通信分岐柵のコンパクト化による工事コスト縮減】

- ・ 通信線の分岐柵にハンドホールを採用し部材のコンパクト化を図った。材料費を縮減するとともに、掘削土量の削減による工事コストも縮減することができた。
- ・ コンパクト化により小型クレーンによる設置が可能となり、施工面でもメリットがあった。



### 【宅地柵の活用によるコスト縮減】

- ・ 電力の配管方式でパイ方式を採用した。パイ方式の採用により、新設道路内への分岐柵（特殊部）の設置を回避し、材料費及び工事コストの縮減を図った。

## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和6 (2024) 年度			令和7 (2025) 年度		
開発構想			●	●		
電線管理者との協議			●	●	●	
関係者との下協議			●	●		
32条協議～ 開発許可取得			●	●		
無電柱化設計				●	●	
無電柱化工事					●	●

### 1 事業概要

●所在地	茨城県つくば市学園南2丁目8番4～11	●開発許可権者	茨城県つくば市
●都市計画	市街化区域 準工業地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)	●開発面積	155,390 m <sup>2</sup>
●事業期間	令和5 (2023) 年1月～令和8 (2026) 年7月竣工予定		
●開発事業者	大和ハウス工業株式会社		
●電線管理者	東京電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社		
●開発用途	住宅系、商業系、産業系等		
●区画数	住宅系 (共同住宅): 1区画、商業系: 4区画、産業系: 1区画、その他: 5区画		
●開発道路	道路延長: 480m 道路幅員: 15m 歩道幅員: 3m		

### 事業経緯

令和5 (2023) 年 1月	当該地区の開発構想に着手
令和5 (2023) 年 12月	電線管理者との事前協議開始
令和6 (2024) 年 8月	都市計画法第32条に基づく協議開始
令和6 (2024) 年 12月	都市計画法第29条の開発許可取得
令和7 (2025) 年 1月	工事着手
令和8 (2026) 年 7月	工事完了 (令和8 (2026) 年7月以降順次引き渡し予定)

### 開発事業現地写真



### 土地利用計画図



※西側道路は既に無電柱化済み  
※建築用途は予定

## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式		
●無電柱化工法	管路直接埋設構造		
●対象路線	道路延長：480m 道路幅員：15m 歩道幅員：3m		
●地上機器	歩道（公共用地）に設置（6基（2基×3箇所））		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用なし
●無電柱化費用	約1.3億円/開発区域内設計施工費（開発事業者負担分）		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（つくば市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（つくば市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（つくば市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 東京電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

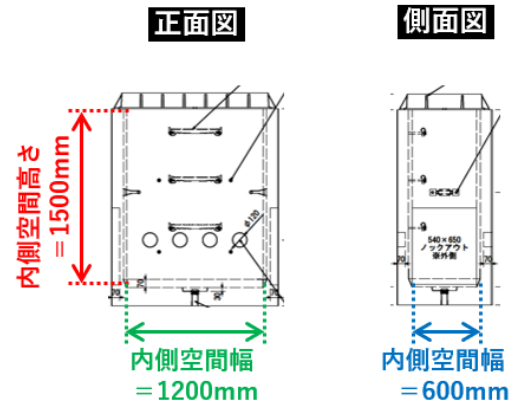
### 【景観や街並み等を考慮し付加価値を向上させる一環として無電柱化を実施】

- ・当該地区は、つくば市無電柱化条例で定める無電柱化区域の対象外となり、無電柱化の実施は努力規定であったものの、つくば市全体としての無電柱化推進への機運の高さや、前面の幹線道路が既に無電柱化されていたことを踏まえ、宅地の販売的な付加価値向上を目指し、無電柱化を実施した。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【分岐柵のコンパクト化によるコスト縮減】

- ・本開発地では商業系の街区や産業系の街区等、高圧電流が求められる街区がほとんどであり、配線計画が複雑ではないこと等から、電線管理者と必要な電力容量について綿密に協議のうえ、分岐柵のコンパクト化を実現した。
- ・分岐柵のコンパクト化により、材料費の削減や掘削土量の軽減、工期短縮が図られ、施工費も含め分岐柵1基あたり約100万円のコスト縮減に成功した。



### 【他インフラとの施工時期の調整】

- ・道路掘削や埋戻し工事が何度も発生しないよう、他インフラ（上下水、ガス、街路灯配線等）を含めてエリア別に施工時期をずらすよう調整し、開発地内全体を並行して効率的に工事を進めた。
- ・施工時期の設定にあたり、週ごとに開発事業者と施工業者による打合せを実施し、施工箇所やスケジュールについて調整を行った。



## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開発構想	●————●				
電線管理者との協議		●————●			
関係者との下協議		●————●			
32条協議～ 開発許可取得			●————●		
無電柱化設計			●————●		
無電柱化工事				●————●	

### 1 事業概要

●所在地	奈良県奈良市鶴舞東町		
●都市計画	市街化区域 第一種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）		
●事業期間	令和 3（2021）年 4 月～令和 8（2026）年 12 月竣工予定		
●開発事業者	近鉄不動産株式会社 大林新星和不動産株式会社	●開発許可権者	奈良県奈良市
●電線管理者	関西電力送配電株式会社、NTT 西日本株式会社、 近鉄ケーブルネットワーク株式会社		
●開発用途	住宅系	●開発面積	50,525 ㎡
●戸数	共同住宅：4 棟（総戸数 481 戸）、戸建：88 戸		
●開発道路	開発道路① 道路延長：518m 道路幅員：6 m 歩道なし 開発道路②（歩専道） 道路延長：50m 歩道幅員：4 m		

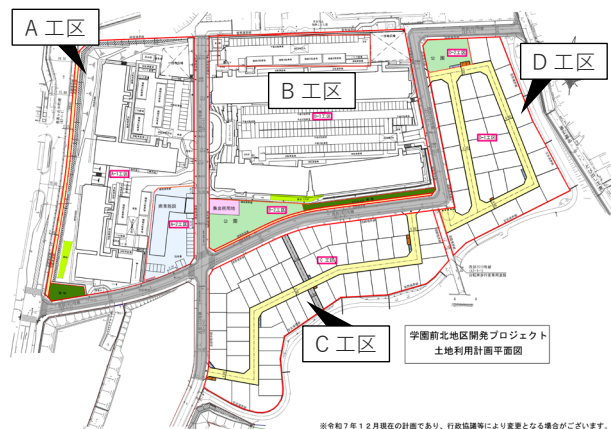
### 事業経緯

令和 3（2021）年 4 月	当該地区の開発構想に着手
令和 5（2023）年 3 月	電線管理者との事前協議開始
令和 6（2024）年 10 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 7（2025）年 7 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 7（2025）年 8 月	工事着手
令和 8（2026）年 12 月	工事完了（令和 10（2028）年 4 月以降順次引き渡し予定）

開発事業現地写真



土地利用計画図



- ※C 工区、D 工区の道路（薄黄色部分）の無電柱化とともに、開発区域内全体において既設電柱を抜柱予定
- ※開発区域内の幹線道路（灰色部分）は既に無電柱化済み

## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式		
●無電柱化工法	管路直接埋設構造		
●対象路線	無電柱化路線① 道路延長：518m 道路幅員：6 m 歩道なし 無電柱化路線②（歩専道） 道路延長：50m 歩道幅員：4 m		
●地上機器	緑地内や交差点隅切部等(公共用地)に設置 (16 基 (1 基×6 箇所、2 基×5 箇所))		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用なし
●無電柱化費用	-		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（奈良市）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（奈良市）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（奈良市）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 関西電力送配電 【通信に係る設備】 NTT 西日本・近鉄ケーブル ネットワーク株式会社	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 関西電力送配電 【通信に係る設備】 NTT 西日本・近鉄ケーブル ネットワーク株式会社	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 関西電力送配電 【通信に係る設備】 NTT 西日本・近鉄ケーブル ネットワーク株式会社

## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【まち全体の価値や防災性の向上を図るために無電柱化を採用】

- ・当該地区周辺は古くから、開発事業者が多くの住宅開発を手掛けていた高級住宅街であり、まち全体の価値向上や防災性の向上を図るために無電柱化を実施した。
- ・開発区域内には、将来需要を見越した電線の高架されていない電柱が残置されていた中で、開発区域内の2つの幹線道路が既に無電柱化されていたことを踏まえ、既設電柱の抜柱を含む区域内全域の無電柱化に取り組んだ。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【維持管理のしやすさを見据えた部材の選択】

- ・本開発事業にて整備した無電柱化路線は、将来的に道路管理者へ移管予定となっている。
- ・このため、道路管理者が将来的に維持管理しやすいよう、市内の既無電柱化路線と鉄蓋の鍵等の部材を統一しており、災害発生時等の迅速な緊急対応が可能となっている。

### 【既存無電柱化設備の活用によるコスト削減】

- ・開発区域内の2つの幹線道路は、電線共同溝方式による無電柱化整備が行われていた。これを受け、幹線道路に面する宅地は、当該無電柱化設備を活用して引き込みを行っている。
- ・配線計画にあたっては、無電柱化設備を可能な限り増設せず、既存の電線共同溝における空孔を活用することでコスト削減を図っている。

## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
開発構想 (2021.4～)	●————●						
電線管理者との協議		●————●					
関係者との下協議		●————●					
32条協議～ 開発許可取得				●————●			
無電柱化設計		●————●					
無電柱化工事 (2026.12 予定)					●————●		

## 1 事業概要

●所在地	長野県御代田町大字馬瀬口字入向原 1816 番 2 外 48 筆		
●都市計画	市街化区域 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)		
●事業期間	令和 5 (2023) 年 8 月～令和 9 (2027) 年 4 月竣工 (予定)		
●開発事業者	株式会社大建	●開発許可権者	長野県
●電線管理者	中部電力パワーグリッド株式会社、NTT 東日本株式会社		
●開発用途	住宅系	●開発面積	51,406 m <sup>2</sup>
●戸数	戸建：100 戸 (予定)		
●開発道路	開発道路① 道路延長：410.2m 道路幅員：10m 歩道幅員：3.5m 開発道路② 道路延長：231.2m 道路幅員：9m 歩道幅員：3.0m 開発道路③ 道路延長：576m 道路幅員：6m 歩道なし		

### 事業経緯

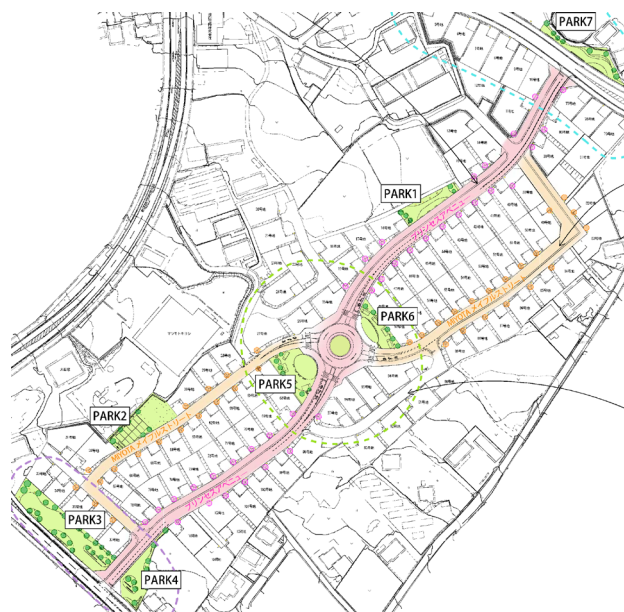
令和 5 (2023) 年 8 月	当該地区の開発構想に着手
令和 6 (2024) 年 2 月	電線管理者との事前協議開始
令和 6 (2024) 年 10 月	都市計画法第 32 条に基づく協議開始
令和 7 (2025) 年 3 月	都市計画法第 29 条の開発許可取得
令和 7 (2025) 年 5 月	工事着手
令和 9 (2027) 年 4 月	工事完了・引き渡し予定

開発事業現地写真



※図は検討段階のイメージパース

土地利用計画図



## 2 無電柱化の概要

●整備方式	要請者負担方式		
●無電柱化工法	管路直接埋設構造		
●対象路線	無電柱化路線①	道路延長：410.2m	道路幅員：10m 歩道幅員：3.5m
	無電柱化路線②	道路延長：231.2m	道路幅員：9m 歩道幅員：3.0m
	無電柱化路線③	道路延長：576m	道路幅員：6m 歩道なし
●地上機器	歩道用地や公園用地、防火水槽用地（公共用地）に7基設置		
●託送供給等約款の適用	適用	●無電柱化まちづくり促進事業の適用	適用
●無電柱化費用	約 178 万円/戸（電線管理者負担分を除く） 約 80 万円/戸（開発事業者負担分）		

### 無電柱化整備に関する役割分担

施工	維持管理	費用負担
●開発道路 開発事業者	●開発道路 道路管理者（御代田町）	●開発道路 開発事業者
●特殊部・管路部 開発事業者	●特殊部・管路部 道路管理者（御代田町）	●特殊部・管路部 開発事業者
●引込管・引込設備 開発事業者	●引込管・引込設備 道路管理者（御代田町）	●引込管・引込設備 開発事業者
●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 中部電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 中部電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本	●地上機器・ケーブル 【電力に係る設備】 中部電力 PG 【通信に係る設備】 NTT 東日本

### 無電柱化整備写真



## 3 無電柱化に取り組んだ経緯

### 【町が誇る景観形成やまちのブランディング向上のため無電柱化を採用】

- ・当該地区は町役場の移転に伴う跡地活用にあたり、人口の定着につながる良好な居住環境の整備に向けて、公募型プロポーザル方式による入札が実施された。
- ・町が誇る浅間山や八ヶ岳の展望等の景観形成や、まちの安全性やブランディング向上を図るために、上記入札時に開発事業者から提案のうえ、要請者負担方式にて無電柱化に取り組んだ。

## 4 無電柱化実施上のポイント

### 【地方公共団体側との協力体制の構築】

- 地方公共団体側が、NPO 法人開催の無電柱化に関する勉強会等に意欲的に参加するなど、無電柱化に関する情報収集を積極的に行っていた。
- 開発事業者側から無電柱化実施の提案を受けた中で、今後も継続的に開発事業における無電柱化を推進するために、地方公共団体側でも無電柱化まちづくり促進事業の活用に向けた各種調整を進める等、地方公共団体が開発事業者との協力体制を構築している。



### 【将来的な電柱の建柱抑制に向けた路線指定】

- 開発区域内の開発道路は、要請者負担方式による無電柱化を実施後、無電柱化設備を含めて道路管理者へ道路移管を予定している。
- 当該道路の将来的な建柱抑制に向けて、道路移管後に長野県が策定する長野県無電柱化推進計画の「電線共同溝を整備すべき道路」への指定を目指している。

## 5 無電柱化整備に係るスケジュール

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度
開発構想	●————●				
電線管理者との協議		●————●			
関係者との下協議		●————●			
32条協議～ 開発許可取得			●————●		
無電柱化設計		●————●			
無電柱化工事			●————●		

## 開発事業における「無電柱化 Q&A」

### 【無電柱化に関する指導】

Q1

・都市計画法第 32 条の公共施設管理者との協議には、開発許可権者が関与しない場合が多いが、開発事業における無電柱化は開発実務担当者が指導すべきか。

A

- ・開発実務担当者は、開発事業者と最初に協議・調整を行う立場であることから、開発事業に係る下協議を進める際に、「無電柱化法第 12 条」及び「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2」に基づき、開発事業においても原則無電柱化を行うことが求められる旨の指導をお願いいたします。
- ・なお、道路管理者等の公共施設管理者においても、前述の関係法令の趣旨を踏まえ、都市計画法第 32 条に基づく協議では無電柱化の実現に向けて、開発事業者への指導をお願いいたします。

Q2

・無電柱化の指導にあたって、地方公共団体及び開発事業者のメリット・デメリットを教えてください。

A

#### 【地方公共団体】○：メリット、△：デメリット

- ：電柱倒壊等のリスク解消による安全性の向上、景観のよい街並み形成、快適な歩行空間の確保、インフラ設備の信頼性の向上 等
- △：従来の開発事業に係る協議に加え、無電柱化に係る協議が増える、無電柱化設備の移管を受けた場合の維持管理負担 等

#### 【開発事業者】○：メリット、△：デメリット

- ：無電柱化によるまちの資産価値の向上、まちのブランド化による販売促進 等
- △：無電柱化整備費用の増加（宅地分譲価格の上昇）、従来の開発事業に係る協議に加え、無電柱化に係る協議が増える 等

※メリット・デメリットについては、地方公共団体及び開発事業者へのヒアリングより引用

※なお、電線管理者においては、電柱倒壊等による停電、通信の途絶リスクの低減による供給信頼度の向上、電力及び通信レジリエンスの確保を図るため、無電柱化を推進しています。

Q3

・無電柱化の必要性や関心が低い地域において、どのように無電柱化の機運を高めながら指導すればよいか。

A

- ・無電柱化の必要性においては、中山間地や沿岸部等の地理的条件により無電柱化が困難な場合を除き、防災や景観、安全・安心、観光等の観点からまちづくりを行う上で重要な要素となります。そのため、無電柱化の必要性や意義をご理解いただき、安全で住みよい国土づくりに向けて、無電柱化の推進にご協力いただければと思います。
- ・また、機運を高める方策として、本ガイドラインにて無電柱化に取り組んだ開発事例を取りまとめた「事例集」を掲載していますので、そちらをご活用いただき、無電柱化による防災性・景観性・安全性に優れたまちづくり事例をご確認いただければと思います。（ガイドライン 83 頁以降参照）

## 【無電柱化に関する協議・調整】

Q4

・道路掘削工事着手の2年前までに開発事業の計画が確定していない（開発許可が取得できていない）場合は、どのように対応すればよいか。

A

- ・国土交通省都市局が発出する「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）」では、道路掘削工事着手の2年前までに一般送配電事業者等の関係事業者へ通知を行う旨が明記されています。
- ・しかしながら、「小規模（1ha未満）」かつ「2年未満の短期間」で事業完了まで行う開発事業が大半を占めることから、**予備設計に着手する段階もしくは当該事業において無電柱化を行う意思が定まった段階で一般送配電事業者等の関係事業者への通知を行うことが望ましい**です。
- ・なお、開発許可権者においては、前述の技術的助言において「工事着手までの期間が2年未満の場合でも災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施がなされることが望ましい」としていることから、無電柱化実現に向けた指導をお願いいたします。

Q5

・「無電柱化に係る協議の長期化」が課題となっているが、短縮できる方法はあるか。また、協議の長期化に関する要因と対策はどのようなものがあるか。

A

- ・無電柱化に係る協議が長期化する要因とその対応方策は、以下が想定されます。
  - ①地上機器の設置に関する協議  
⇒道路区域内（歩道等）に地上機器を設置することが困難な場合、地上機器の設置に関する協議が長期化する事例が見受けられます。そのため、地方公共団体との協議を踏まえ、公園等の公共施設用地に設置場所を確保する他、歩行者専用道路や緑道に設置場所を確保する、あるいは宅地の一部を削り、地上機器設置場所として確保する等の対応方策が考えられます。
  - ②無電柱化設備の維持管理に関する協議  
⇒開発事業で用いられる「要請者負担方式」において、無電柱化設備の維持管理区分は要請者（開発事業者）、道路管理者、電線管理者との協議による関係者間の合意で決定されることとなるため、維持管理区分に関する合意形成で時間を要する事例が見受けられます。そのため、無電柱化設備の維持管理に関する条例等を事前に設定する、覚書や協定等の締結により維持管理区分を明確にする等の対応方策が考えられます。
  - ③無電柱化設備の規格等に関する協議  
⇒開発事業者が無電柱化設備（地上機器及び電線等を除く）の整備費用を負担することとなるため、事業採算性を鑑みた上で可能な限り低コスト手法や低コスト材の活用を求める傾向にあります。新たな材料や工法を使用する低コスト手法等の活用にあたっては、道路管理者や電線管理者は設備の維持管理やサービス提供に支障がないか確認や検討が必要となり、協議に時間を要するため、早期に道路管理者や電線管理者との協議を始めることが重要です。

## 【無電柱化に関する協議・調整】

**Q6** ・無電柱化を進めるにあたっての具体的な手続きの内容を教えてください。

- A**
- ・開発事業において無電柱化を進めるにあたっては、一般的な開発事業に関する関係者協議等（事前相談、下協議、都市計画法第 32 条に基づく協議、都市計画法第 29 条の開発許可等）に合わせて、無電柱化に関する協議（整備方針や対象路線、工法、維持管理及び費用区分等）を行うこととなります。
  - ・また、ケースバイケースにはなりますが、地方公共団体によっては、地方公共団体が作成する無電柱化推進計画へ開発事業に基づき新設される道路を無電柱化対象路線として位置付ける場合があります。その場合、無電柱化推進計画の更新、各ブロックの無電柱化推進協議会での審議・承認、道路認定手続き（議会対応）等の手続きが必要となります。

**Q7** ・要請者負担方式で無電柱化した道路を自治体が移管を受ける場合、自治体内で無電柱化設備の管理主体や維持管理方法等を整理するために、移管を受けた道路を電線共同溝を整備すべき路線として指定（以下、「路線指定」という。）することは可能か。

- A**
- ・要請者負担方式で無電柱化した道路について、開発道路の整備後に路線指定することも可能です。
  - ・路線指定にあたっては、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県地方部会との調整が必要となることから、開発事業のスケジュールも見据え、手続きフロー等について事前に調整しておくことが重要です。
  - ・路線指定を行う予定の道路であっても、交付時点で路線指定されておらず、要請者負担方式で整備される場合は、無電柱化まちづくり促進事業の交付要件のうち「電線共同溝方式によらずに行われるものであること」を満たすこととなります。

## 【無電柱化に関する事例】

**Q8** ・無電柱化に際し、上下水道やガス等の事業者間で連携した事例を教えてください。

- A**
- ・茨城県守谷市及び東京都杉並区の宅地開発事例において、水道やガス管路等を整備する際に、同時期に電線管路を整備する施工を実施した事例があります。
  - ・本ガイドラインに無電柱化と他のインフラ埋設の同時施工例を掲載しておりますので、そちらをご確認いただければと思います。（ガイドライン 42 頁参照）

**Q9** ・小規模な開発事業で無電柱化した事例があれば、教えてください。

- A**
- ・兵庫県宝塚市での宅地開発事例において、迂回配線を採用して無電柱化を実施した事例があります。なお、詳細については、本ガイドラインの「事例集」をご参照ください。（ガイドライン 113 頁参照）
  - ・また、都心部等で行われる小規模な開発事業では、道路認定を行わず、私道として無電柱化を実施した事例があります。この事例の場合は、無電柱化の整備を開発事業者が実施し、維持管理を地域住民が実施しています。

## 【無電柱化に関する整備費用】

**Q10** ・私道で無電柱化をした場合、大幅なコスト削減が図られる理由は何か。

A

- ・公道における無電柱化の場合は、一般的に電線共同溝方式または電線共同溝並みの無電柱化設備の規格・構造が求められる場合が多いことから、整備費用が高くなる事例が見受けられます。
- ・一方、私道の場合は、開発事業者及び電線管理者との協議の中で、電力供給に支障のない範囲内で無電柱化設備の低コスト化を図ることができるため、公道での無電柱化と比較した場合、コスト削減が可能になると考えられます。ただし、私道で無電柱化を実施する場合には、維持管理を地域住民に委ねる場合がありますので、関係者間で十分に協議・調整を行う必要があります。

**Q11** ・開発事業における無電柱化の具体的な整備費用を知りたい。

A

- ・本ガイドラインにおいて、低コスト手法を活用した無電柱化のケーススタディを実施していますので、ご参照ください。(ガイドライン 53 頁参照)
- ・なお、具体的な整備費用については、当該事業予定地の周辺状況や土地利用計画、無電柱化設備の規格・構造等により変動する場合がありますので、電線管理者と協議・調整を図ることが重要です。

**Q12** ・無電柱化費用の低減を図るため、低コスト手法を活用したいが、低コスト手法の耐久性等は問題ないか。

A

- ・国土交通省道路局にて、低コスト手法に関する試験及び検証を実施しています。例えば、管路直接埋設構造については、交通量が少ない道路では小型管（ $\phi 150\text{mm}$  未満）を下層路盤に埋設可能、 $\phi 150\text{mm}$  以上の管路についても路床内であれば舗装への影響はないとの試験結果が示されています。
- ・詳細については、国土交通省道路局が発出する「無電柱化のコスト縮減の手引き」をご参照ください。

**Q13** ・地上機器のコンパクト化や仕様の統一はできないか。

A

- ・現在、「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」をはじめ関係者間で地上機器の仕様統一化の検討を進めています。
- ・これまで各社の個別仕様によりコストが異なる、必要な工具等が異なるといった状況でしたが、仕様の合理化による製造原価の低減や共通化に伴うスケールメリットによりコスト低減・生産性の向上が期待できます。
- ・また、個別仕様を取りやめることにより、復旧資材の共通化等が可能となります。

**Q14** ・各電力会社の管内で採用できる工法や設備が異なるが、共通して採用できる工法や設備（特に低コスト手法）はあるか。

A

- ・国土交通省道路局が発出する「無電柱化のコスト縮減の手引き（令和6年3月）」に記載されている工法・設備であれば、いずれの電力会社の管内でも採用可能です。
- ・開発事業者が採用を検討している工法及び設備があれば、電線管理者へ適宜相談していただければと思います。ただし、一部技術的な観点から採用できない場合もあります。
- ・また、海拔が低い箇所や河川の氾濫や高潮等により、地上機器が浸水して停電するリスクがある地区については、ソフト地中化等を採用することをご検討ください。

### 【無電柱化に関する整備費用】

**Q15** ・無電柱化に係る費用は一般家庭が支払う電気料金に転嫁されているか。

**A**

・無電柱化に係る費用を含め、一般送配電事業者が事業運営に必要となる費用については、電気料金の一部である「託送料金」に含まれています。

**Q16** ・「地中化による電力供給」では、架空線による電力供給との差額負担金の支払いが発生する。無電柱化を検討する上で整備費用を早期に把握する必要があるため、早めに情報提供いただくことは可能か。

**A**

・託送供給等約款の改定により、都市計画法第 29 条の開発事業を含む「市街地開発事業等」による無電柱化については、電気設備（地上機器・ケーブル）整備に必要な費用は電気事業者による負担となるため、従来開発事業者が支払っていた差額負担金はありません。

・ただし、管路部・特殊部等の設計費及び施工費については、託送供給等約款の適用範囲には含まれていないため、道路管理者や電線管理者と協議・調整を行うことが必要です。

### 【無電柱化の施工】

**Q17** ・無電柱化設備の施工は、電線管理者が指定する施工業者へ委託する必要があるか。

**A**

・管路部や特殊部の施工について、開発事業者が実施する場合は電線管理者が指定する施工業者へ委託する必要はありません。

・ただし、ケーブルの入線や地上機器設置に係る施工については、電線管理者が実施することとなります。他工種の施工との稼働調整が必要となる場合がありますので、施工時期の調整を早めにご実施していただくよう、お願いいたします。

**Q18** ・無電柱化設備の施工にあたり、道路の再掘削を回避するための施工手順を知りたい。

**A**

・開発道路の地下に埋設する管路部や特殊部、各宅地への引込管路を住宅建築前に完了すると住宅建築時にケーブル入線工事のみとなるため、道路の再掘削を回避することができます。

・なお、無電柱化設備の施工の完了前に住宅建築に着工すると、電力供給のための仮設電柱やケーブルの設置が必要となること、仮設設備撤去時に道路の再掘削が必要となることとなり、コストの増加・工期の長期化の要因となるため、施工の際は留意してください。

### 【無電柱化の維持管理】

**Q19** ・緊急時や特殊部の維持管理時に必要な機器（施錠用の鍵等）は誰が管理するのか。

**A**

・管路部や特殊部等を開発事業者（宅地購入者含む）が維持管理する場合は、当該地区の状況（自治会設置、協定の締結等）を踏まえて、管理者を事前に決定しておく必要があります。

・また、自然災害や自動車衝突等により管路部、特殊部、地上機器等の緊急工事が必要な場合に備えて、電線管理者と必要な機器（施錠用の鍵等）の管理方法や緊急時の連絡体制等を密に調整しておく必要があります。

【その他】

Q20

・ガイドラインの公表等に合わせ、地方公共団体が作成する無電柱化推進計画へ反映すべき事項等はあるか。

A

・地方公共団体が独自に作成する無電柱化推進計画に対して、反映が必須な事項はありません。  
・ただし、無電柱化法第 12 条を踏まえ、各開発許可権者がお持ちの開発行為に関する技術基準等へ反映していただくと、開発事業における無電柱化をより一層推進することができますので、ご検討いただければと思います。

Q21

・開発事業者や地方公共団体、電線管理者のみならず、無電柱化設備のメーカー等も参画できる交流の場があれば、より一層無電柱化を推進できると思う。

A

・国土交通省都市局では、今後も引き続き開発事業における無電柱化を推進するため、開発事業者や地方公共団体、無電柱化に関する各種事業者との交流の機会を創出できればと考えていますので、引き続き、よろしく願いいたします。

## (参考) 開発事業における無電柱化に関する「協定書」

開発事業における無電柱化を円滑に実施するにあたって、関係者間で「無電柱化に関する協定書（以下、「協定書」という。）」を締結する場合があります。そこで、本ガイドラインでは実務担当者が円滑に協議・調整を行うための参考資料として、一般的な協定書のひな形を取りまとめました。

なお、必ずしも以下の内容による必要はなく、また、協定書を締結しない場合もありますので、各主体間で調整の上、本ひな形の活用をご判断ください。

### 【無電柱化に関する協定書の概要及び締結の目的】

開発事業における無電柱化は、事業の企画・検討段階から維持管理段階まで、それぞれの段階で地方公共団体や開発事業者、電線管理者等多くの主体が関係します。要請者負担方式における各無電柱化設備の施工や費用負担、維持管理主体は、無電柱化設備の計画段階や設計段階等における各主体との協議の中で合意し決定しますが、その合意内容について、「協定書」として関係する主体間で明文化して取り交わす場合があります。

なお、協定書は開発事業における無電柱化において必ず締結する必要のあるものではなく、場合によっては合意時の議事録を協定書の代わりに証跡として活用することもあります。

開発事業の無電柱化における一般的な「協定書」の目的は以下のとおりです。

#### ①合意内容を明確にする

協定書は、各主体の合意内容を記すものであり、どのような条件で合意したかをまとめておくことが大切です。各主体の役割分担や費用分担などを明確にします。

#### ②トラブルが発生した際、合意内容の証拠として活用する

各主体の間でトラブルが生じた場合、双方の意見や解釈の違い、誤解によって、トラブルが長期化してしまう可能性があります。そこで、あらかじめ協定書に合意内容や対処の方法を明文化しておくことで、その内容に従って対応することができます。これにより、トラブルを迅速かつ円滑に問題を解決することが期待できます。

#### ③地方公共団体内の庁内調整や電線管理者の社内調整を円滑に進める

無電柱化設備の整備・移管にあたって、地方公共団体や開発事業者、電線管理者等各主体との協議・調整を円滑に進めることが必要です。また、協議内容や合意事項を明確にした協定書を作成することにより、各主体内での確認・調整を円滑に進めることが期待できます。

### 【協定書の種類】

開発事業における協定書には、施工主体、費用負担、維持管理等を包括的に締結する「基本協定書」と、維持管理に係る詳細な事項を締結する「維持管理協定書」の2種類が活用されることが一般的です。

締結する主体、締結する内容等を勘案のうえ、「基本協定書」又は「維持管理協定書」の片方、もしくはこれら両方の協定書を締結するのか適宜使い分ける必要があります。

種類	締結する目的
基本協定書	各主体（地方公共団体、開発事業者、電線管理者）と地中化工事に関する電線類、地中管路等の財産区分、費用負担区分、維持管理等についての必要な事項を定め、的確な業務処理と円滑な工事遂行を目的とした協定書
維持管理協定書	各主体（地方公共団体、開発事業者、電線管理者、土地所有者等）と区域内における地中管路等、電線類の維持管理に関する協定を締結することにより、電線類・地中管路等の安全かつ円滑な管理を図ることを目的とした協定書

## 【協定書の一般的な構成】

協定書の一般的な構成を以下のように示します。取り決めるべき項目によって、条数は増減しますので、各主体と協議のうえ検討してください。

### ①協定書の名称

協定書の内容がわかりやすい名称をつけます。1つの事業でも協定書の種類が多い場合は、区別がつきやすいよう工夫します。

例：●●開発事業地内の無電柱化の地中管路等に関する協定書、●●市●●地区における電線類の地中化及び通信等の地中線供給に関する協定書

### ②前文

前文とは、本文に入る前の要約のことをいいます。無電柱化事業の協定書においては、開発事業の概要や、協定書を締結する各主体の名称等について記載することが多いです。

例：●●県●●市（以下「甲」という。）、●●電力株式会社（以下「乙」という。）、●●通信株式会社（以下「丙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丁」という。）及び●●不動産株式会社（以下「戊」という。）とは、戊の施行する開発事業（以下、「事業」という。）に伴う電線類の地中化工事（以下「地中化工事」という。）に関して次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### ③条文

各主体の間で取り決めておくべき事項を箇条書きにして挙げ、その事項ごとに第〇条として条数を付して列記します。それぞれの事業によって取り決めるべき事項に合わせて条文を作成します。

例：第1条 本協定は、●●地区開発事業の実施に伴い要請者負担方式で実施する地中化工事に関する電線類、地中管路等の財産区分、費用負担区分、維持管理等についての必要な事項を定め、的確な業務処理と円滑な工事遂行を目的とする。

#### **④締結年月日**

協定を締結した年月日を記入します。これは、協定を締結した時点で、協定内容に係る法律が有効期間内であったか否かの判定基準となります。

#### **⑤署名**

各主体が署名・記名、押印します。

### **【協定書締結に当たっての留意点】**

協定書にて取り交わす事項は費用負担を始めデリケートな内容が含まれており、当事者にとって不利益が生じることもありますので、慎重に精査して条文を作成することが必要です。以下に、協定書の締結にあたり注意すべき事項を整理します。

#### **① 合意内容が明確な条文・文言で作成されているか**

協定書に示した内容が不明確であると、解釈によっては異なる見解になる場合があります。そのため、各記載の当事者を明確にするとともに、当事者が同じ内容を理解できるよう、簡潔で明確な文言で条文を作成することが必要です。

#### **② 当事者にとって不当に不利益な条項が含まれていないか**

無電柱化事業は多くの主体が関わることから、各主体自身が協定書の内容について丁寧に確認することが必要です。また、可能であれば協定書の内容が法的に問題ないか、各主体それぞれの法務担当者や顧問弁護士等に確認してもらうことが望ましいです。

具体的には、最新の法律に対応しているか、特定の主体のみに過度な利益または不利益をもたらす条項が盛り込まれていないか等を確認し、トラブルや損害を未然に防ぐことが重要となります。

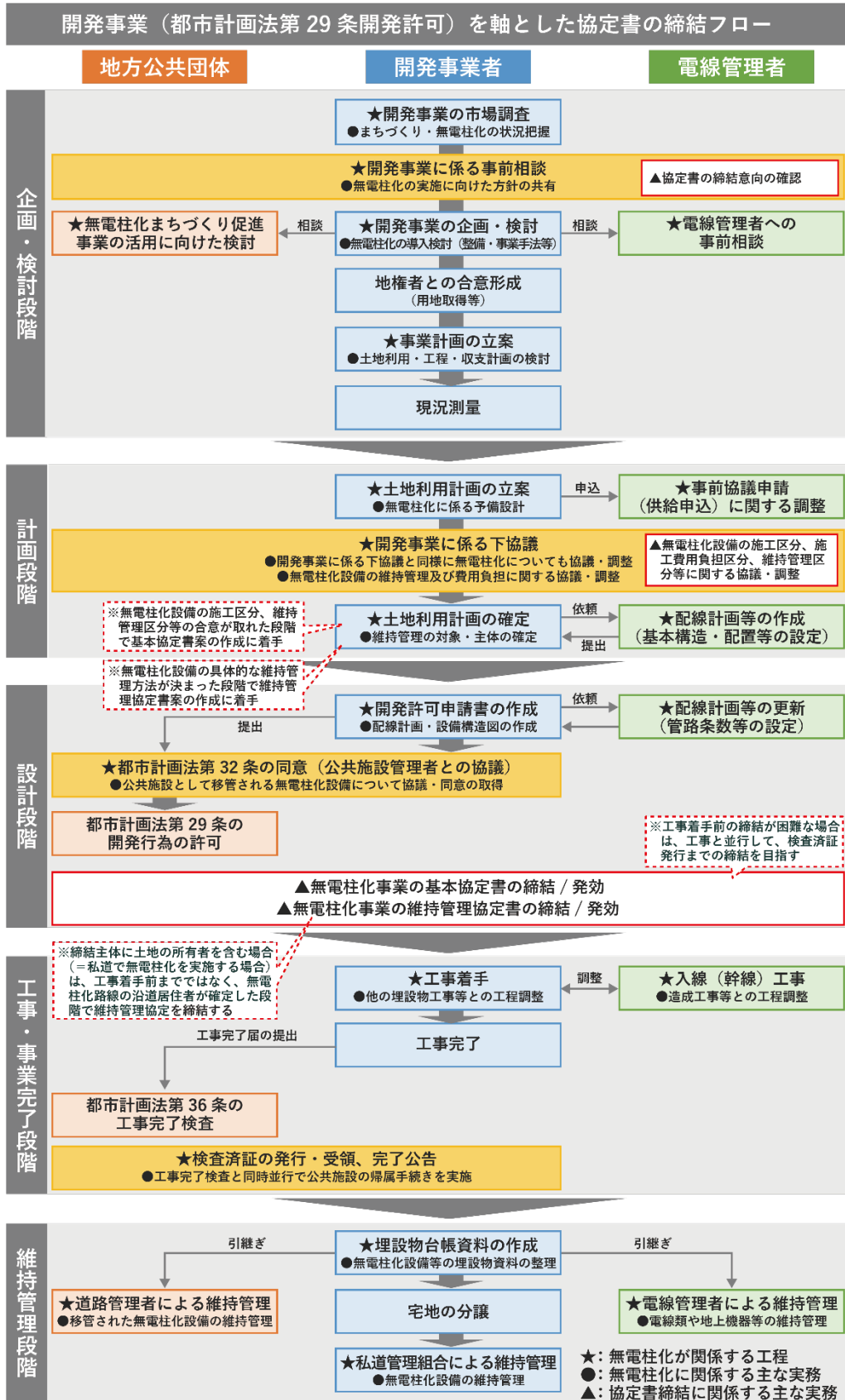
#### **③ 重要なチェックポイント**

協定書作成にあたっての重要なチェックポイントは、以下のとおりです。

- 協定の内容が明確になっているか
- 協定の内容が過不足なく記載されているか
- 内容が矛盾している条項はないか
- 各締結主体にとって不当に不利な条項はないか
- 法令に違反している条項又は無効な条項はないか
- 他の行政手続と整合が取れているか
- トラブルを想定した対策が盛り込まれているか
- 将来的な宅地譲渡時の権利や義務の承継について調整されているか

## 【協定書の締結フロー】

本ガイドライン第4章に記載の開発事業における無電柱化の実施フローをベースに、協定書の締結に向けたフローを整理します。



## 【協定書のひな形】

「基本協定書」及び「維持管理協定書」の締結事項を整理のうえ、各協定書に記載が必須と想定される項目（基本事項）を「協定書の一般的な構成」で整理した構成に沿って体裁を取りまとめた、**協定書のひな形**を以下に示します。ここでは無電柱化路線の道路種別により、①無電柱化路線を地方公共団体に移管する「将来的な公道」、②宅地購入者等が無電柱化路線の維持管理を行う「私道」、の2パターンの基本協定書及び維持管理協定書のひな形を整理しました。

実際に協定書を作成する上では前述の通り、協定書に記載する事項や各条文の内容を、協定書を締結する各主体と協議・調整のうえ検討する必要があることに留意してください。また、協定書のひな形に記載のない事項については、後述の「協定書の任意事項の記載例」も参考にさせていただきながら、ひな形をベースに開発事業の状況に応じて協定書として取りまとめてください。

### 協定書の締結事項の整理

- ・基本協定書 …P.151～152
- ・維持管理協定書…P.153

### 将来的な公道（無電柱化路線を地方公共団体に移管）を無電柱化する場合の協定書ひな形

- ・基本協定書 …P.154～160
- ・維持管理協定書…P.161～165

### 私道（宅地購入者等が無電柱化路線を維持管理）を無電柱化する場合の協定書ひな形

- ・基本協定書 …P.166～171
- ・維持管理協定書…P.172～175

## 【基本協定書の締結事項例】

項 目	概 要	記載の想定	
		公道の 無電柱化	私道の 無電柱化
<b>「総論」に関する項目</b>			
目的	・基本協定書の目的を示します。	◎	◎
地中線供給の 実施範囲	・協定の適用範囲として、地中管路等を整備する範囲等 を示します。必要に応じて図面等を別紙で作成しま す。	◎	◎
用語の定義	・協定書内で使用する「電線類」や「本体管路」等 の用語を定義します。	◎	◎
相手・第三者に 対する損害	・協定書に定める義務に反した場合や工事に起因する 損害が発生した場合の、相手方や第三者への損害の 賠償について整理します。	◎	◎
有効期限	・協定の有効期限を示します。	◎	◎
反社会的勢力 の排除	・協定締結者の各主体が反社会的勢力ではないことと、 違反した場合は協定を解除することを示します。	◎	◎
本協定の解除	・協定の解除に係る事項を示します。	◎	◎
法令の遵守	・協定実施にあたり各種法令（道路関係諸法令や電気・ 通信関係諸法令等）を遵守することについて示しま す。	○	○
工事説明及び 苦情の処理	・実施する工事に関する説明及び苦情等への対応を示 します。	○	○
守秘義務	・協定履行に際し知り得た相手方の技術や情報につい て、第三者に漏洩してはならないこと等を示します。	○	○
施工委託	・引込管等工事等の委託について示します。	○	○
委託協定の締結	・施工委託時の委託協定について示します。	○	○
委託費の算定	・施工委託時の委託費の算定について示します。	○	○
消費税及び 地方消費税	・施工委託時の消費税の支払いについて示します。	○	○
その他	・協定に定めのない事項や、履行する上で疑義が生じた 場合の対応を示します。	◎	◎
<b>「費用」に関する項目</b>			
費用負担	・電線類や地中管路等の工事に要する費用について、負 担する区分を示します。	◎	◎
民地内管路及び 宅地内柵の使用料	・電線類を整備する際に、民地内の管路及び宅地内柵を 無償で使用できることを示します。	◎	◎
占用許可並び に占用料等	・電線類設備に関する占用許可と占用料の請求を示し ます。	○	—
<b>「設計」に関する項目</b>			
施工区分	・電線類や地中管路等の工事種別ごとに施工する主体 を示します。	◎	◎
電力設備容量	・地中線供給範囲内の電力最大出力（戸数×電力）や自 家発電設備等の容量を記載するとともに、計画容量 を超え追加費用が発生した場合の費用負担について 示します。	◎	◎
設備の設置 場所	・地中送電設備の設置位置等について、協定締結者間で 協議・調整することを示します。	◎	◎
地中管路等の 技術基準	・地中管路等の構造について、協定締結者間で協議・調 整することを示します。	◎	◎

### 【凡例】

- ◎：地区の特性、事業の特性に関係なく協定書の記載する項目として記載が必須と想定される「基本事項」  
○：地区の特性、事業の特性により、協定書の記載する項目として記載が想定される「任意事項」

項 目	概 要	記載の想定	
		公道の 無電柱化	私道の 無電柱化
<b>「施工」に関する項目</b>			
改修・移設時の 費用負担	・地中化供給区域内の設備の改修・変更・移設等が生じた場合の工事主体や費用負担について示します。	◎	◎
設備形成及び 保守・保安に関 する協力事項	・設備の形成や保守・保安に向けて、開発計画、需要規模、工事工程等について、協定締結者間で計画的に工程調整することを示します。 ・区域内設備の点検作業や停電・障害復旧（緊急）作業時の対応を示します。	◎	◎
<b>「権利・占用」に関する項目</b>			
財産及び責任 区分	・地中管路や電線類の財産区分や責任区分を示します。	◎	◎
地中管路等の 使用	・それぞれの電線管理者がどの地中管路等を使用するのかを示します。	◎	◎
道路の占用	・地中管路等に電線類を設置し使用する場合は道路の占用許可申請について示します。	◎	—
地中管路の 移管	・地中管路の引き渡しは、工事完了届を提出し検査の合格をもって完了することを示します。	○	—
権利、義務の 承継	・宅地等を譲渡する場合の協定に定める権利義務の承継について示します。 ・事業を他の事業主体に移管する場合の権利義務の継承について示します。	◎	◎
<b>「維持管理」に関する項目</b>			
維持管理	・地中管路等や電線類等の維持管理区分及び、維持管理区分に基づく費用負担について示します。 ・開発道路を地方公共団体に移管する場合、移管前後の維持管理区分等を示します。 ・維持管理協定書を別途締結する場合、基本協定書と維持管理協定書の関係性を示します。	◎	◎
維持管理協定	・維持管理に関する協定書を別途締結することを示します。	○	○
<b>【凡例】</b>			
◎：地区の特性、事業の特性に関係なく協定書の記載する項目として記載が必須と想定される「基本事項」			
○：地区の特性、事業の特性により、協定書の記載する項目として記載が想定される「任意事項」			

## 【維持管理協定書の締結事項例】

項 目	概 要	記載の想定	
		公道の 無電柱化	私道の 無電柱化
<b>「総論」に関する項目</b>			
目的	・維持管理協定書の目的を示します。	◎	◎
協定の適用範囲	・協定の適用範囲として、地中管路等を整備する範囲等を示します。必要に応じて図面等を別紙で作成します。	◎	◎
用語の定義	・協定書内で使用する「電線類」や「本体管路」等の用語について定義します。	◎	◎
損害又は紛争の処理	・地中管路等、電線類の維持管理の瑕疵や工事等に起因する、第三者への損害や紛争への対応を示します。	◎	◎
有効期限	・協定の有効期限を示します。	◎	◎
反社会的勢力の排除	・協定締結者の各主体が反社会的勢力ではないことと、違反した場合は協定を解除することを示します。	◎	◎
本協定の解除	・協定の解除に係る事項を示します。	◎	◎
優先規定	・基本協定書と維持管理協定書を同時に締結し、協定書間に内容の相違があった場合の、規定の優先順位について示します。	○	○
その他	・協定に定めのない事項や、履行する上で疑義が生じた場合の対応を示します。	◎	◎
<b>「施工」に関する項目</b>			
改築・修繕等を目的とした占用工事の許可	・改築・修繕等を目的とした占用工事が必要な場合は、道路法第 32 条に基づき道路管理者からの許可が必要であることを示します。	◎	—
改築・修繕等を目的とした占用工事の施工	・改築・修繕等を目的とした占用工事に係る必要事項を示します。	◎	—
改築・修繕等を目的とした電線類に関する工事	・改築・修繕等を目的とした電線類等の工事に係る事項について示します。	—	◎
<b>「維持管理」に係る事項</b>			
維持管理区分	・地中管路等や電線類等の維持管理区分を示します。	◎	◎
点検の実施	・維持管理区分に基づく点検実施について示します。	◎	◎
費用負担	・維持管理区分に基づき、地中管路等や電線類等の維持管理に要する費用負担について示します。	◎	◎
特殊部の鍵の保管	・特殊部の入溝に必要な鍵の保管方法と、貸し出し方法について示します。	◎	—
台帳の作成及び保管	・地中管路の管理台帳の作成や管理について示します。	○	—
管理方法	・地中管路等の維持管理にあたっての安全確保等について示します。	—	◎
維持管理の方法	・地中管路等の維持管理の方法について示します。	—	○

### 【凡例】

◎：地区の特性、事業の特性に関係なく協定書の記載する項目として記載が必須と想定される「基本事項」

○：地区の特性、事業の特性により、協定書の記載する項目として記載が想定される「任意事項」

※本基本協定書ひな形は、要請者負担方式で、開発道路及び地中化設備を道路管理者に移管することを想定したもの。

## 開発事業における無電柱化 基本協定書

●●県●●市（以下「甲」という。）、●●電力株式会社（以下「乙」という。）、●●通信株式会社（以下「丙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丁」という。）及び●●不動産株式会社（以下「戊」という。）とは、戊の施行する開発事業（以下、「事業」という。）に伴う電線類の地中化工事（以下「地中化工事」という。）に関して次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、戊の事業に伴い要請者負担方式で実施する地中化工事に関する電線類、地中管路等の財産区分、費用負担区分、維持管理等についての必要な事項を定め、的確な業務処理と円滑な工事遂行を目的とする。

### （地中線供給の実施範囲）

第2条 地中線供給の実施範囲は、別紙1「地中線供給実施範囲」に定める区域（以下「本区域」という。）とする。

### （用語の定義）

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 道路とは、道路法上の道路及び事業によって新たに道路となる予定の土地をいう。
- （2） 地中送電設備とは、電線類及び地中管路、洞道等を指す。
- （3） 電線類とは、乙、丙及び丁が、甲の所有する地中管路等に収容される電気、通信ケーブル及びテレビ用ケーブル等をいう。
- （4） 地中管路等とは、乙、丙及び丁の電線類を収容するための地中に設ける下記の(ア)から(カ)をいう。
  - （ア） 本体管路とは、特殊部と特殊部を結ぶ管路をいう。
  - （イ） 特殊部とは、分岐部、接続部、横断部、及び地上機器部を総称していう。
  - （ウ） 連系管路とは、管路に収容された電線、通信線と電線管理者の既設電線、通信線とを結ぶために必要な管路のうち、本区域内に設ける管路をいう。
  - （エ） 連系設備とは、管路に収容された電線、通信線と電線管理者の既設電線、通信線を結ぶために必要な管路のうち、本区域外に設置する管路をいう。
  - （オ） 引込管路とは、民地等へ電線を引込むために必要な管路のうち、本区域内に設ける管

路をいう。

(カ) 引込設備とは、民地等へ電線を引き込むために必要な管路のうち、宅地内柵と宅地内柵までの宅地内配管をいう。

(5) 架空供給設備とは、架空電線や電柱などの地上に設置する供給設備を指す。

(施工区分)

第4条 乙、丙、丁及び戊は、次表に掲げる施工区分に基づき、工事を行うものとする。

工事種別	施工区分
電線類に係る工事	乙、丙、丁
本区域内の地中管路等に係る工事	戊
本区域外の連系設備、引込設備等に係る工事	乙、丙、丁、戊

2 前項の地中管路等の設計及び施工については、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して行うものとする。

(電力設備容量)

第5条 第2条に定める地中線供給範囲の電力最大容量は●●kVA以下（内訳：住宅●戸×●kVA）とし、自家発電設備については、●kVA（内訳：住宅●戸×●kVA）とする。なお、計画を超える容量や分筆により内訳の戸数が増加することで追加費用が発生する場合は、申出者が費用負担をすることとする旨を需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。

(設備の設置場所)

第6条 地中送電設備は、甲、乙、丙及び丁が技術的及び経済的に妥当と認める場所に、第4条の施工区分に基づき設置する。

2 宅地内柵を設置する場合の設置位置は、道路と宅地の境界付近とし、宅地内柵の蓋の開閉及び甲の作業に支障をきたさない位置とする。

3 地中送電設備のうち、甲が使用する管路は、道路敷の地中とする。

4 甲の地中送電設備は、道路敷等の官公有地または第2条に定める地中線供給実施範囲内の共用部分とする。

5 甲の地中送電設備を道路敷以外に設置するときは、予め、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して設置する。

(費用負担)

第7条 地中化工事に要する費用負担は、以下のとおりとする。

(1) 地中管路等に係る工事に要する費用は、戊が負担するものとする。

(2) 電線類に係る工事に要する費用は、下記の(ア)から(ウ)とする。

- (ア) 電線類および地上設置機器等に係る費用は、託送供給等約款を適用し、乙が費用負担とする。
- (イ) 通信類（ケーブルテレビなどを含む）は、丙、丁及び戊が協議して負担方法を決定する。
- (ウ) 別途、必要に応じて甲、乙、丙、丁及び戊が協議して費用負担契約書を締結するものとする。

(地中管路等の技術基準)

第8条 地中管路等の構造は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して、地中管路等の構造を決定する。

(財産及び責任区分)

第9条 財産区分及び責任区分は次のとおりとする。

- (1) 戊は地中化工事完了後、第4条の掲げる施工区分に基づき整備した地中管路等の施設を当該道路が戊から甲へ移管されると同時に、甲に帰属するものとする。
- (2) 戊は地中化工事完了後、第4条の掲げる施工区分に基づき整備した地中管路等の施設のうち、需要家の敷地内に設置する引込設備及び地上機器柵等を需要家へ引き渡すものとする。
- (3) 電線類（電力）の財産分界点は、●●の接続点（宅地内柵を設ける場合は宅地内柵を接続点）とし、財産分界点より需要家側の電力ケーブルは需要家が敷設し、需要家の所有とする。

(地中管路等の使用)

第10条 電力系の地中管路等は乙が使用し、通信系の地中管路等は、丙及び丁が共用するものとする。

(移管前の維持管理)

第11条 本協定締結日から、第9条（1）により、戊が甲へ地中管路等を移管するまでの間は、戊が地中管路等を常に良好な状態に維持できるようにするものとする。

- 2 前項により、戊が地中管路等に異常を発見したときは、速やかに、甲および関係者に報告するものとする。
- 3 第1項による、地中管路等を良好な状態に維持するための費用は、戊が負担するものとする。
- 4 本協定締結日から、第9条（1）により、戊が甲へ地中管路等を移管するまでの間、地中管路等の移設、増設、修繕等の工事が発生することが判明した場合の費用については、戊が負担する。

(移管後の維持管理)

第12条 本協定により整備した施設の維持管理は、次によるものとする。

- (1) 乙、丙及び丁が設置した電線は乙、丙及び丁がそれぞれ管理するものとする。
- (2) 地中管路等のうち民地に設置した地中管路等は、需要家が管理するものとする。なお、戊は民地に設置した引込設備の維持管理を需要家が行う旨を需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。
- (3) 地中管路等のうち、電柱から地中に配線するための立ち上がり部分の管路の管理については、甲、乙、丙及び丁が協議して決めるものとする。ただし、当該電柱については維持管理上著しく支障があると認められる場合等、真にやむを得ない事由を除き、原則として移設は認めないものとする。

(改修・移設時の費用負担)

第13条 甲、乙、丙、丁及び戊または需要家より第2条に定める地中線供給区域内の設備の移設または改修が必要な場合には、それに係る費用は原因者が負担し、所有者が施工する。

- 2 天災により設備の補修の必要が発生した場合には、当該設備の所有者が負担し施工する。
- 3 経年劣化により設備の補修の必要が発生した場合には、当該設備の所有者が負担し施工する。

(設備形成及び保守・保安に関する協力事項)

第14条 戊は甲、乙、丙及び丁に対し開発計画、需要規模、工事工程などについて十分な打合せを行い、計画的な工程調整に努力する。

- 2 乙、丙及び丁が、本区域内設備の点検作業や停電・障害復旧（緊急）作業などで宅地内樹等を開口する必要性が生じた場合、需要家は分岐樹付近の車両などを速やかに移動させ、作業スペースの確保等に協力する。
- 3 前項において緊急を要する場合、乙、丙及び丁は需要家に断ることなく各設備の設置場所へ立ち入ることができる。
- 4 需要家は、第2条の本区域において、不慮の停電や障害などのトラブルが発生した場合、地中線供給設備の取替工事は架空線供給設備と比較して、復旧に時間を費やすことがあることを認識するとともに、供給支障復旧のために必要な車両の出入り、作業などに協力することとする旨を需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。

(相手・第三者に対する損害)

第15条 甲、乙、丙、丁及び戊が本協定に定める義務に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方はその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが施工する本区域内の工事に起因して、第三者に損害を与

えた場合には、損害を与えた当事者が第三者と損害額を協議して対応する。

(道路の占用)

第16条 乙、丙及び丁は地中管路等へ電線類を設置し使用する場合は、甲(当該道路の戊から甲への移管後)に対して、道路法第32条第1項の規定に基づき占用許可申請を行うものとする。

(民地内管路及び宅地内柵の使用料)

第17条 乙、丙及び丁は地中管路等へ電線類を設置し使用する場合は、当該宅地内の需要家の有無に関わらず民地内の管路及び宅地内柵を無償で使用できるものとするを需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。

(権利、義務の承継)

第18条 戊または需要家は、宅地等を譲渡する場合には、本協定に定める宅地内の全ての権利義務を宅地等の譲受人に承継するものとする。

2 前項について戊は、宅地購入契約書等に明記するものとする。

3 乙、丙及び丁は、事業を他の事業主体に移管する場合には、移管を受ける者に対し、本協定に定める全ての権利義務を承継するものとする。

(有効期限)

第19条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から地中管路等が存在し得る期間とする。ただし、乙、丙及び丁の内、地中管路等を使用しないものが発生したときは、本協定を解除し、新たに協定書を締結し直すものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲、乙、丙、丁及び戊は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙、丁及び戊が、前項の確約に違反した場合には、相手方は即時に本協定を解除することができるものとする。

(本協定の解除)

第21条 甲、乙、丙、丁及び戊は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部または一部を解除することができる。

(1) 本協定に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。

- (2) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき。
- (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用資力の著しい低下があったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が発送されたとき、競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき。
- (9) その他、本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲、乙、丙、丁及び戊が、前項による本協定の解除を行った場合は、自らに生じた損害の賠償をその相手方に請求することができる。

(その他)

第22条 本協定に定めのない事項及び本協定の履行に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ●●県●●市●●●●●●  
●●市長 ●● ●● 印

乙 ●●県●●市●●●●●●  
●●電気会社  
代表 ●● ●● 印

丙 ●●県●●市●●●●●●  
●●通信株式会社  
代表 ●● ●● 印

丁 ●●県●●市●●●●●●  
●●ケーブルテレビ株式会社  
代表 ●● ●● 印

戊 ●●県●●市●●●●●●  
●●不動産株式会社  
代表 ●● ●● 印

※本基本協定書ひな形は、要請者負担方式で、開発道路及び地中化設備を道路管理者に移管することを想定したもの。

## ■■■地区 地中管路等の維持管理協定書

●●県●●市の道路管理者（以下「甲」という。）、●●電力株式会社（以下「乙」という。）、●●通信株式会社（以下「丙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丁」という。）は、「■■■地区」の電線類・地中管路等の維持管理に関して次のとおり、維持管理協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、第2条に定める本区域内における地中管路等、電線類の維持管理に関する協定を締結することにより、電線類・地中管路等の安全かつ円滑な管理を図ることを目的とする。

### （協定の適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、別紙1「■■■地区」に定める本区域内の地中管路等、電線類を対象とする。

### （用語の定義）

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路とは、甲が所有・管理する道路のことをいう。
- (2) 地中送電設備とは、電線類及び地中管路、洞道等を指す。
- (3) 電線類とは、乙、丙及び丁が、地中管路等に収容される電気、通信ケーブル及びテレビ用ケーブル等をいう。
- (4) 地中管路等とは、乙、丙及び丁の電線類を収容するための地中に設ける下記の(ア)から(イ)をいう。
  - (ア) 本体管路とは、特殊部と特殊部を結ぶ管路をいう。
  - (イ) 特殊部とは、分岐部、接続部、横断部、及び地上機器部を総称していう。

### （維持管理区分）

第4条 移管された地中管路等は、甲の資産とし、地中管路等の内部に収容する乙、丙、丁が所有する電線類については、それぞれの資産とする。甲、乙、丙及び丁は、次表に掲げる区分に基づき、維持管理を行うものとする。

種別	維持管理区分
電線類に係る維持管理	乙、丙、丁
地中管路等に係る維持管理	甲

(点検の実施)

第5条 第4条の維持管理区分に従い、各設備の管理者は、当該設備について、各自の定めた基準に基づき、適切な頻度と方法で点検を実施するものとする。

(費用負担)

第6条 維持管理・改築・修繕・災害復旧に要する費用負担は、以下のとおりとする。

(1) 地中管路等に要する維持管理の費用は甲の負担とする。

(2) 電線類に要する維持管理の費用は、下記の(ア)から(ウ)とする。

(ア) 電気類に係る費用は、乙の負担とする。

(イ) 通信類に係る費用は、丙の負担とする。

(ウ) ケーブルテレビ類に係る費用は、丁の負担とする。

2 第5条に定める地中管路等の点検によって補修が必要な箇所が発見された場合、その補修費用は、原因者負担を原則とする。ただし、原因者が特定できない場合は、甲が負担するものとする。

3 他企業者等からの要請に基づく地中管路等の移設、新設、撤去工事に要する費用は、原因者負担を原則とする。なお、電線類の移設、新設、撤去に関する費用については、乙、丙及び丁から原因者に請求するものとする。

4 損傷事故に伴う地中管路の補修又は改修に要する費用は、原因者負担を原則とする。なお、電線類の補修又は改修に要する費用は、乙、丙及び丁から原因者に請求するものとする。ただし、原因者が特定できない場合は、甲が負担するものとする。

5 上記以外の費用負担が発生した場合は、その都度、甲、乙、丙及び丁で協議して負担方法を決定するものとする。

(特殊部の鍵の保管)

第7条 特殊部の入溝に必要な鍵は、甲が保管するものとし、電線類の点検等で特殊部に入溝する際には、乙、丙及び丁に貸し出すものとする。

2 前項の乙、丙及び丁は、点検等が完了後、速やかに鍵を返却するものとする。

(改築・修繕等を目的とした占用工事の許可)

第8条 乙、丙及び丁は、改築・修繕等により占用工事を施工する時には、道路法第32条の規定に基づき、甲の許可を受けなければならない。

(改築・修繕等を目的とした占用工事の施工)

第9条 乙、丙及び丁は、改築・修繕等により占用工事の際に地中管路等、電線類の保持に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じなければならない。

2 乙、丙及び丁は、占用工事が他の収容物件に支障を及ぼす恐れがあるときは、他の占有者に工事の施工照会を行い、必要により立ち合いを求めるものとする。

3 甲が工事を施工する場合、占用物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、事前に関係占有者と連絡し、打合せを行うものとする。

4 占用工事に伴い、附帯設備の設置が必要となった場合は、甲と協議しなければならない。

5 甲、乙、丙及び丁以外のものが工事を施工する場合は、第1項、第2項及び第4項と同等の条件を課すよう努めるものとする。

(損害又は紛争の処理)

第10条 地中管路等、電線類の維持管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。また、天変地異等不可抗力による場合は、甲、乙、丙、丁が協議の上、誠意をもって共同で処理に当たるものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から地中管路等が存在し得る期間とする。ただし、甲、乙、丙及び丁の内、地中管路等を使用しないものが発生したときは、本協定を解除し、新たに協定書を締結し直すものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲、乙、丙及び丁は、現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙及び丁が、前項の確約に違反した場合には、相手方は即時に本協定を解除することができるものとする。

(本協定の解除)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部または一部を解除することができる。

(1) 本協定に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。

(2) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。

- (3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき。
- (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用資力の著しい低下があったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が發送されたとき、競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき。
- (9) その他、本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲、乙、丙、及び丁が、前項による本協定の解除を行った場合は、自らに生じた損害の賠償をその相手方に請求することができる。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定の履行に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ●●県●●市●●●●●●  
●●市長 ●● ●● 印

乙 ●●県●●市●●●●●●  
●●電気会社  
代表 ●● ●● 印

丙 ●●県●●市●●●●●●  
●●通信株式会社  
代表 ●● ●● 印

丁 ●●県●●市●●●●●

●●ケーブルテレビ株式会社

代表 ●● ●● 印

※本基本協定書ひな形は、要請者負担方式で、開発道路及び地中化設備を、自治体へ移管せずに私道の管理者が管理することを想定したもの。

## 開発事業における無電柱化 基本協定書

●●電力株式会社（以下「甲」という。）、●●通信株式会社（以下「乙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丙」という。）及び●●不動産株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の施行する開発事業（以下、「事業」という。）に伴う電線類の地中化工事（以下「地中化工事」という。）に関して次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、丁の事業に伴い要請者負担方式で実施する地中化工事に関する電線類、地中管路等の財産区分、費用負担区分、維持管理等についての必要な事項を定め、的確な業務処理と円滑な工事遂行を目的とする。

### （地中線供給の実施範囲）

第2条 地中線供給の実施範囲は、別紙1「地中線供給実施範囲」に定める区域（以下「本区域」という。）とする。

### （用語の定義）

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 私道とは、事業によって新たに道路となる予定の土地をいう。
- （2） 地中送電設備とは、電線類及び地中管路、洞道等を指す。
- （3） 電線類とは、甲、乙及び丙が、地中管路等に収容される電気、通信ケーブル及びテレビ用ケーブル等をいう。
- （4） 地中管路等とは、甲、乙及び丙の電線類を収容するための地中に設ける下記の(ア)から(オ)をいう。
  - （ア） 本体管路とは、特殊部と特殊部を結ぶ管路をいう。
  - （イ） 特殊部とは、分岐部、接続部、横断部、及び地上機器部を総称していう。
  - （ウ） 連系管路とは、管路に収容された電線、通信線と電線管理者の既設電線、通信線とを結ぶために必要な管路のうち、本区域内に設ける管路をいう。
  - （エ） 連系設備とは、管路に収容された電線、通信線と電線管理者の既設電線、通信線結ぶために必要な管路のうち、本区域外に設置する管路をいう。
  - （オ） 引込管路とは、民地等へ電線を引込むために必要な管路のうち、本区域内に設ける管路をいう。

(カ) 引込設備とは、民地等へ電線を引き込むために必要な管路のうち、宅地内柵と宅地内柵までの宅地内配管をいう。

(5) 架空供給設備とは、架空電線や電柱などの地上に設置する供給設備を指す。

(施工区分)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、次表に掲げる施工区分に基づき、工事を行うものとする。

工事種別	施工区分
電線類に係る工事	甲、乙、丙
本区域内の地中管路等に係る工事	丁
本区域外の連系設備、引込設備等に係る工事	甲、乙、丙、丁

2 前項の地中管路等の設計及び施工については、甲、乙、丙及び丁が協議して行うものとする。

(電力設備容量)

第5条 第2条に定める地中線供給範囲の電力最大容量は●●kVA以下（内訳：住宅●戸×●kVA）とし、自家発電設備については、●kVA（内訳：住宅●戸×●kVA）とする。なお、計画を超える容量や分筆により内訳の戸数が増加することで追加費用が発生する場合は、申出者が費用負担をすることとする旨を需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。

(設備の設置場所)

第6条 地中送電設備は、甲、乙及び丙が技術的及び経済的に妥当と認める場所に、第4条の施工区分に基づき設置する。

2 宅地内柵を設置する場合の設置位置は、私道と宅地の境界付近とし、宅地内柵の蓋の開閉及び作業に支障をきたさない位置とする。

3 地中送電設備のうち、地中管路は私道の地中とし、第2条に定める地中線供給実施範囲内の共用部分とする。

4 地中送電設備を私道以外に設置するときは、予め、甲、乙、丙及び丁が協議して設置する。

(費用負担)

第7条 地中化工事に要する費用負担は、以下のとおりとする。

(1) 地中管路等に係る工事に要する費用は、丁が負担するものとする。

(2) 電線類に係る工事に要する費用は、下記の(ア)から(ウ)とする。

(ア) 電線類および地上設置機器等に係る費用は、託送供給等約款を適用し、甲が費用負担とする。

(イ) 通信類（ケーブルテレビなどを含む）は、乙、丙及び丁が協議して負担方法を決定する。

(ウ) 別途、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して費用負担契約書を締結するものとする。

#### （地中管路等の技術基準）

第8条 地中管路等の構造は、甲、乙、丙及び丁が協議して、地中管路等の構造を決定する。

#### （財産及び責任区分）

第9条 財産区分及び責任区分は次のとおりとする。

- (1) 丁は地中化工事完了後、第4条の掲げる施工区分に基づき整備した地中管路等の施設は私道の管理者に帰属するものとする。
- (2) 丁は地中化工事完了後、第4条の掲げる施工区分に基づき整備した地中管路等の施設のうち、需要家の敷地内に設置する引込設備及び地上機器柵等を私道の管理者へ引き渡すものとする。
- (3) 電線類（電力）の財産分界点は、●●の接続点（宅地内柵を設ける場合は宅地内柵を接続点）とし、財産分界点より需要家側の電力ケーブルは需要家が敷設し、需要家の所有とする。

#### （地中管路等の使用）

第10条 電力系の地中管路等は甲が使用し、通信系の地中管路等は、乙及び丙が共用するものとする。

#### （維持管理）

第11条 本協定により整備した施設の維持管理は、次によるものとする。

- (1) 甲、乙及び丙が設置した電線は甲、乙及び丙がそれぞれ管理するものとする。
- (2) 地中管路等のうち民地に設置した地中管路等は、需要家が管理するものとする。なお、丁は民地に設置した引込設備の維持管理を需要家が行う旨を需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。
- (3) 地中管路等のうち、電柱から地中に配線するための立ち上がり部分の管路の管理については、甲、乙及び丙が協議して決めるものとする。ただし、当該電柱については維持管理上著しく支障があると認められる場合等、真にやむを得ない事由を除き、原則として移設は認めないものとする。

#### （改修・移設時の費用負担）

第12条 甲、乙、丙及び丁または需要家より第2条に定める地中線供給区域内の設備の移設または改修が必要な場合には、それに係る費用は原因者が負担し、所有者が施工する。

2 天災により設備の補修の必要が発生した場合には、当該設備の所有者が負担し施工する。

3 経年劣化により設備の補修の必要が発生した場合には、当該設備の所有者が負担し施工する。

(設備形成及び保守・保安に関する協力事項)

第13条 丁は甲、乙及び丙に対し開発計画、需要規模、工事工程などについて十分な打合せを行い、計画的な工程調整に努力する。

- 2 甲、乙及び丙が、本区域内設備の点検作業や停電・障害復旧（緊急）作業などで宅地内樹等を開口する必要性が生じた場合、需要家は分岐樹付近の車両などを速やかに移動させ、作業スペースの確保等に協力する。
- 3 前項において緊急を要する場合、甲、乙及び丙は需要家に断ることなく各設備の設置場所へ立ち入ることができる。
- 4 需要家は、第2条の本区域において、不慮の停電や障害などのトラブルが発生した場合、地中線供給設備の取替工事は架空線供給設備と比較して、復旧に時間を費やす場合があることを認識するとともに、供給支障復旧のために必要な車両の出入り、作業などに協力することとする旨を需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。

(相手・第三者に対する損害)

第14条 甲、乙、丙及び丁が本協定に定める義務に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方はその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲、乙、丙及び丁のいずれかが施工する本区域内の工事に起因して、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた当事者が第三者と損害額を協議して対応する。

(民地内管路及び宅地内樹の使用料)

第15条 甲、乙及び丙は地中管路等へ電線類を設置し使用する場合は、当該宅地内の需要家の有無に関わらず民地内の管路及び宅地内樹を無償で使用できるものとするを需要家への重要事項説明の場で周知すると共に売買契約書等に明記する等の措置を講じなければならない。

(権利、義務の承継)

第16条 丁または需要家は、宅地等を譲渡する場合には、本協定に定める宅地内の全ての権利義務を宅地等の譲受人に承継するものとする。

- 2 前項について丁は、宅地購入契約書等に明記するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、事業を他の事業主体に移管する場合には、移管を受ける者に対し、本協定に定める全ての権利義務を承継するものとする。

(有効期限)

第17条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から地中管路等が存在し得る期間とする。ただし、甲、乙及び丙のうち、地中管路等を使用しないものが発生したときは、本協定を解除し、新たに協

定書を締結し直すものとする。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲、乙、丙及び丁は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙及び丁が、前項の確約に違反した場合には、相手方は即時に本協定を解除することができるものとする。

(本協定の解除)

第19条 甲、乙、丙及び丁は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本協定に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。
- (2) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき。
- (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用資力の著しい低下があったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が發送されたとき、競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき。
- (9) その他、本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲、乙、丙及び丁が、前項による本協定の解除を行った場合は、自らに生じた損害の賠償をその相手方に請求することができる。

(その他)

第20条 本協定に定めのない事項及び本協定の履行に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ●●県●●市●●●●●●  
●●電気会社  
代表 ●● ●● 印

乙 ●●県●●市●●●●●●  
●●通信株式会社  
代表 ●● ●● 印

丙 ●●県●●市●●●●●●  
●●ケーブルテレビ株式会社  
代表 ●● ●● 印

丁 ●●県●●市●●●●●●  
●●不動産株式会社  
代表 ●● ●● 印

※本基本協定書ひな形は、要請者負担方式で、開発道路及び地中化設備を、自治体へ移管せずに私道の管理者が管理することを想定したもの。

### ■■■地区 私道内地中管路等の維持管理協定書

●●電力株式会社（以下「甲」という。）、●●通信株式会社（以下「乙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丙」という。）及び私道の土地の所有者又は居住者（●●、●●、●●、●●、●●）（以下「丁」という。）は、「■■■地区」の私道内に設置した電線類・地中管路等の維持管理に関して次のとおり、維持管理協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、第2条に定める本区域内における地中管路等、電線類の維持管理に関する協定を締結することにより、電線類・地中管路等の安全かつ円滑な管理を図ることを目的とする。

#### （協定の適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、別紙1「■■■地区」に定める本区域内の地中管路等、電線類を対象とする。

#### （用語の定義）

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 私道とは、丁が所有・管理する道路のことをいう。
- （2） 地中送電設備とは、電線類及び地中管路、洞道等を指す。
- （3） 電線類とは、甲、乙及び丙が、地中管路等に収容される電気、通信ケーブル及びテレビ用ケーブル等をいう。
- （4） 地中管路等とは、甲、乙及び丙の電線類を収容するための地中に設ける下記の（ア）から（イ）をいう。
  - （ア） 本体管路とは、特殊部と特殊部を結ぶ管路をいう。
  - （イ） 特殊部とは、分岐部、接続部、横断部、及び地上機器部を総称していう。

#### （維持管理区分）

第4条 地中管路等は、丁の資産とし、地中管路等の内部に収容する甲、乙、丙が所有する電線類については、それぞれの資産とする。甲、乙、丙及び丁は、次表に掲げる区分に基づき、維持管理を行うものとする。

種別	維持管理区分
電線類に係る維持管理	甲、乙、丙
地中管路等に係る維持管理	丁

2 前項の地中管路等に関して、点検等により異常や危険性が確認された場合は、甲、乙及び丙に報告を行い、必要な措置について助言・指導を受けるものとする。

#### (点検の実施)

第5条 第4条の維持管理区分に従い、各設備の管理者は、当該設備について、各自の定めた基準に基づき、適切な頻度と方法で点検を実施するものとする。

#### (費用負担)

第6条 維持管理・改築・修繕・災害復旧に要する費用負担は、以下のとおりとする。

(1) 地中管路等に要する維持管理の費用は、丁が負担するものとし、丁の土地所有者及び居住者等の関係者間で費用を折半する。

(2) 電線類に要する維持管理の費用は、下記の(ア)から(ウ)とする。

(ア) 電気類に係る費用は、甲の負担とする。

(イ) 通信類に係る費用は、乙の負担とする。

(ウ) ケーブルテレビ類に係る費用は、丙の負担とする。

2 第5条に定める地中管路等の点検によって補修が必要な箇所が発見された場合、その補修費用は、原因者負担を原則とする。ただし、原因者が特定できない場合は、丁の土地所有者及び居住者等の関係者間で費用を折半する。

3 他企業者等からの要請に基づく地中管路等の移設、新設、撤去工事に要する費用は、原因者負担を原則とする。なお、電線類の移設、新設、撤去に関する費用については、甲、乙及び丙から原因者に請求するものとする。

4 損傷事故に伴う地中管路の補修又は改修に要する費用は、原因者負担を原則とする。なお、電線類の補修又は改修に要する費用は、甲、乙及び丙から原因者に請求するものとする。ただし、原因者が特定できない場合は、丁の土地所有者及び居住者等の関係者間で費用を折半する。

5 上記以外の費用負担が発生した場合は、その都度、甲、乙、丙及び丁で協議して負担方法を決定するものとする。

#### (管理方法)

第7条 丁が行う本協定内の私道内の地中管路等の維持管理にあたっては、第三者の通行及び安全を確保するように努めなければならない。

2 甲、乙及び丙は、丁が維持管理する私道内の地中管路等が第三者への支障を及ぼす恐れがあると判断したときには、丁に必要な措置を講ずるよう助言・指導することができる。

(改築・修繕等を目的とした電線類に関する工事)

第8条 甲、乙及び丙は、改築・修繕等を目的とした電線類に関する工事の際に地中管路等、電線類の保持に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じなければならない。

(損害又は紛争の処理)

第9条 地中管路等、電線類の維持管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。また、天変地異等不可抗力による場合は、甲、乙、丙、丁が協議の上、誠意をもって共同で処理に当たるものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から地中管路等が存在し得る期間とする。ただし、甲、乙及び丙のうち、地中管路等を使用しないものが発生したときは、本協定を解除し、新たに協定書を締結し直すものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲、乙、丙及び丁は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙及び丁が、前項の確約に違反した場合には、相手方は即時に本協定を解除することができるものとする。

(本協定の解除)

第12条 甲、乙、丙及び丁は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本協定に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。
- (2) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき。
- (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用資力の著しい低下があったとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が發送されたとき、競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

(8) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき。

(9) その他、本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲、乙、丙及び丁が、前項による本協定の解除を行った場合は、自らに生じた損害の賠償をその相手方に請求することができる。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定の履行に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ●●県●●市●●●●●●  
●●電気会社  
代表 ●● ●● 印

乙 ●●県●●市●●●●●●  
●●通信株式会社  
代表 ●● ●● 印

丙 ●●県●●市●●●●●●  
●●ケーブルテレビ株式会社  
代表 ●● ●● 印

丁 ●● ●● 印  
●● ●● 印  
●● ●● 印  
●● ●● 印  
●● ●● 印

## 【将来的な公道を無電柱化する場合の任意事項の記載例】

将来的な公道を無電柱化する場合の、「基本協定書の締結事項例」で整理した各協定書の「基本事項」以外に事業の特性により協定書に記載する「任意事項」の条文の記載例を以下に示します。

### 将来的な公道を無電柱化する場合の「基本協定書」の任意事項 (1/3)

#### 【総論】

(法令の遵守)

第●条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定を実施するにあたり、道路関係諸法令、電気通信関係諸法令の諸規定を遵守するものとする。

(工事説明及び苦情の処理)

第●条 地中送電設備の工事説明及び苦情処理等の住民対応は、乙、丙、丁及び戊が協力して行うものとする。

2 地中送電設備に起因する第三者からの苦情処理は、甲、乙、丙、丁及び戊が協力して行うものとする。

(守秘義務)

第●条 本協定当事者は、本協定の実施の際に知りえた業務上、技術上その他一切の秘密について、相手方の書面による承諾がない限り、本協定の有効期間中だけでなく、終了後においても他の目的に使用してはならず、または第三者への開示もしくは漏えいさせてはならない。

(施工委託)

第●条 戊は、第●条に定める施工区分のうち、戊が実施する引込管等工事を乙、丙及び丁に、台帳作成業務を乙（または丙）に委託できるものとする。（以下「乙」、「丙」及び「丁」を「受託者」という。）

(委託協定の締結)

第●条 戊は、前条に定める引込管等工事及び台帳作成業務を受託者へ委託する場合、別途委託協定を締結するものとする。なお、委託協定書には、戊及び受託者が協議のうえ、次の事項を明記するものとする。

- (1) 委託内容及び委託箇所
- (2) 委託期間
- (3) 台帳作成業務に係る費用
- (4) その他必要な事項

## 将来的な公道を無電柱化する場合の「基本協定書」の任意事項 (2/3)

2 前項の委託協定書は、戊においては〇〇〇〇、乙においては〇〇支社長、丙においては〇〇支社長、丁においては〇〇支社長で締結するものとする。

(委託費の算定)

第●条 戊が第●条に基づき受託者に委託する場合の委託費は、受託者が当該引込管等工事及び台帳作成業務に係る以下の費用及び間接費を算定するものとする。

- (1) 引込管等工事の設計及び家屋調査に係る費用
- (2) 引込管等工事の施工に係る費用
- (3) 台帳作成業務に係る費用
- (4) 間接費は、上記1号及び2号の費用に対して第17条に基づいた委託協定に定める率を乗じた金額とする。

(消費税及び地方消費税)

第●条 戊が、受託者に引込管等工事を委託した場合、前条の委託費に併せて消費税法及び地方税法に定める消費税率を乗じて算出した額を受託者に支払うものとする。

### 【費用】

(占有許可並びに占有料等)

第●条 甲は戊から道路等の移管を受けた後すみやかに乙、丙及び丁へ通知することとし、乙、丙及び丁は甲に対して占有許可を得るものとする。

2 甲は占有許可にもとづき、乙、丙及び丁に対して占有料を請求することができる。

### 【権利・占有】

(地中管路の移管)

第●条 道路部分の地中管路については、検査の合格をもって引き渡ししたものとする。

### 【維持管理】

(移管後の維持管理) ※基本協定書と維持管理協定書をセットで締結する場合の案

第●条 本協定により整備した施設の維持管理は、次によるものとする。

- (1) 地中管路等のうち道路内に設置した地中管路等については、財産の帰属後、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める「■■■地区 地中管路等の維持管理協定書」に基づき管理するものとする。

**将来的な公道を無電柱化する場合の「基本協定書」の任意事項 (3/3)**

(維持管理協定)

第●条 戊は本協定に基づき整備した施設の維持管理について、別途電線管理者と協議を行い、維持管理に関する協定を締結するものとする。

**将来的な公道を無電柱化する場合の「維持管理協定書」の任意事項 (1/1)**

**【序文】** ※基本協定書と維持管理協定書をセットで締結する場合の案

「■■■地区 地中管路等の維持管理協定書」は、○年○月○日付で●●県●●市の道路管理者（以下「甲」という。）、●●電力株式会社（以下「乙」という。）、●●通信株式会社（以下「丙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丁」という。）が締結した「開発事業における無電柱化 基本協定書（以下「基本協定」という。）」の第12条に基づき、「■■■地区」の電線類・地中管路等の維持管理に関して次のとおり、維持管理協定（以下「本協定」という。）を締結する。

**【総論】**

(優先規定)

第●条 本協定と基本協定の間で内容に相違がある場合、本協定の規定が優先されるものとする。

**【維持管理】**

(台帳の作成及び保管)

第●条 甲が円滑な管理運営を図るため、次に掲げる事項を記載した地中管路管理台帳を戊が作成し、甲が保管するものとする。

- (1) 地中管路の規模及び構造
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類及び敷設工事着手年月日及び完了年月日
- (4) 収容物件の管理者名および連絡先
- (5) その他必要事項

2 占有者は、占有者に起因して第1項に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに道路管理者に報告する。

## 【私道が無電柱化する場合の任意事項の記載例】

私道が無電柱化する場合の、「基本協定書の締結事項例」で整理した各協定書の「基本事項」以外に事業の特性により協定書に記載する「任意事項」の条文の記載例を以下に示します。

### 私道が無電柱化する場合の「基本協定書」の任意事項（1/2）

#### 【総論】

（法令の遵守）

第●条 甲、乙、丙及び丁は、本協定を実施するにあたり、道路関係諸法令、電気通信関係諸法令の諸規定を遵守するものとする。

（工事説明及び苦情の処理）

第●条 地中送電設備の工事説明及び苦情処理等の住民対応は、甲、乙、丙及び丁が協力して行うものとする。

2 地中送電設備に起因する第三者からの苦情処理は、甲、乙、丙及び丁が協力して行うものとする。

（守秘義務）

第●条 本協定当事者は、本協定の実施の際に知りえた業務上、技術上その他一切の秘密について、相手方の書面による承諾がない限り、本協定の有効期間中だけでなく、終了後においても他の目的に使用してはならず、または第三者への開示もしくは漏えいさせてはならない。

（施工委託）

第●条 丁は、第●条に定める施工区分のうち、丁が実施する引込管等工事を甲、乙及び丙に、台帳作成業務を甲（または乙）に委託できるものとする。（以下「甲」、「乙」及び「丙」を「受託者」という。）

（委託協定の締結）

第●条 丁は、前条に定める引込管等工事及び台帳作成業務を受託者へ委託する場合、別途委託協定を締結するものとする。なお、委託協定書には、丁及び受託者が協議のうえ、次の事項を明記するものとする。

- （1） 委託内容及び委託箇所
- （2） 委託期間
- （3） 台帳作成業務に係る費用
- （4） その他必要な事項

## 私道を無電柱化する場合の「基本協定書」の任意事項 (2/2)

2 前項の委託協定書は、丁においては〇〇〇〇、甲においては〇〇支社長、乙においては〇〇支社長、丙においては〇〇支社長で締結するものとする。

(委託費の算定)

第●条 丁が第●条に基づき受託者に委託する場合の委託費は、受託者が当該引込管等工事及び台帳作成業務に係る以下の費用及び間接費を算定するものとする。

- (1) 引込管等工事の設計及び家屋調査に係る費用
- (2) 引込管等工事の施工に係る費用
- (3) 台帳作成業務に係る費用
- (4) 間接費は、上記1号及び2号の費用に対して第17条に基づいた委託協定に定める率を乗じた金額とする。

(消費税及び地方消費税)

第●条 丁が、受託者に引込管等工事を委託した場合、前条の委託費に併せて消費税法及び地方税法に定める消費税率を乗じて算出した額を受託者に支払うものとする。

### 【維持管理】

(維持管理) ※基本協定書と維持管理協定書をセットで締結する場合の案

第●条 本協定により整備した施設の維持管理は、次によるものとする。

- (1) 地中管路等のうち私道内に設置した地中管路等については、甲、乙、丙及び私道の管理者が協議して別途定める「■■■地区 私道内地中管路等の維持管理協定書」に基づき管理するものとする。

(維持管理協定)

第●条 丁は本協定に基づき整備した施設の維持管理について、別途電線管理者と協議を行い、維持管理に関する協定を締結するものとする。

## 私道を無電柱化する場合の「維持管理協定書」の任意事項 (1/1)

### 【序文】※基本協定書と維持管理協定書をセットで締結する場合の案

「■■■地区 私道内地中管路等の維持管理協定書」は、○年○月○日付で●●電力株式会社（以下「甲」という。）、●●通信株式会社（以下「乙」という。）、●●ケーブルテレビ株式会社（以下「丙」という。）及び私道の土地の所有者又は居住者（●●、●●、●●、●●、●●）（以下「丁」という。）が締結した「開発事業における無電柱化 基本協定書（以下「基本協定」という。）」の第11条に基づき、「■■■地区」の私道内に設置した電線類・地中管路等の維持管理に関して次のとおり、維持管理協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 【総論】

（優先規定）

第●条 本協定と基本協定の間で内容に相違がある場合、本協定の規定が優先されるものとする。

### 【維持管理】

（維持管理の方法）

第●条 地中管路等の維持管理にあたっては、第三者の通行及び安全を確保するように努めなければならない。